

第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和3年6月9日（水）

1 発生状況について 資料 1

2 岐阜県の対応について 資料 2

3 岐阜市の対応について 資料 3
・岐阜市総合対策（第7版）（案）について

【配布資料】

資料 1 岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について(R3.6.8時点)

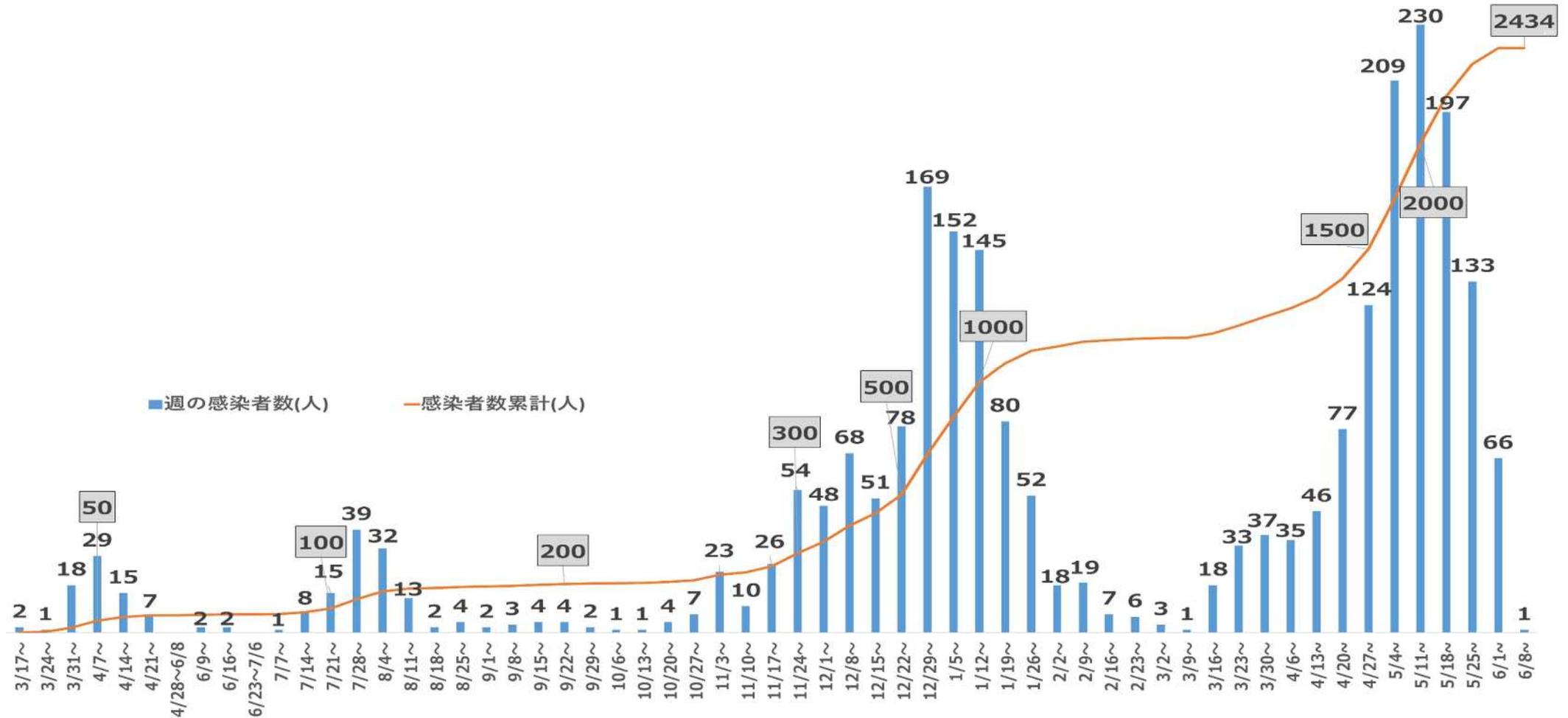
資料 2 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会(第23回)対策本部本部員会議(第35回)

資料 3 新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第7版)(案)

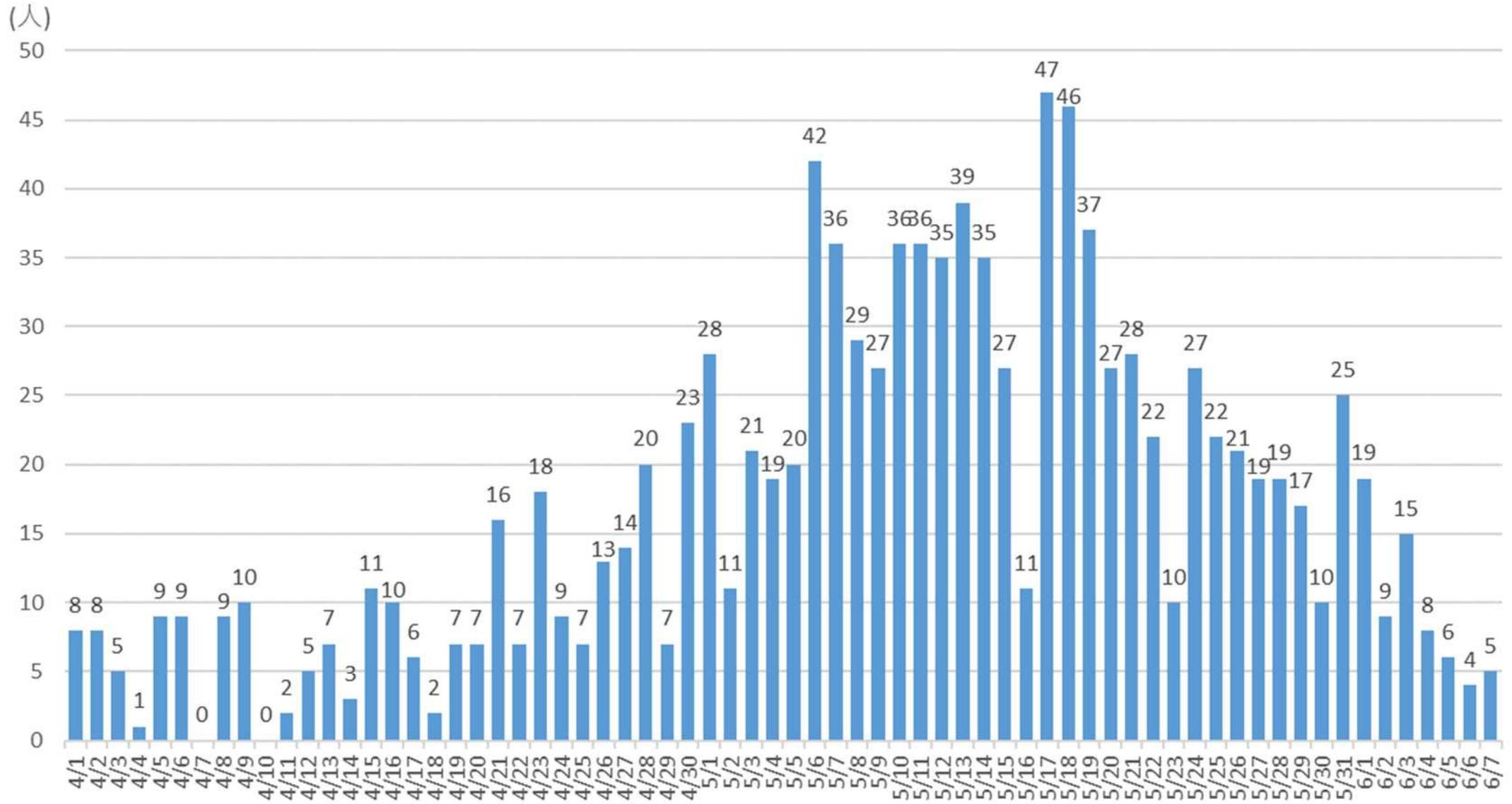
岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について (R3. 6. 8 時点)

1 感染者数推移 (週計)

- ・ 累計2,434人の感染者が発生。3月は62人、4月は253人、5月は829人で、5月の感染者は4月の3.3倍、3月の13.4倍となった。
- ・ 一週間 (5/25~5/31) の人口10万人あたりの感染者数は、32.63人である。(同時期との比較 全国：19.43人 岐阜県：22.45人 愛知県：32.26人)

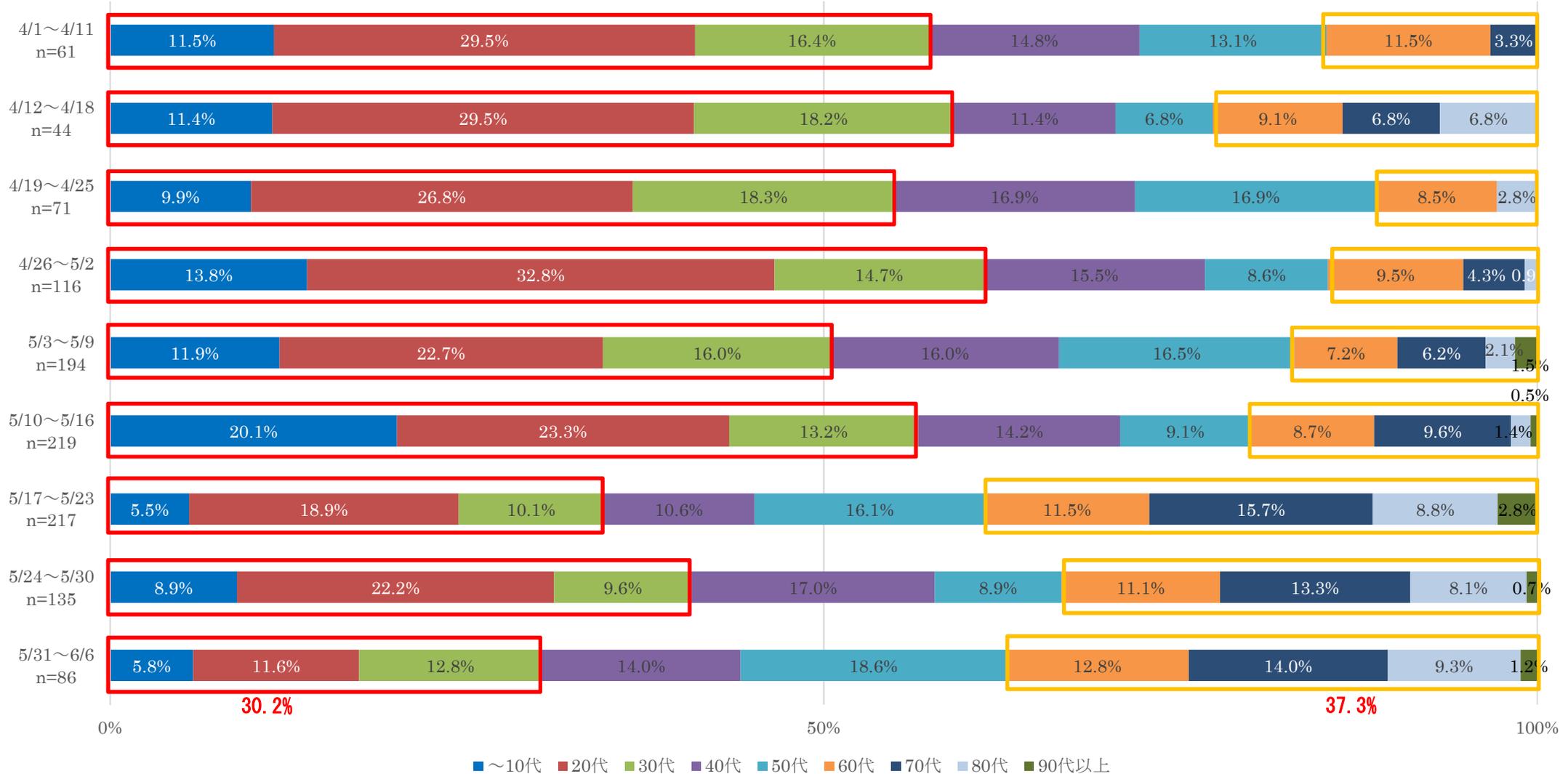


2 感染者数推移 (日別 4/1~6/7)



3 年代別割合の比較（令和 3 年 4 月以降）

- ・ 30代以下が30.2%、60代以上が37.3%となっている。
- ・ 4月から5月中旬までは30代以下の若い世代が半数以上を占めていたが、5月後半に入り60代以上の**高齢者へ感染がシフト**している。



※割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない場合があります

岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会（第23回）
対策本部本部員会議（第35回）

日 時：令和3年6月8日（火）
15：30～

場 所：県庁4階 特別会議室

1 県内の感染状況等について

資料 1

2 ワクチン接種状況等について

資料 2

3 今後のワクチン接種の優先順位及び供給方針について(案)

資料 3

(参考添付)

- 新型コロナワクチン職域接種の要望確認について（令和3年6月3日付文部科学省事務連絡）
- 新型コロナワクチン職域接種各省庁向け説明会資料
- 職域接種における申請・確認の流れ
- 新型コロナワクチンの職域接種の総合窓口

**岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会（第23回） 対策本部本部員会議（第35回） 出席者名簿**

日時：令和3年6月8日（火）15：30～
場所：岐阜県庁4階 特別会議室

1 市町村

市名	氏名等	備考	町村名	氏名等	備考
岐阜市	柴橋 正直 市長	県庁	岐南町	小島 英雄 町長	T V
大垣市	石田 仁 市長	T V	笠松町	古田 聖人 町長	T V
高山市	國島 芳明 市長	T V	養老町	大倉 修 <small>住民福祉部長</small>	T V
多治見市	古川 雅典 市長	T V	垂井町	早野 博文 町長	T V
関市	尾関 健治 市長	T V	関ヶ原町	西脇 康世 町長	T V
中津川市	青山 節児 市長	T V	神戸町	谷村 成基 町長	T V
美濃市	武藤 鉄弘 市長	T V	輪之内町	木野 隆之 町長	T V
瑞浪市	水野 光二 市長	T V	安八町	堀 正 町長	T V
羽島市	松井 聡 市長	T V	掛斐川町	岡部 栄一 町長	T V
恵那市	大塩 康彦 副市長	T V	大野町	宇佐美 晃三 町長	T V
美濃加茂市	伊藤 誠一 市長	T V	池田町	岡崎 和夫 町長	T V
土岐市	加藤 淳司 市長	T V	北方町	戸部 哲哉 町長	T V
各務原市	浅野 健司 市長	T V	坂祝町	柴山 佳也 町長	T V
可児市	高木 伸二 副市長	T V	富加町	板津 徳次 町長	T V
山県市	林 宏優 市長	T V	川辺町	佐藤 光宏 町長	T V
瑞穂市	森 和之 市長	T V	七宗町	加納 福明 町長	T V
飛騨市	都竹 淳也 市長	T V	八百津町	金子 政則 町長	T V
本巣市	藤原 勉 市長	T V	白川町	横家 敏昭 町長	T V
郡上市	日置 敏明 市長	T V	東白川村	今井 俊郎 村長	T V
下呂市	山内 登 市長	T V	御嵩町	渡邊 公夫 町長	T V
海津市	横川 真澄 市長	T V	白川村	板谷 孝明 副村長	T V

2 各種団体

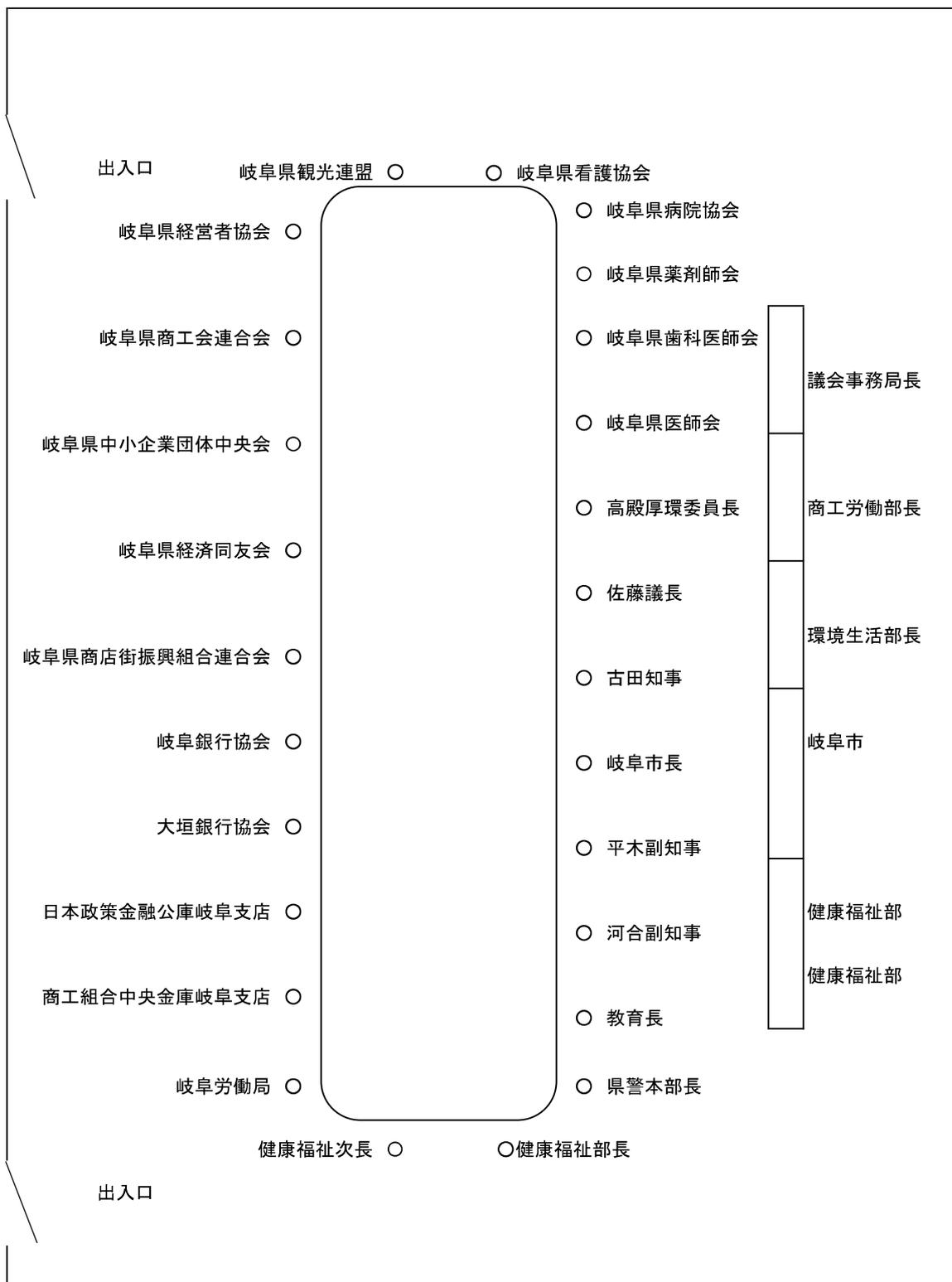
団体名	氏名等	団体名	氏名等
岐阜県医師会	河合 直樹 会長	岐阜県中小企業団体中央会	今井 哲夫 会長
岐阜県歯科医師会	阿部 義和 会長	岐阜県経済同友会	鈴木 良春 筆頭代表幹事
岐阜県薬剤師会	有川 幸孝 専務理事	岐阜県商店街振興組合連合会	日比野 豊 理事長
岐阜県病院協会	富田 栄一 会長	岐阜銀行協会	國島 正人 支店長
岐阜県看護協会	青木 京子 会長	大垣銀行協会	竹中 哲夫 公務金融部長
岐阜県観光連盟	岸野 吉晃 会長	日本政策金融公庫 岐阜支店	梅沢 光一 支店長
岐阜県経営者協会	小川 信也 会長	商工組合中央金庫 岐阜支店	前島 晋介 支店次長
岐阜県商工会連合会	岡山 金平 会長	岐阜労働局	畑 俊一 局長

3 県

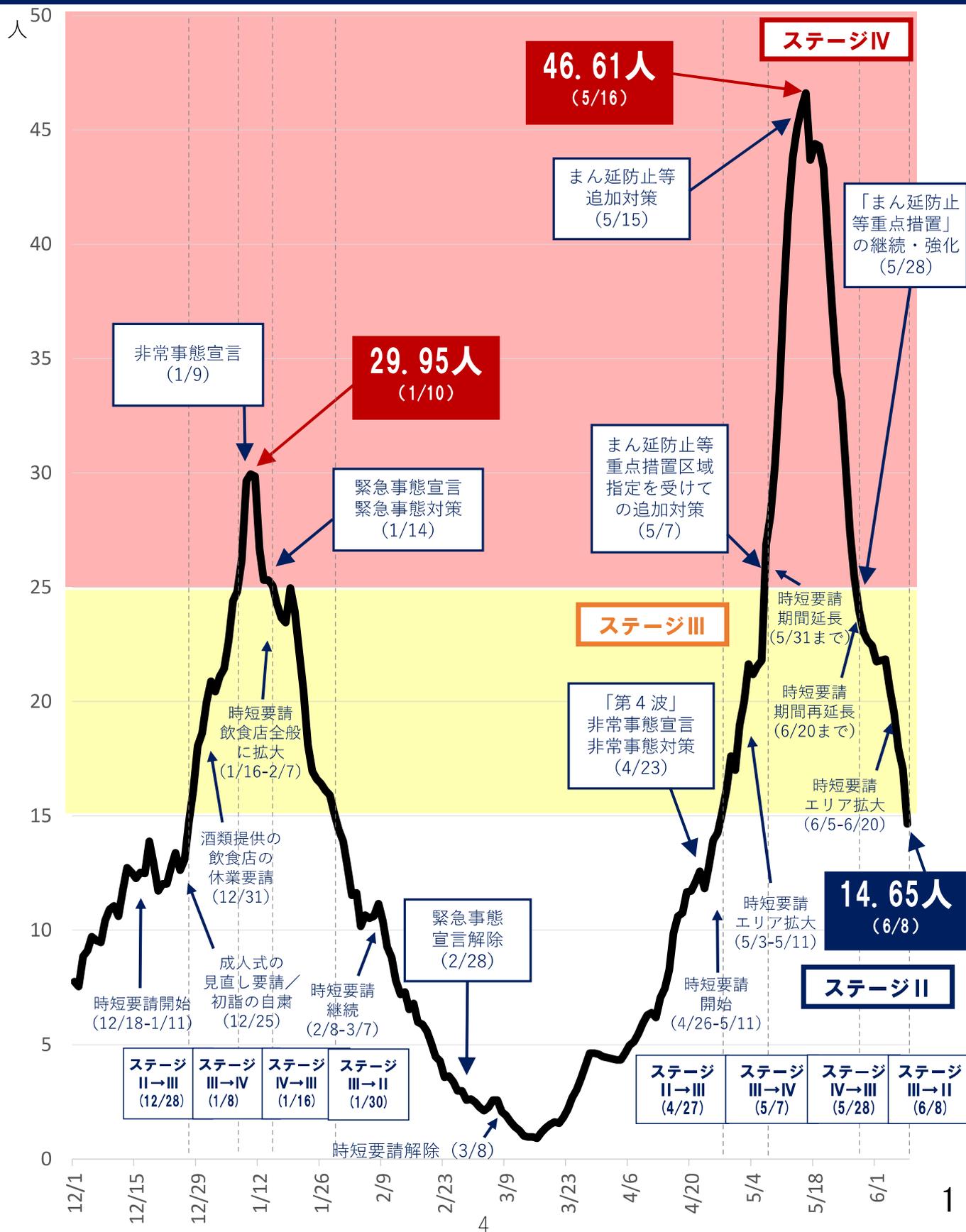
	氏名		氏名
知事	古田 肇	子ども・女性局長	安江 真美
議長	佐藤 武彦	商工労働部長	崎浦 良典
厚生環境委員会委員長	高殿 尚	観光国際局長	矢本 哲也
副知事	平木 省	農政部長	長尾 安博
副知事	河合 孝憲	林政部長	高井 峰好
教育長	堀 貴雄	県土整備部長	船坂 徳彦
警察本部長	奥野 省吾	都市建築部長	大野 真義
秘書広報統括監	尾鼻 智	都市公園整備局長	湯澤 将憲
総務部長	横山 玄	会計管理者	西垣 功朗
清流の国推進部長	丸山 淳	議会事務局長	服部 敬
危機管理部長	渡辺 正信	人事委員会事務局長	村田 嘉子
環境生活部長	内木 禎	監査委員事務局長	三田村 俊史
県民文化局長	市橋 貴仁	労働委員会事務局長	樋口 博久
健康福祉部長	堀 裕行	健康福祉部次長	籠橋 智基

岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会(第23回) 対策本部本部員会議(第35回) 配席図

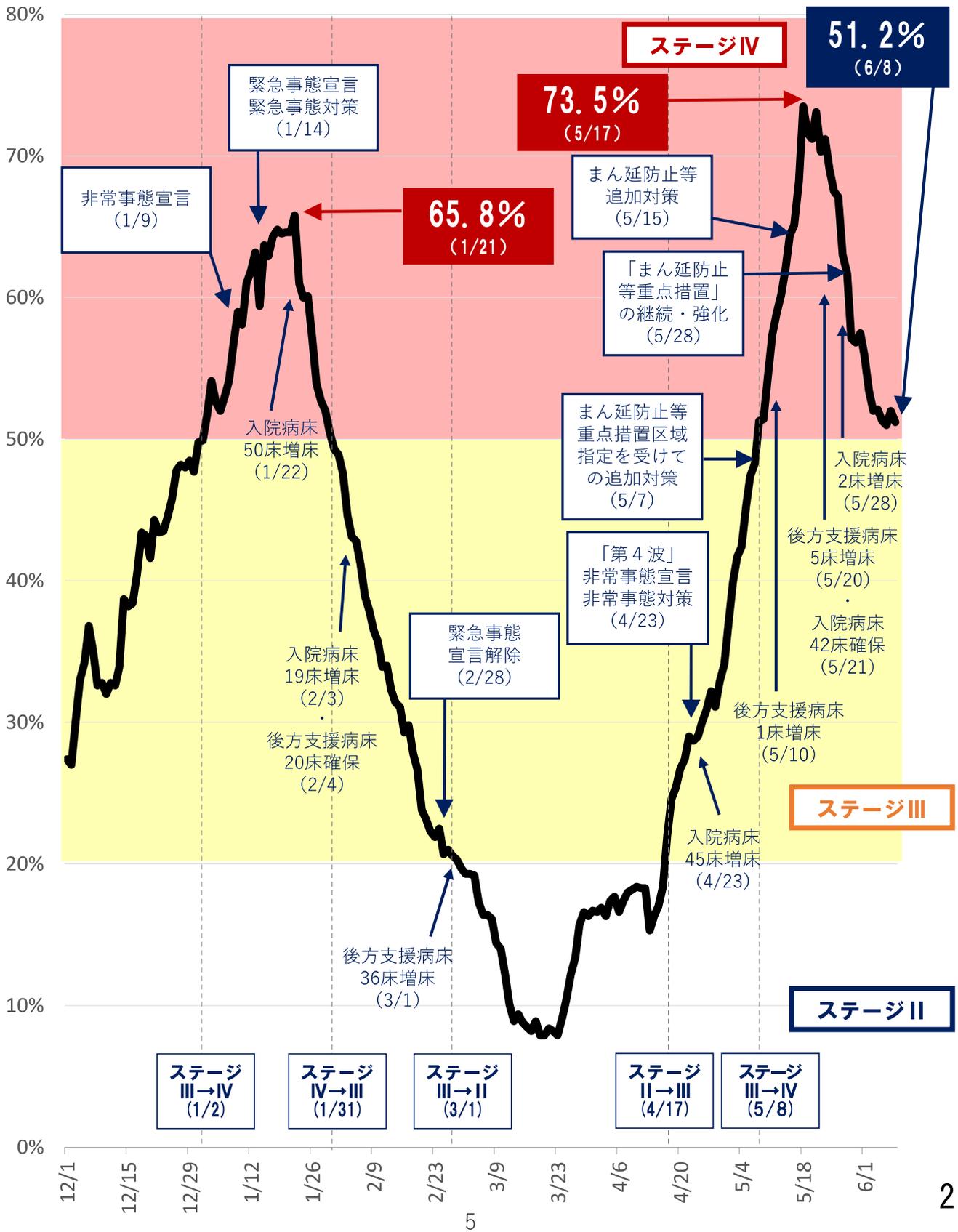
令和3年6月8日(火)15:30~
4階特別会議室



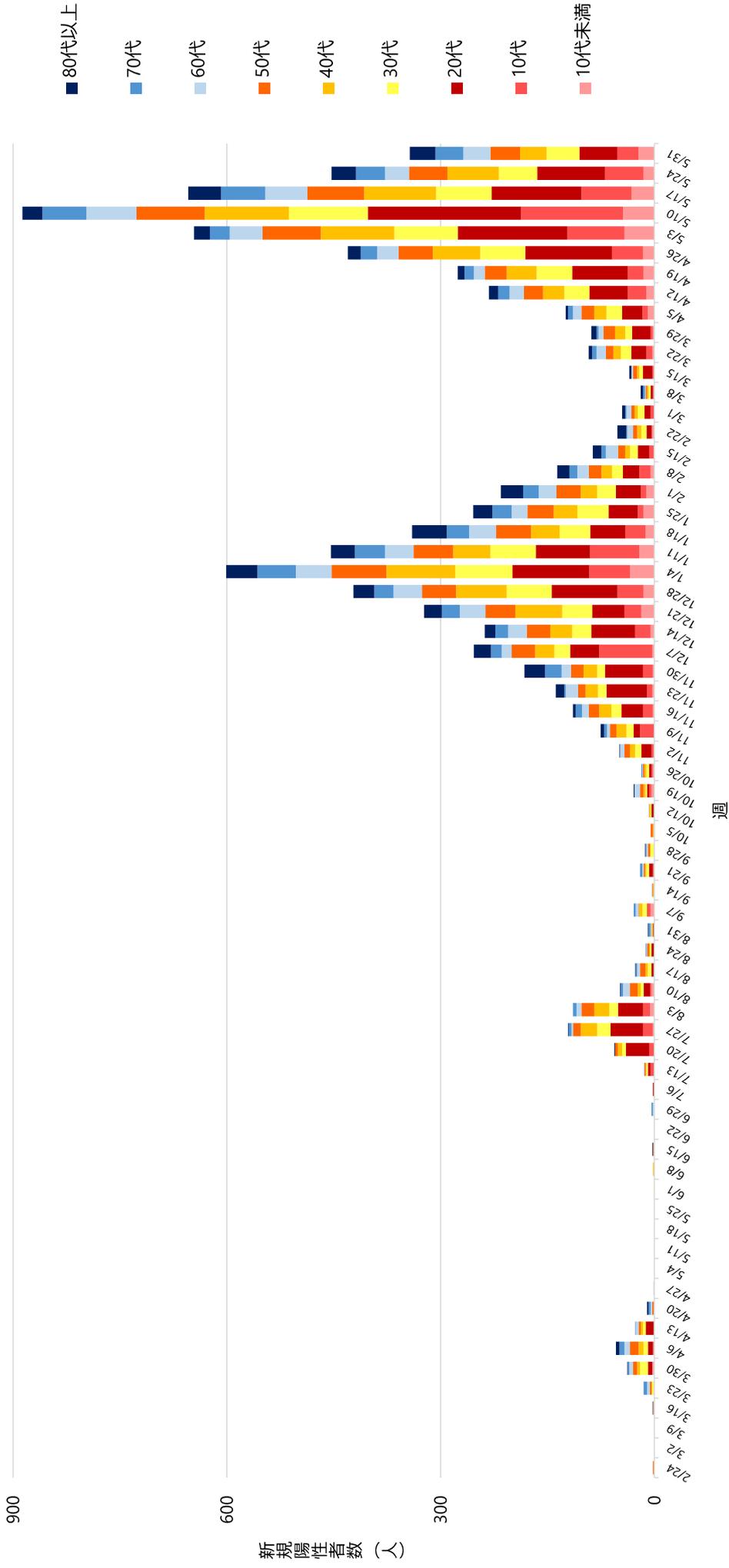
県の10万人あたり新規感染者数 (7日間移動合計)の推移と県の対策



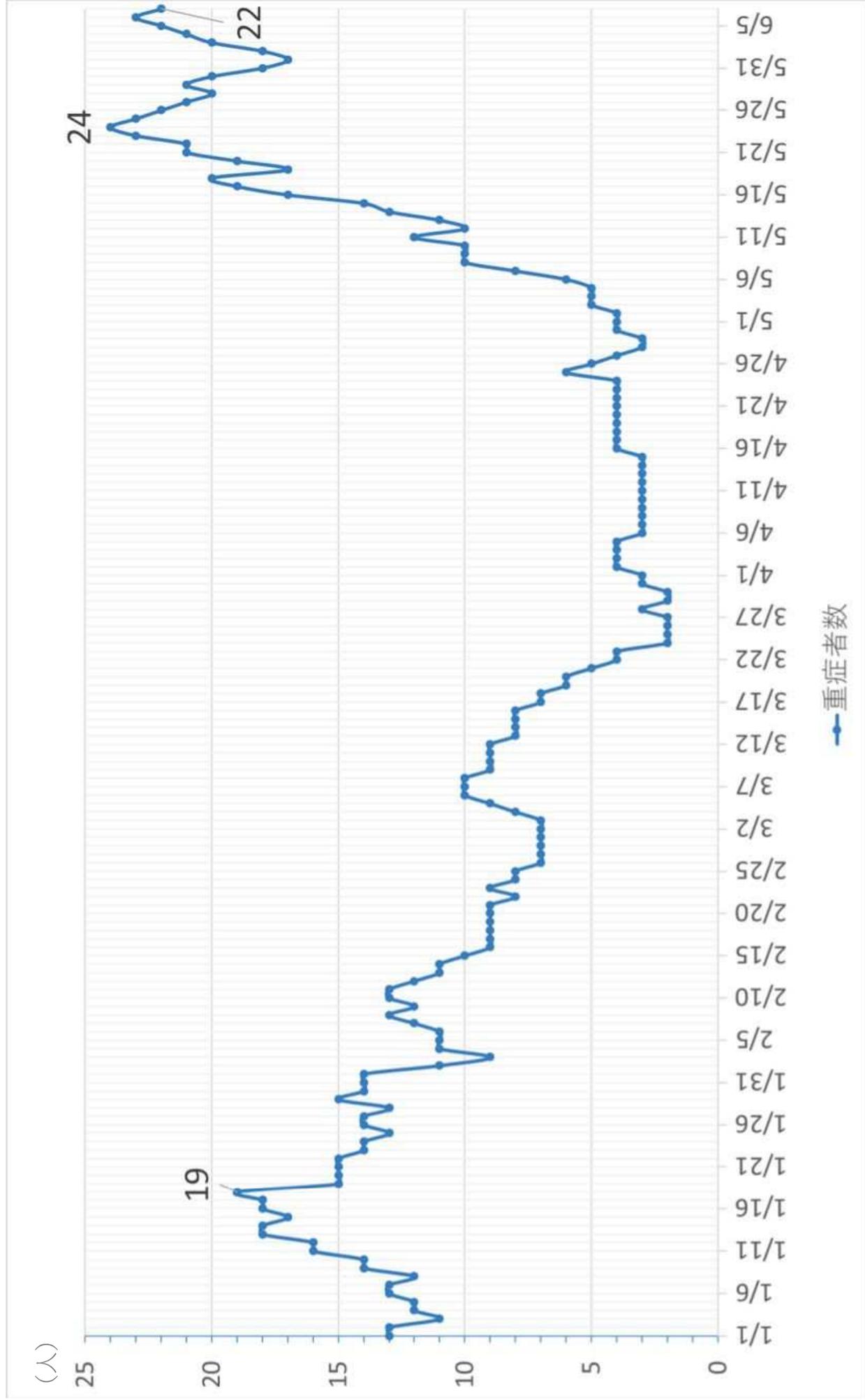
県の病床使用率の推移と対策



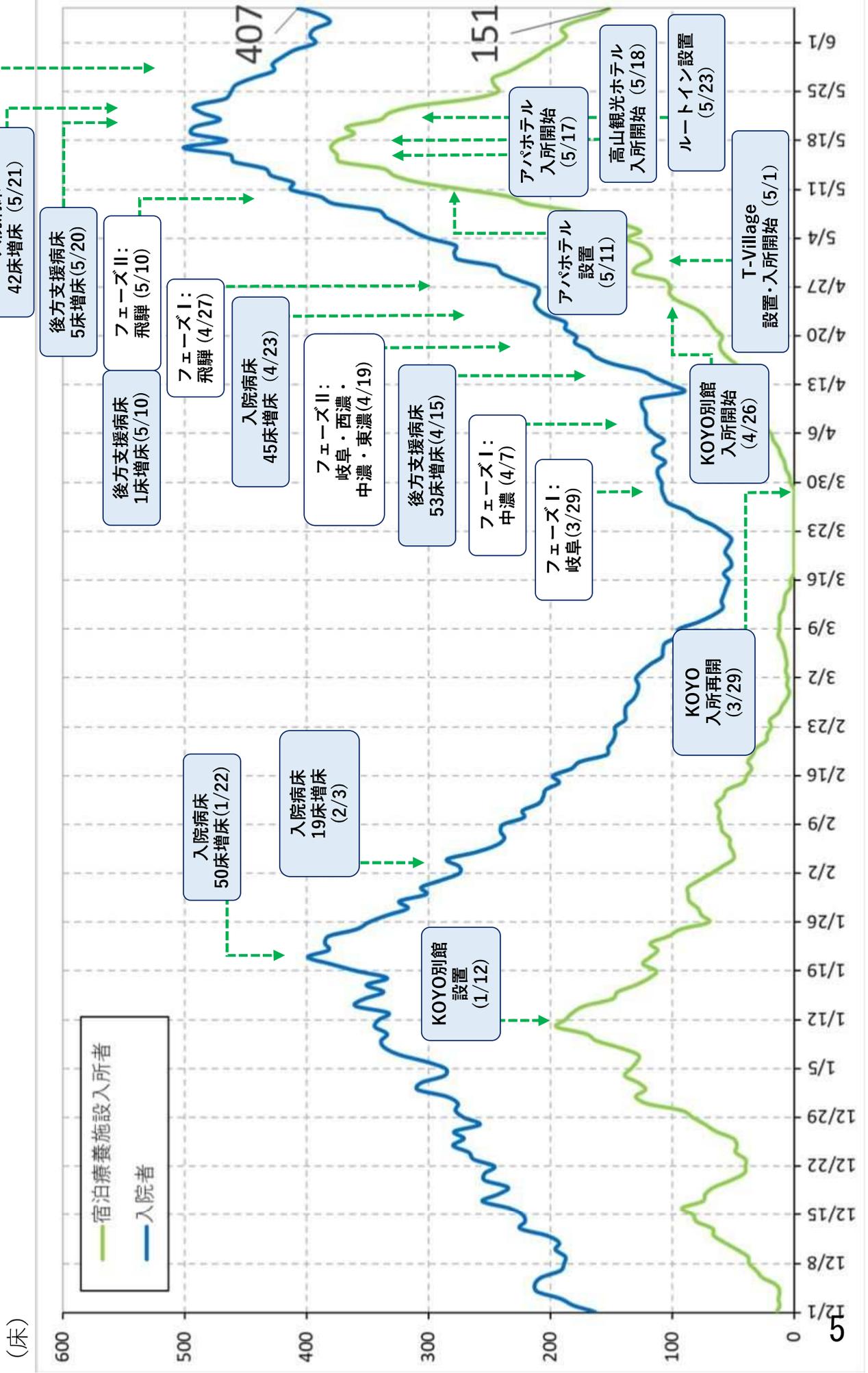
週別・年代別・新規患者数推移



岐阜県の重症者の推移



岐阜県の入院病床・宿泊療養施設について



直近一週間の市町村別患者数 (6/1~6/7)

6月7日 17:00確定

重点措置の対象エリア

	6月1日	6月2日	6月3日	6月4日	6月5日	6月6日	6月7日	合計	
岐阜市	23	19	13	9	9	6	4	83	岐阜市
大垣市	3	10	6	1	4	2	2	28	大垣市
高山市	0	3	1	0	0	0	0	4	高山市
多治見市	2	2	2	1	6	0	0	13	多治見市
関市	2	3	1	0	0	1	0	7	関市
中津川市	3	1	3	5	2	0	0	14	中津川市
美濃市	0	0	1	1	0	1	0	3	美濃市
瑞浪市	0	0	1	0	0	0	1	2	瑞浪市
羽島市	2	1	3	2	1	0	2	11	羽島市
恵那市	0	2	1	1	1	0	0	5	恵那市
美濃加茂市	1	1	2	0	3	0	1	8	美濃加茂市
土岐市	2	2	1	1	0	1	1	8	土岐市
各務原市	4	7	6	2	1	3	3	26	各務原市
可児市	6	3	11	1	2	1	3	27	可児市
山県市	0	0	1	0	2	0	0	3	山県市
瑞穂市	2	0	1	1	2	1	0	7	瑞穂市
飛騨市	0	0	0	0	0	0	0	0	飛騨市
本巣市	0	1	0	2	0	0	0	3	本巣市
郡上市	1	0	0	0	0	0	0	1	郡上市
下呂市	0	0	0	0	1	0	0	1	下呂市
海津市	0	0	1	1	0	1	0	3	海津市
岐南町	0	0	2	1	0	0	0	3	岐南町
笠松町	1	0	4	0	1	0	1	7	笠松町
養老町	0	0	0	0	0	0	0	0	養老町
垂井町	3	0	1	0	0	0	2	6	垂井町
関ヶ原町	0	0	0	0	0	0	0	0	関ヶ原町
神戸町	1	0	0	1	0	0	0	2	神戸町
輪之内町	0	0	0	0	1	3	0	4	輪之内町
安八町	0	1	0	0	0	1	0	2	安八町
揖斐川町	2	0	1	0	0	0	0	3	揖斐川町
大野町	0	0	0	0	0	0	0	0	大野町
池田町	0	0	1	0	0	1	0	2	池田町
北方町	0	2	2	0	0	0	0	4	北方町
坂祝町	0	0	0	0	0	0	0	0	坂祝町
富加町	0	0	1	0	0	0	0	1	富加町
川辺町	4	2	0	0	3	0	0	9	川辺町
七宗町	0	0	0	0	0	0	0	0	七宗町
八百津町	7	14	3	4	3	0	3	34	八百津町
白川町	0	0	0	0	0	0	0	0	白川町
東白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	東白川村
御嵩町	1	0	1	0	1	0	2	5	御嵩町
白川村	0	0	0	0	0	0	0	0	白川村
県外その他	0	0	0	0	0	0	0	0	県外その他
合計	70	74	71	34	43	22	25	339	合計
発生市町村数	19	17	26	16	17	12	12	33	発生市町村数

医療従事者向けワクチン優先接種について

1 必要となるワクチンの量

- 必要箱数：135箱（約6.7万人分）については、**全量供給済み**。

【ワクチンの供給単位】

- 供給単位：1箱（195バイアル：最小流通単位）
- 1バイアル：5回接種分の場合
1箱（195バイアル=975回分）：487人分
- 1バイアル：6回接種分の場合
1箱（195バイアル=1,170回分）：585人分

2 医療従事者向け優先接種における接種状況

- 接種率（6月8日時点）

	接種希望者数	接種実績	接種率
1回目	66,940人	67,637人	101.0%
2回目	66,940人	52,411人	78.3%

- ・高齢者接種時の余剰ワクチン等の活用により、当初の接種希望者を超える接種を実施（1回目）。
- ・当初の接種希望者の1回目接種は今週末に完了し、6月最終週までに2回目接種を完了する見込み。

高齢者向けワクチンの優先接種について

1 国からのワクチン配分（予定）

		時期	配分量
内示済	}	配分済	711箱
		6月 7日の週・6月14日の週	190箱
		6月21日の週・6月28日の週	202箱
		未定（今後、国に対して要求）	15箱
		計	1,118箱

2 必要となるワクチンの量

○ 必要箱数：1,118箱（約63万人※分）

※65歳以上の高齢者及び高齢者施設の従事者

【ワクチンの供給単位】

○ 供給単位：1箱（195バイアル：最小流通単位）

○ 1バイアル：5回接種分の場合

1箱（195バイアル=975回分）：487人分

○ 1バイアル：6回接種分の場合

1箱（195バイアル=1,170回分）：585人分

3 高齢者向け優先接種における接種状況

○ 接種率（6月8日時点）

	接種対象者数	接種実績	接種率
1回目	629,571人	204,999人	32.6%
2回目	629,571人	31,204人	5.0%

高齢者向けワクチン市町村供給計画

市町村	供給済	6/7~ 6/14~	6/21~ 6/28~	供給 数量	必要 数量
岐阜市	132	34	38	204	214
大垣市	52	13	15	80	80
各務原市	46	13	15	74	75
多治見市	37	11	11	59	61
可児市	34	8	10	52	51
関市	28	8	9	45	48
高山市	29	10	13	52	52
中津川市	25	8	11	44	46
羽島市	22	5	8	35	36
土岐市	20	6	7	33	33
美濃加茂市	21	4	2	27	25
瑞穂市	17	3	2	22	22
恵那市	17	6	6	29	31
郡上市	15	5	7	27	27
瑞浪市	15	4	3	22	22
海津市	12	4	5	21	21
本巣市	13	4	3	20	19
下呂市	12	5	6	23	23
養老町	11	3	3	17	17
山県市	11	3	3	17	17
垂井町	10	3	2	15	15
岐南町	10	1	1	12	12
飛騨市	11	3	3	17	17
池田町	9	2	3	14	14
大野町	8	2	3	13	13
笠松町	9	3	1	13	12
揖斐川町	10	3	2	15	15
美濃市	9	2	2	13	13
神戸町	7	2	2	11	11
御嵩町	8	1	2	11	11
北方町	7	1	1	9	9
安八町	6	1	1	8	8
八百津町	6	2	0	8	8
川辺町	4	1	1	6	6
輪之内町	4	1	0	5	5
白川町	5	1	1	7	7
坂祝町	4	1	0	5	5
関ヶ原町	5	1	0	6	5
富加町	3	1	0	4	4
七宗町	3	1	0	4	4
東白川村	2	0	0	2	2
白川村	2	0	0	2	2
	711	190	202	1,103	1,118

これまでのワクチン総接種回数及び接種率（高齢者等、都道府県別）

（6月6日時点）

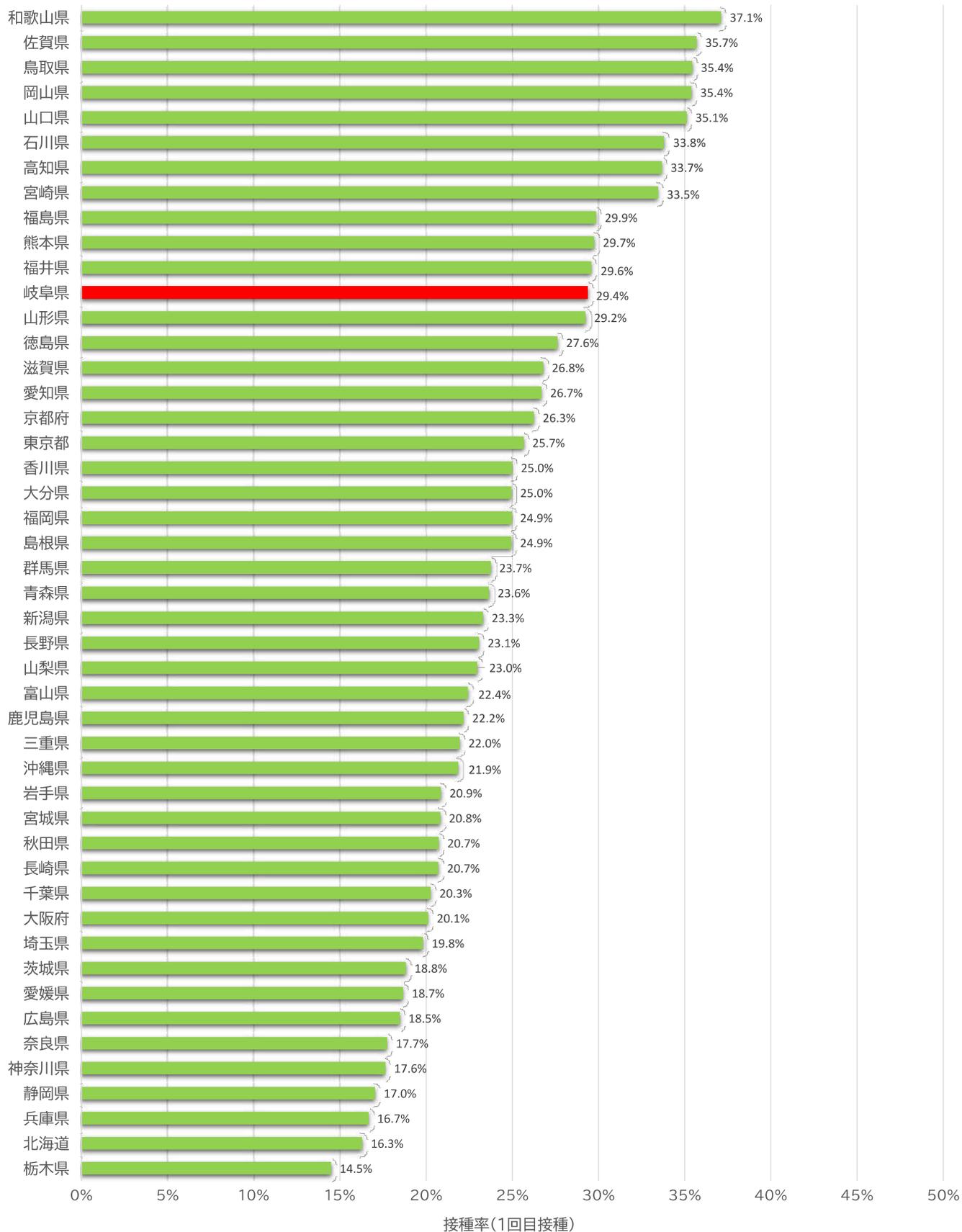
都道府県名	高齢者人口 （※1）	接種回数 （※2）	接種率					
			内1回目	内2回目	1回目	順位	2回目	順位
合計	35,486,339	9,000,000	8,099,871	900,129	22.8%		2.5%	
北海道	1,656,347	298,934	269,897	29,037	16.3%	46	1.8%	38
青森県	417,143	112,266	98,633	13,633	23.6%	24	3.3%	22
岩手県	405,394	99,318	84,545	14,773	20.9%	32	3.6%	20
宮城県	635,388	146,035	132,300	13,735	20.8%	33	2.2%	33
秋田県	360,083	93,447	74,642	18,805	20.7%	34	5.2%	6
山形県	358,208	126,032	104,738	21,294	29.2%	13	5.9%	5
福島県	576,837	195,270	172,266	23,004	29.9%	9	4.0%	15
茨城県	839,989	175,233	158,121	17,112	18.8%	39	2.0%	35
栃木県	555,063	91,682	80,391	11,291	14.5%	47	2.0%	36
群馬県	576,463	150,695	136,830	13,865	23.7%	23	2.4%	30
埼玉県	1,935,968	411,279	383,748	27,531	19.8%	38	1.4%	43
千葉県	1,702,637	372,088	345,142	26,946	20.3%	36	1.6%	41
東京都	3,122,050	865,691	801,060	64,631	25.7%	18	2.1%	34
神奈川県	2,304,899	435,591	406,658	28,933	17.6%	43	1.3%	44
新潟県	715,891	190,381	166,804	23,577	23.3%	25	3.3%	21
富山県	334,940	78,639	75,122	3,517	22.4%	28	1.1%	47
石川県	333,053	129,070	112,545	16,525	33.8%	6	5.0%	8
福井県	232,456	78,034	68,773	9,261	29.6%	11	4.0%	16
山梨県	249,117	68,097	57,202	10,895	23.0%	27	4.4%	12
長野県	650,867	171,292	150,117	21,175	23.1%	26	3.3%	23
岐阜県	600,871	194,529	176,386	18,143	29.4%	12	3.0%	25
静岡県	1,087,483	202,452	185,330	17,122	17.0%	44	1.6%	42
愛知県	1,873,042	554,063	499,976	54,087	26.7%	16	2.9%	26
三重県	529,547	129,697	116,237	13,460	22.0%	30	2.5%	28
滋賀県	365,681	111,323	97,980	13,343	26.8%	15	3.6%	19
京都府	737,018	206,971	193,549	13,422	26.3%	17	1.8%	37
大阪府	2,378,447	519,719	478,543	41,176	20.1%	37	1.7%	39
兵庫県	1,566,196	287,013	260,942	26,071	16.7%	45	1.7%	40
奈良県	416,789	84,519	73,950	10,569	17.7%	42	2.5%	29
和歌山県	308,934	144,987	114,653	30,334	37.1%	1	9.8%	1
鳥取県	176,788	74,446	62,650	11,796	35.4%	3	6.7%	2
島根県	229,369	66,515	57,217	9,298	24.9%	22	4.1%	14
岡山県	566,122	207,159	200,415	6,744	35.4%	4	1.2%	46
広島県	816,324	169,357	150,805	18,552	18.5%	41	2.3%	32
山口県	464,980	193,313	163,305	30,008	35.1%	5	6.5%	4
徳島県	242,908	77,797	67,102	10,695	27.6%	14	4.4%	11
香川県	301,588	95,317	75,382	19,935	25.0%	19	6.6%	3
愛媛県	441,678	93,017	82,452	10,565	18.7%	40	2.4%	31
高知県	245,686	92,292	82,744	9,548	33.7%	7	3.9%	18
福岡県	1,396,860	365,977	348,485	17,492	24.9%	21	1.3%	45
佐賀県	244,686	99,359	87,342	12,017	35.7%	2	4.9%	9
長崎県	433,727	102,017	89,848	12,169	20.7%	35	2.8%	27
熊本県	542,906	178,182	161,507	16,675	29.7%	10	3.1%	24
大分県	372,287	107,650	92,906	14,744	25.0%	20	4.0%	17
宮崎県	347,417	133,635	116,246	17,389	33.5%	8	5.0%	7
鹿児島県	512,711	134,644	113,685	20,959	22.2%	29	4.1%	13
沖縄県	323,501	84,976	70,700	14,276	21.9%	31	4.4%	10

※1 令和2年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口（都道府県別） ※2 内閣官房の公表数値

注：ワクチン接種記録システム(VRS)への報告を居住地の都道府県別に集計。

都道府県別高齢者向けワクチン接種率(1回目接種)

(6月6日時点)



令和 3 年 6 月 〇 日

今後のワクチン接種の優先順位及び供給方針について(案)

岐阜県新型コロナウイルス
ワクチン供給調整本部

現在実施している優先接種（医療従事者、65歳以上高齢者等）後の一般県民に対するワクチン接種について、その対象者総数は117万人程度と見込まれる（別紙1）。

1. 一般県民に対する接種券の送付

- 6月2日付け厚生労働省事務連絡に基づき、接種券は一般接種の対象者全体に対して発送し、標準的には6月中旬を目途に、広く住民へ送付ができるよう、各自治体で準備を進める。
- ただし、混乱回避の観点から、発送方法、予約受付方法については、柔軟に対処することを妨げない。

2. 一般県民に対する接種に係る順序

(1) 基本的な考え方

- 「基礎疾患を有する者」及び「社会福祉施設等の従事者」（以下、「基礎疾患を有する者等」という。）を優先する。

なお、先行する高齢者向け優先接種と並行して接種を実施することを妨げない。

※「基礎疾患を有する者」は、別紙2のとおり

※「社会福祉施設等」とは、介護保険法、老人福祉法、高齢者住まい法で規定する施設に加え、障害者総合支援法、生活保護法、その他社会福祉法等で規定する障害者支援施設、保護施設等や居宅・訪問系サービス事業所

- それ以外の者への接種（以下「一般接種」という。）については、基礎疾患を有する者等への接種の進捗を勘案しつつ、接種を開始する。

その際、予防接種法上実施主体となる市町村における集団接種及び個別接種のほか、県の大規模接種会場での接種、企業・大学等における職域接種についても併せて活用することができる。

(2) 基礎疾患を有する者等への接種

- 市町村は、高齢者向け優先接種に係る予約状況、1回目の接種完了見込みなどを踏まえ、ワクチン接種の空白期間が生じないように、基礎疾患を有する者等への接種を開始する。
- 高齢者向け優先接種分として各市町村に配分されたワクチンの未使用分（希望するすべての高齢者等への接種を実施し、なお残存すると見込まれるワクチン）については、基礎疾患を有する者等への接種に使用する。
- 接種券は、標準的には6月中旬を目途に、一斉に発送されることが望ましいが、基礎疾患を有する者等への対象者に対し優先的に発送することも妨げない。

(基礎疾患を有する者の接種)

- 原則、かかりつけ医による個別接種により実施することとする。
なお、集団接種のみ実施する市町村においては、集団接種により実施する。

(社会福祉施設等従事者)

- 市町村における集団接種又は個別接種で実施することとする。

(使用するワクチン)

- 原則として、ファイザー社製のワクチンを使用する。

(3) 一般接種

① 市町村における集団接種及び個別接種

- 予防接種法上の実施主体は市町村であり、一般接種においても市町村における集団接種及び個別接種が柱となる。
- その際、以下のような者を優先的な接種の対象者とすることが考えられる。
 - ・ 医療従事者のうち未接種の者
 - ・ 教職員（県立学校以外）
 - ・ 幼稚園教諭、保育士等（幼稚園、保育園、放課後児童クラブ、児童養護施設、乳児院など）
 - ・ 消防職員、消防団員
 - ・ 市町村職員
 - ・ 外国人県民
 - ・ その他、人との接触が多い職業など、感染拡大防止の観点から必要と認める者 など
- 特に、外国人県民が集住する自治体においては、集団接種の実施に当たり、外国人への問診スキルのある医療従事者、通訳等を配備した「外国人県民枠」を設けることが適切と考えられる。「外国人県民枠」の活用に当たっては、外国人雇用企業、教会、コミュニティ等を通じて積極的な周知を推進すること。

(使用するワクチン)

- 原則として、ファイザー社製のワクチンを使用する。

② 大規模接種

(県が設置する大規模接種会場)

- 大規模接種は、複数市町村にまたがる広域的な観点からの接種促進のほか、県内のワクチン接種を加速させるため、以下を接種対象者とすることが考えられる。
 - ・ 医療従事者、社会福祉施設等の従事者のうち未接種の者
 - ・ 医療機関等で実習を必要とする医療系学生
 - ・ 県立学校教職員（県立高校、特別支援学校等）
 - ・ 警察職員
 - ・ 外国人県民
 - ・ その他公務に携わる者 など

- 当面は、岐阜圏域の会場（岐阜産業会館）において、高齢者向け優先接種の支援のほか、未接種の医療従事者、社会福祉施設等従事者などへの接種に活用する。

- 8月以降も基本的には継続的に設置することとし、西濃圏域（ソフトピアジャパン）など他圏域における設置についても引き続き検討する。

その際、医療系の学部を有する大学をはじめ、キャンパス、医療資源などの活用を申し出ただけの大学等における設置についても検討する。

(使用するワクチン)

- 原則として、モデルナ社製のワクチンを使用する。

③ 職域接種

- 企業・学校・団体・官公庁等における職域接種は、ワクチンの接種促進、構成員の健康管理に鑑み、積極的に推進する。
- 国では、現在、1,000人以上の従業員を有する企業（専属の産業医の選任が必要な企業）に対する職域接種の実施についての意思確認が行われているが、対象となる企業に対し、積極的な参加をお願いする。
- 対象となる業態、団体規模、ワクチン配分方式など職域接種に係る国の基本方針を勘案しつつ、該当する企業・学校・団体・官公庁等においては、職域接種の実施を積極的に検討する。（想定される業態は、「別紙3」6月3日付 文部科学省事務連絡抜粋のとおり）

（大学における接種）

- 大学等における接種に当たっては、教職員、実習を控えた学生（医療系、教育系、保育系など）、その他の医療系学生を優先的な接種対象者とすることが考えられる。
その際、大学間協力についても積極的に検討する。

（使用するワクチン）

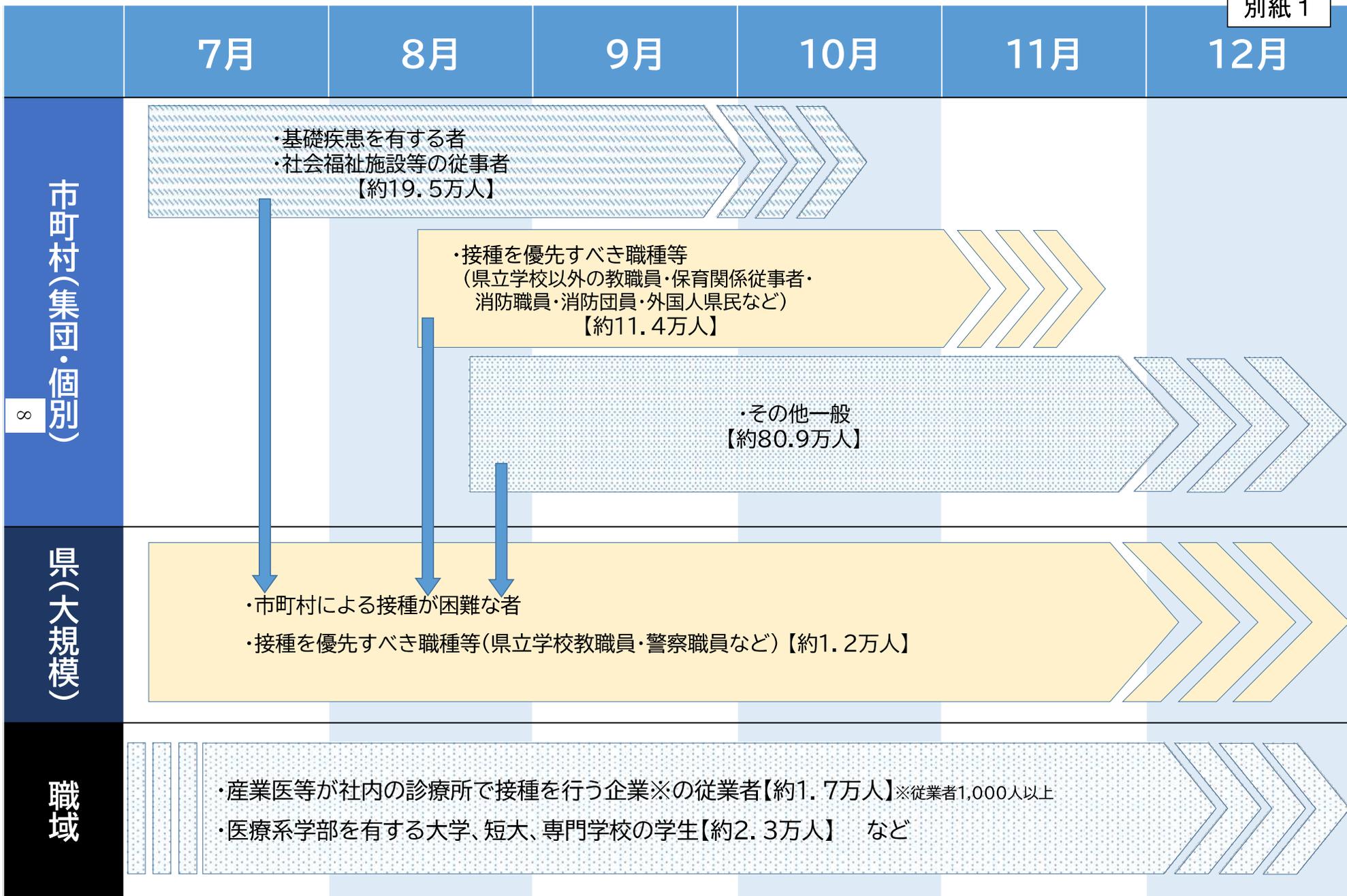
- 原則として、モデルナ社製のワクチンを使用する。

3. ワクチン供給量の決定

- ファイザー社製ワクチンについては、7月以降の国からの配分量、各市町村の供給希望量、各地域の接種体制及び感染状況を考慮しながら、各市町村への供給量を決定する。
- モデルナ社製ワクチンについては、供給を希望する大規模接種会場及び職域接種会場等の接種規模や接種状況に応じて、国においてワクチンの供給量が決定される。
- 以上に関し、8月以降の具体的なワクチン配分量と配分スケジュールを早期に提示するよう国に求める。

一般県民に対する接種対象者（約117万人）の接種時期

別紙1



基礎疾患を有する者

1. 令和3年度中に65歳に達しない者であって、以下の病気や状態の方で、通院／入院している方
 - ・慢性の呼吸器の病気
 - ・慢性の心臓病（高血圧を含む。）
 - ・慢性の腎臓病
 - ・慢性の肝臓病（肝硬変等）
 - ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
 - ・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
 - ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）
 - ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
 - ・染色体異常
 - ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
 - ・睡眠時無呼吸症候群
 - ・重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

2. 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

令和3年6月3日付文部科学省事務連絡抜粋
(新型コロナウイルス職域接種の要望確認について 別紙)

企業による職域接種のニーズが想定される業種のイメージ

○ 以下は、職域接種のニーズがあり、かつ、一定の規模が見込まれる業種のイメージであり、実際の職域接種はこれらの業種に限られるものではない。

警察庁：警備 等

総務省：郵政、放送（TV、ラジオ）、通信（NTT、携帯、ネット） 等

財務省、金融庁：金融機関、保険会社、JT、酒造 等

文科省：大学（学生、職員）、小・中・高校 等

厚労省：製薬、医薬卸、生活衛生業、（医療、介護） 等

農水省：農協、食品 等

経産省：製造（自動車・自動車部品、機械・電機電子、化学、ガラス、セメント、鉄・金属、金属加工、製紙、繊維、日用品、化粧品等）、エネルギー（電力、ガス）、貿易（商社）、情報（出版・印刷、コンテンツ、ゲーム、データ、広告代理店）、流通（スーパー、コンビニ、百貨店） 等

国交省：公共交通（鉄道、バス、航空、船舶、タクシー）、港湾、宿泊・旅行、運輸、建設、造船、住宅、不動産 等

環境省：廃棄物処理 等

(以下参考添付)

事務連絡
令和3年6月3日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課 御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナワクチン職域接種の要望確認について

新型コロナワクチン接種希望者への接種の加速化に関連して、厚生労働省及び経済産業省より別添のとおり、職域接種に関するアンケート調査の依頼がありました。

自治体によるワクチン接種とは別に、団体自らで医師等を確保いただくことを前提に職域接種を実施する場合の希望の有無等を確認するものです。

各教育委員会等におかれては、添付の説明書等を参照のうえ、下記により教職員の職域接種に関してアンケート票への回答にご協力いただくようお願いいたします。職域接種の希望及び人員・会場等の体制がない団体におかれては回答は不要です。

なお、説明書及びアンケート票においては「企業」を想定した記載となっておりますが、地方公共団体において教職員等に実施する場合も対象としていただいで構いません。

また、各省庁向け説明資料について参考に添付させていただきますが、同内容については今後変更の可能性があることを申し添えます。

記

1. アンケート調査対象

都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会及び市町村教育委員会

2. 調査方法

都道府県教育委員会において域内市町村教育委員会（指定都市を含む）の調査票を取りまとめの上、同一フォルダに格納し、データでご提出ください。

3. 提出方法

以下の提出先にメールによりご提出ください。

提出先：kenshoku@mext.go.jp

※提出メールの件名は「【都道府県名】職域接種の要望確認について（回答）」としてください

4. 提出期限

令和3年6月9日（水）17時

<本件連絡先>
文部科学省
初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111
内線2976、2690

職域接種の要望確認について

令和3年5月28日
厚生労働省 健康局予防接種室
経済産業省 生活物資等供給確保戦略室

現在政府では、新型コロナワクチン接種希望者への接種の加速化に向けた検討を行っています。そのなかで、企業による職域接種に関するアンケート調査を実施することといたしました。

本調査は、自治体によるワクチン接種とは別に、自社で医師等を確保いただけることを前提として、企業による職域接種の意向の有無等を確認させていただくものです。

ご多忙中とは存じますが、関係業界の企業の意向確認のご協力を賜りたく何卒よろしくお願ひします。ご回答は、下記要領に従い、電子媒体（Excel）で提出いただけますようお願いいたします。

1. 作業要領

- (1) 所管省庁から関係業界（別紙参照）において職域接種を希望する企業に対して、「新型コロナワクチン予防接種についての説明書」を示しつつ、資料「企業による職域接種に関するアンケート」に記載している調査項目について確認してください。
- (2) (1) でご確認いただいた内容を所定のフォーマット「アンケート回答（Excel）」にご記入いただき、所管省庁で取りまとめの上、いずれかの期日までに下記提出先まで提出してください。
一次締切：6月4日（金）10：00
二次締切：6月11日（金）10：00
- (3) アンケート調査内容について疑問がある場合は、「2. 問い合わせ先」に記載されている担当までご相談ください。

2. 提出先・問い合わせ先

- ・厚生労働省 健康局予防接種室
電話：03-6812-7811 E-MAIL：yoboseshu@mhlw.go.jp
- ・経済産業省 生活物資等供給確保戦略室 ワクチン接種支援チーム
電話：03-3501-1538 E-MAIL：vaccine-team@meti.go.jp

企業による職域接種のニーズが想定される業種のイメージ

○ 以下は、職域接種のニーズがあり、かつ、一定の規模が見込まれる業種のイメージであり、実際の職域接種はこれらの業種に限られるものではない。

警察庁：警備 等

総務省：郵政、放送（TV、ラジオ）、通信（NTT、携帯、ネット） 等

財務省、金融庁：金融機関、保険会社、JT、酒造 等

文科省：大学（学生、職員）、小・中・高校 等

厚労省：製薬、医薬卸、生活衛生業、（医療、介護） 等

農水省：農協、食品 等

経産省：製造（自動車・自動車部品、機械・電機電子、化学、ガラス、セメント、鉄・金属、金属加工、製紙、繊維、日用品、化粧品等）、エネルギー（電力、ガス）、貿易（商社）、情報（出版・印刷、コンテンツ、ゲーム、データ、広告代理店）、流通（スーパー、コンビニ、百貨店） 等

国交省：公共交通（鉄道、バス、航空、船舶、タクシー）、港湾、宿泊・旅行、運輸、建設、造船、住宅、不動産 等

環境省：廃棄物処理 等

新型コロナウイルスワクチン接種について

本ワクチンの接種は国と地方自治体による新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン接種事業の一環として行われます。本ワクチンの接種は公費対象となり、希望者は無料で接種可能です。なお、本ワクチンは18歳以上の方が対象です。

ワクチンの効果と投与方法

今回接種するワクチンは武田／モデルナ社製のワクチンです。新型コロナウイルス感染症の発症を予防します。

本ワクチンの接種を受けた人は、受けていない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した人が少ないということが分かっています。（発症予防効果は約94%と報告されています。）

販売名	COVID-19 ワクチンモデルナ筋注 [®]
効能・効果	SARS-CoV-2 による感染症の予防
接種回数・間隔	2回（通常、4週間の間隔） ※筋肉内に接種
接種対象	18歳以上（18歳未満の人に対する有効性・安全性はまだ明らかになっていません。）
接種量	1回0.5 mLを合計2回

- 1回目の接種後、通常、4週間の間隔で2回目の接種を受けてください。（接種後4週間を超えた場合は、できるだけ速やかに2回目の接種を受けてください。）
- 1回目に本ワクチンを接種した場合は、2回目も必ず本ワクチンの接種を受けてください。
- 臨床試験において、本ワクチンの接種で十分な免疫が確認されたのは、2回目の接種を受けてから14日以降です。現時点では感染予防効果は明らかになっていません。ワクチン接種にかかわらず、適切な感染防止策を行う必要があります。

予防接種を受けることができない人

下記にあてはまる方は本ワクチンを接種できません。該当すると思われる場合、必ず接種前の診察時に医師へ伝えてください。

- 明らかに発熱している人（※1）
- 重い急性疾患にかかっている人
- 本ワクチンの成分に対し重度の過敏症（※2）の既往歴のある人
- 上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にある人

（※1）明らかな発熱とは通常37.5℃以上を指します。ただし、37.5℃を下回る場合も平時の体温を鑑みて発熱と判断される場合はこの限りではありません。

（※2）アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。

予防接種を受けるに当たり注意が必要な人

下記にあてはまる方は本ワクチンの接種について、注意が必要です。該当すると思われる場合は、必ず接種前の診察時に医師へ伝えてください。

- 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある人
- 過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
- 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある人
- 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた人
- 過去にけいれんを起こしたことがある人
- 本ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある人

（うらへ続く）

妊娠中、又は妊娠している可能性がある人、授乳されている人は、接種前の診察時に必ず医師へ伝えてください。

本剤には、これまでのワクチンでは使用されなかった添加剤が含まれています。過去に、薬剤で過敏症やアレルギーを起こしたことがある人は、接種前の診察時に必ず医師へ伝えてください。

接種を受けた後の注意点

- 本ワクチンの接種を受けた後、15 分以上（過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を起こしたことがある方や、気分が悪くなったり、失神等を起こしたりしたことがある方は 30 分以上）、接種を受けた施設でお待ちいただき、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。（急に起こる副反応に対応できます。）
- 注射した部分は清潔に保つようし、接種当日の入浴は問題ありませんが、注射した部分はこすらないようにしてください。
- 通常の生活は問題ありませんが、激しい運動や過度の飲酒等は控えてください。

副反応について

主な副反応は、注射した部分の痛み（※）、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等があります。また、まれに起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがあります。なお、本ワクチンは、新しい種類のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性があります。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談しましょう。

（※）接種直後よりも翌日に痛みを感じる方が多いです。接種後 1 週間程度経ってから、痛みや腫れなどが起きることもあります。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。申請に必要な手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症について

SARS-CoV-2 による感染症が発症すると、熱や咳など風邪によく似た症状がみられます。軽症のまま治癒する人も多い一方、重症化すると、呼吸困難などの肺炎の症状が悪化し、死に至る場合もあります。

今回接種する新型コロナウイルスワクチン（武田／モデルナ社製のワクチン）の特徴

本剤はメッセンジャーRNA（mRNA）ワクチンであり、SARS-CoV-2 のスパイクタンパク質（ウイルスがヒトの細胞へ侵入するために必要なタンパク質）の設計図となる mRNA を脂質の膜に包んだ製剤です。本剤接種により mRNA がヒトの細胞内に取り込まれると、この mRNA を基に細胞内でウイルスのスパイクタンパク質が産生され、スパイクタンパク質に対する中和抗体産生及び細胞性免疫応答が誘導されることで、SARS-CoV-2 による感染症の予防ができると考えられています。

本剤には、下記の成分が含まれています。

有効成分	◇ CX-024414（ヒトの細胞膜に結合する働きを持つスパイクタンパク質の全長体をコードする mRNA）
添加物	◇ SM-102：ヘプタデカン-9-イル 8-((2-ヒドロキシエチル)(6-オキソ-6-(ウンデシルオキシ)ヘキシル)アミノ)オクタン酸エステル ◇ コレステロール ◇ DSPC：1,2-ジステアロイル-sn-グリセロ-3-ホスホコリン ◇ 1,2-ジミリストイル-rac-グリセロ-3-メチルポリオキシエチレン（PEG2000-DMG） ◇ トロメタモール ◇ トロメタモール塩酸塩 ◇ 氷酢酸 ◇ 酢酸ナトリウム水和物 ◇ 精製白糖

新型コロナワクチンの詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚労 コロナ ワクチン 検索



ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。

企業による職域接種に関するアンケート

令和3年5月28日

現在政府では、新型コロナワクチン接種希望者への接種の加速化に向けた検討を行っています。そのなかで、**企業等が持っている医療資源（場所、医療従事者等）による職域接種のご希望がある場合について**、その具体的な検討に向けたアンケートへご協力をお願いいたします。

○企業による職域接種は、以下の様な状況・体制で行うことを検討しています。

- ・**予防接種法に基づく臨時接種**とし、**接種の副反応による健康被害**については、救済制度が設けられている
- ・接種費用は、被接種者の居住する市区町村から負担金を支給
- ・接種に必要な、**ワクチン・注射器等は、国が準備し、事前にお届けする。**
- ・**モデルナ社製ワクチンを使用**
- ・**同一会場において、2回の接種を実施（4週間の接種間隔が必要）**
- ・接種の実施に要する**医療従事者等の人員・接種会場等を自前で準備できる企業等**に限る
- ・接種対象は、接種する企業の関係者（**社員等（正規・非正規、契約・派遣など雇用形態によらず、企業において本人確認が行える者）**）、及び**社員の家族等**）

アンケート

自治体によるワクチン接種とは別に、自社で医療従事者等の人員・接種会場等を確保いただけることを前提として、ご回答をお願いします。

※接種会場が、複数準備できる場合は、会場毎にご回答をお願いします。

<職域接種の意向>

- 1 企業によるワクチン接種を実施したい【○】
- 2 自治体によるワクチン接種とは別に、自前で医療従事者等の人員・接種会場等を確保できる【○】

<医療従事者等の確保>

- 3 医療従事者等の所属医療機関名
- 4 1日あたりの接種会場に從事する医師・看護師の数
- 5 1日あたりの接種会場に從事するその他の者の数

<接種会場>

- 6 接種会場【企業立病院、社内診療所、社内会議室・講堂、駐車場など】
- 7 接種会場の住所
- 8 ワクチン保管用冷凍庫等の有無【ワクチン保管用の-20℃冷凍庫の有無】
※ワクチン保存用の冷凍設備（-20℃±5℃）、冷蔵設備（2～8℃）の有無（接種会場で活用できるもの）、その他自己手配が難しい物の有無

<接種人数等>

- 9 被接種対象者の見込み人数（社員等●人）
※社員のうち職域接種を想定する範囲、人数を記載
- 10 接種実施期間（●月●日～●月●日）
- 11 1日あたりの接種の見込み人数、接種時間（一日あたり ●人/●時間）
- 12 うち、委託先の提携医療機関等に出向いて接種する場合の接種想定人数（1日あたり ●人/●時間）

<回答企業情報>

- 13 企業名
- 14 企業内接種の調整担当部署、窓口担当者
- 15 連絡先 メールアドレス
- 16 連絡先 電話番号
- 17 従業員数（単独・グループ含む）、年齢構成
※「単独」とは、親会社のみ従業員数、「グループ含む」とは、親会社のほか子会社毎のグループ会社、協力会社や取引先等の者を含めた合計数
- 18 企業内診療所の有無（ある場合には、その名称、所在住所（複数ある場合は各々記載）
- 19 企業内診療所の医療従事者数（医師、薬剤師、歯科医師、看護師）
※常勤・非常勤の別も記載
- 20 産業医の人数
※専属・嘱託の別も記載
- 21 自治体等への企業内医師等派遣状況（人数・頻度・期間等）
- 22 企業内診療所での集団接種経験（インフルエンザワクチンなど）
※外部委託の場合は、外部委託と記載

以上

新型コロナウイルスワクチン職域接種 各省庁向け説明会（第1回）

令和3年6月2日

パターン1 企業内診療所で実施

- ・対象は社員のみが基本（入館管理の都合等）
- ・接種体制は一時的

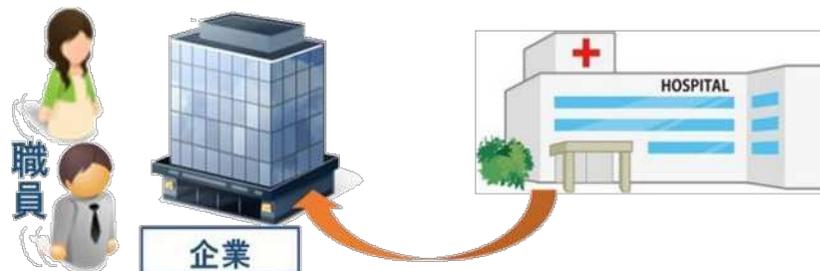
契約者：企業又は企業内診療所



パターン2 外部機関が出張して実施

- ・外部の医療機関が企業内の会議室などで実施
- ・実施医療機関は複数の企業から委託を受けることも多い

契約者：医療機関（巡回診療所等）
※新規に医療機関を開設するケースも想定される



パターン3 外部機関に出向いて実施

- ・企業が指定した医療機関で実施
- ・実施医療機関は複数の企業から委託を受けることも多い

契約者：医療機関（地域の医療機関）



職域接種の協力依頼の内容（たたき台）

職域接種とは

- （１）地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、賛同する企業や大学等において職域単位での接種を可能とする。
- （２）医療従事者や会場などは企業や大学等が自ら確保し、自治体の接種事業に影響を与えないこと。

企業等に求めること

- （１）医師・看護師等の医療職の他、会場運営のスタッフ等、必要な人員を企業や大学等が自ら確保すること。
また、副反応報告などの必要な対応を行うことができること。
- （２）接種場所・動線等の確保についても企業や大学等が自ら確保すること。
- （３）社内連絡体制・対外調整役を確保すること。（事務局を設置すること。）
- （４）同一の接種会場で２回接種を完了すること、最低2000回（1000人×2回接種）程度の接種を行うことを基本とする。
- （５）ワクチンの納品先の事業所でワクチンを保管の上、接種すること。

企業等が行うこと（準備から接種までの流れ）

- ＜準備１＞ 上記企業要件の（１）、（２）、（３）を確保の上、接種計画を作成し、基本チェックシートを作成。
- ＜準備２＞ 基本チェックシートを都道府県に提出し、了承を得る。（地域の予防接種に影響を与えないことを確認）
- ＜準備３＞ 基本チェックシートを都道府県から厚労省に提出。

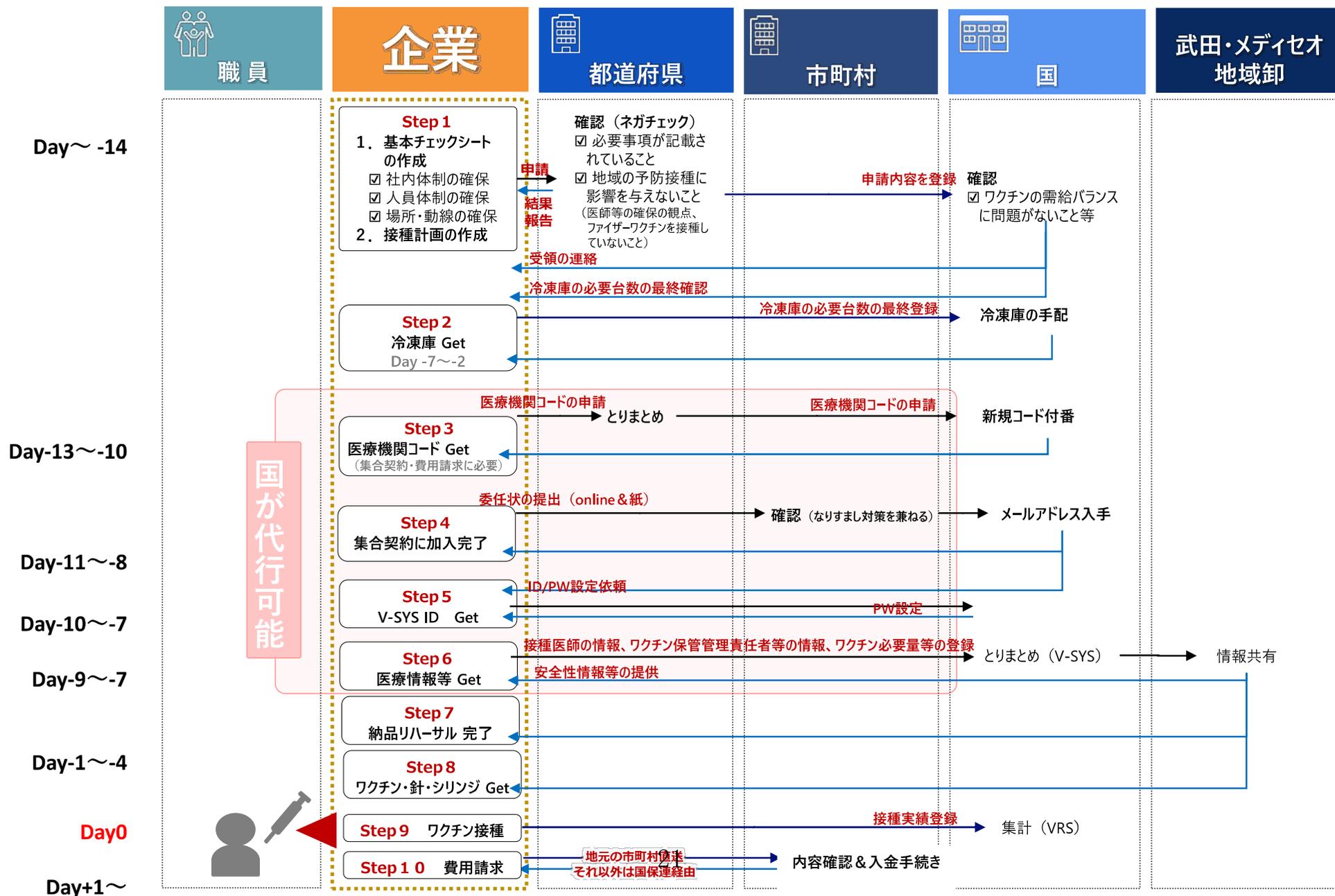
国が代行業務
(NEC)

- 市町村との集合契約に必要な医療機関コード付番申請する。
- 集合契約へ加入する（委任状に押印箇所があり、廃止には総務省の協力が必要）。
- 接種責任医師名、ワクチン保管管理責任者等の必要情報をV-SYS上で登録する。
（※委任状に上記情報を記載する様式を添付し提出頂く。）
- ディープフリーザーの手配
- ワクチンの必要量等をV-SYS上に登録する。

- ＜最終準備＞ ディープフリーザーを設置し、ワクチンの納品リハーサルを実施。
- ＜接種本番＞ ワクチン接種を実施。実績報告。
- ＜費用請求＞ 費用請求を行い、後日、入金を確認。

20

職域接種の準備工程のフロー図（暫定版）



国が代行可能



職域接種にあたり企業側で準備いただく事項

会場における人員確保について

医師・看護師等の医療職の他、会場運営のスタッフ等、必要な人員を企業や大学等が自ら確保いただく必要があります。

<具体的に必要人数について(例)>

- ・接種人数：400人/日　・接種時間：8時間（9時～18時※1時間休憩）
- ・3レーン設置　15人程度/1レーン/1h
- ・医師2名（問診）、看護師6名（接種3、予診票2、希釈1）事務職6名（受付2、誘導2、消毒等の対応2）
会場責任者1

準備するもの、接種場所等について

会場を設置するに当たっては、接種場所・導線等についても企業や大学等が自ら確保いただくとともに、各種物品を確保いただく必要があります。武田／モデルナ社ワクチンについては、納品先の事業所でワクチンを保管の上、接種することになりますので、御留意ください。

<具体的な準備(例)>

- (1)（医療機関でない場所で接種を実施する場合）医療法上の開設届け
- (2) 会場レイアウトの作成、導線確認（次ページ参照）
- (3) 卸売販売業者立ち会いのもと、ワクチンの配送訓練の実施
- (4) 消毒用アルコール綿、体温計、救急用品、針捨て容器、使い捨て手袋等の必要物品の用意　など

事務局で実施すること

企業において社内連絡体制・対外調整役を確保し、医療機関や都道府県等との連絡調整等を行っていただく必要があります。実際に接種を担当する医療機関等との役割分担を確認しつつ、円滑に接種会場を運営できるようにお願いします。

<具体的に対応する必要がある事項(例)>

- (1) 従業員等のうち、接種を希望する者の把握、必要なワクチン量の算定
- (2) スケジュール設定（接種計画の作成）
- (3) 会場運営にかかる企画・全体調整（医療機関、都道府県、ワクチンを配送する卸売販売業者等との連絡調整などを含む）
- (4) 集合契約への加入等の行政手続き
- (5) 医療機関と連携しつつ、予防接種に係る費用の請求

職域接種にあたり国で提供するもの

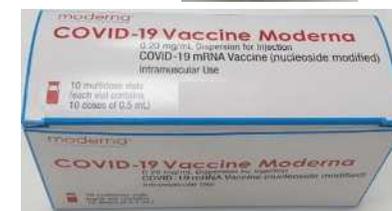
ワクチン保管用の冷凍庫

- (1) -20°C の冷凍庫と保管温度の記録計（データロガー）をご提供します。
- (2) 武田/モデルナ社ワクチンが最大2,400回接種分（バイアル単位で240本分）を保管できます。
- (3) 使用後、返却いただき、他社の接種時に再利用しますので、大切にご使用ください。



武田/モデルナ社ワクチンについて

- (1) 職域接種で使用するワクチンは武田/モデルナ社ワクチンとし、国から卸を通じて配送いたします。100回分を1単位として流通します。
- (2) -20°C で冷凍された状態で配送され、使用前に解凍が必要です。
- (3) 武田/モデルナ社ワクチンの基本情報
効能効果：新型コロナウイルス感染症の予防
接種対象者（年齢）：18歳以上
用法・用量：筋肉内に接種（2回） 接種間隔：4週の間隔
接種不適當者：本剤の成分に対し重度の過敏症の既往歴のある者 等
貯蔵方法： $-20\pm 5^{\circ}\text{C}$ 、遮光



接種用の針・シリンジ

- (1) ワクチン接種に使用する、針及びシリンジについても、国からご提供します。
- (2) 針については、100本が1箱ずつ（83～118×93～113×75～93のサイズ）、シリンジについても、100本が1箱ずつ（126～380×120～378×68～150のサイズ）で配送されますので、針・シリンジの在庫を置くスペースも考慮いただくようお願いします。
※単位はいずれもミリメートルで、目安です。



23

市町村が特設会場を設けた場合における接種の具体的イメージ

令和3年1月25日
第2回自治体向け
説明会資料から抜粋・改変

必要な準備

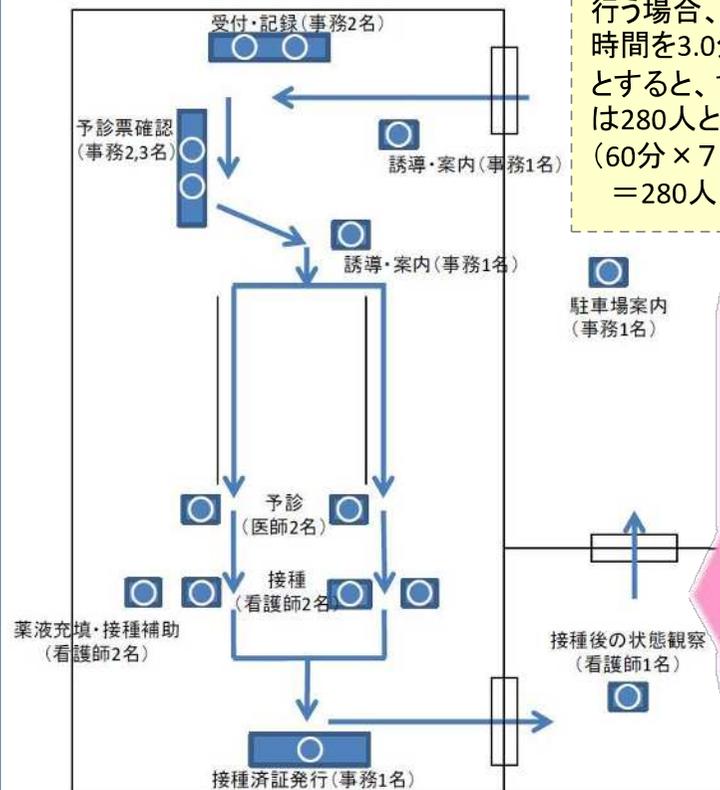
- 会場の確保 ※医療機関でない場所を接種会場として用いる場合は、診療所開設の届出等が必要
- 運営方法の検討：直営／委託、運営管理責任者の明確化、予約受付方法、応急対応の方法 等
- 従事者の確保
- ワクチン等の配送先の登録：V-SYSに配送場所、担当者名、担当者連絡先等の情報を登録
- 必要物品の確保・保管

当日の流れ

以下のうち、医師が必須なのは③予診のみ

- ① 受付
検温、身分証明書の確認、予診票記載の案内
- ② 予診票確認
記載項目の抜け漏れ・不備のチェック、（2回目接種の場合）接種間隔や1回目接種ワクチン種別の確認
- ③ 予診（医師）
体調や持病を確認する等必要な診察を接種前に行い、予防接種を受けることが適当でない者または予防接種の判断を行うに際して注意を要する者に該当するか否かの確認
- ④ 接種（看護師等）
薬液を充填する者（薬剤師等）も別に配置が必要
- ⑤ 接種済証の交付
接種したワクチンのワクチンシールを接種済証に貼用し、接種日・接種場所を記載する
- ⑥ 接種後の状態観察
アナフィラキシーや血管迷走神経反射等の症状が生じることがあるため、一定期間観察を行う

会場設営のイメージ



1会場あたり2列体制で接種を行う場合、予診から接種までの時間を3.0分、実施時間を7時間とすると、1日あたりの接種人数は280人となる
 $(60分 \times 7時間 \div 3.0分 \times 2列 = 280人)$

・ 少なくとも15分間は被接種者の状態を観察
 ・ 重いアレルギー症状を引き起こしたことがある方、過去に採血等で気分が悪くなったり失神等を起こしたことがある方については30分程度、状態を観察する必要があるため、状態観察ができるスペースの確保が必要

ワクチンの保管用冷凍庫の詳細

ツインバード社

- (1) 商品名 (品番)
ディープフリーザー SC-DF25WL
(武田モデルナワクチン輸送標準機器と同じ)
- (2) 温度帯
設定温度 : +10°C ~ -40°C (1°C刻みで温度設定可能)
- (3) サイズ・重量
内容量 : 25リットル、重量16.5Kg
外形寸法 : 幅 695 x 奥行 350 x 高さ 460 (mm)
内径寸法 : 幅 335 x 奥行 225 x 高さ 340 (mm)
- (4) ログ情報
データ読み込みインターフェース : Bluetooth 5.0
スマートフォンで温度データ読み込み (iOS/Android対応)
※電池は約180日を目安に交換
- (5) 電源
壁コンセントから : SC-AD70 ACアダプター
車載時 : シガレットプラグケーブル (3m、DC12V)
※分岐ソケットや二股コンセント、又は延長コードは使用しないこと。
- (6) 設置場所
水平な場所に、蓋を上にして設置すること。
水のかからない場所に設置すること。
風通しがよく湿気の少ない場所に設置すること。
付属のマットを敷いて使用すること。
吸排気口は壁や障害物から20cm以上離して設置すること。
直射日光の当たらない場所や埃の少ない場所に設置すること。
- (7) お問い合わせURL : <https://www.twinbird-ec.jp>
お問い合わせ番号 (フリーダイヤル) : 0120-28-4625
- (8) 停電時
停電時 -20°Cから -15°Cまでの時間 : 約25~30分

ディープフリーザー25L SC-DF25WL

主な特徴

- 軽量・コンパクト・可搬型
- 1°C刻みの温度設定
- ノンフロン・CO2排出ゼロ
- 低消費電力



付属品：ロガー

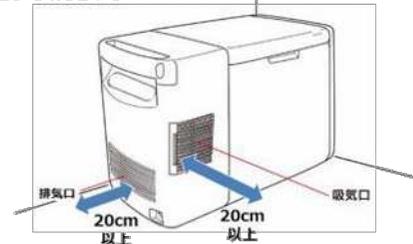


付属品：ACアダプター



設置場所

- 吸気口・排気口は、壁や障害物から20cm以上離して設置してください。



※注)仕様は予告なく変更される場合があります。ご注文前にご確認ください。

職域接種の申請から接種まで

6月8日(火)から申請受付を開始します。

申請にあたり行って頂く主な作業は以下のStep 1です。

申請は、専用WEB入力フォーム (<https://ova.gbiz.go.jp/>) に必要事項を入力していただきます。

申請等に関する相談等は業界・業種毎に所管省庁で受け付けます。

⇒ 【各省庁相談窓口】 <https://www.kantei.go.jp/jp/content/000083278.pdf>

Step1

職域接種会場等の必要事項をWEB入力フォームに入力

■必要事項は、(<https://ova.gbiz.go.jp/>)で御確認できます。

申請

以上で申請は完了です

受理

受理・確認

- 記載不備や確認事項等があれば、登録された代表者へ連絡します
- 申請内容は、国・都道府県で共有します
- 確認が完了した際には、登録された代表者へ連絡します

連絡・代行

Step3

職域接種会場等が行う以下の業務を国が代行・補助します

- 医療機関コード申請
- 市町村との集合契約への加入
- V-SYS(ワクチン配送システム)IDの取得・入力等手続き

配送

Step4

国から職域接種会場へ物品※を配送します

※ -20℃冷凍庫、ワクチン、針・シリンジ等

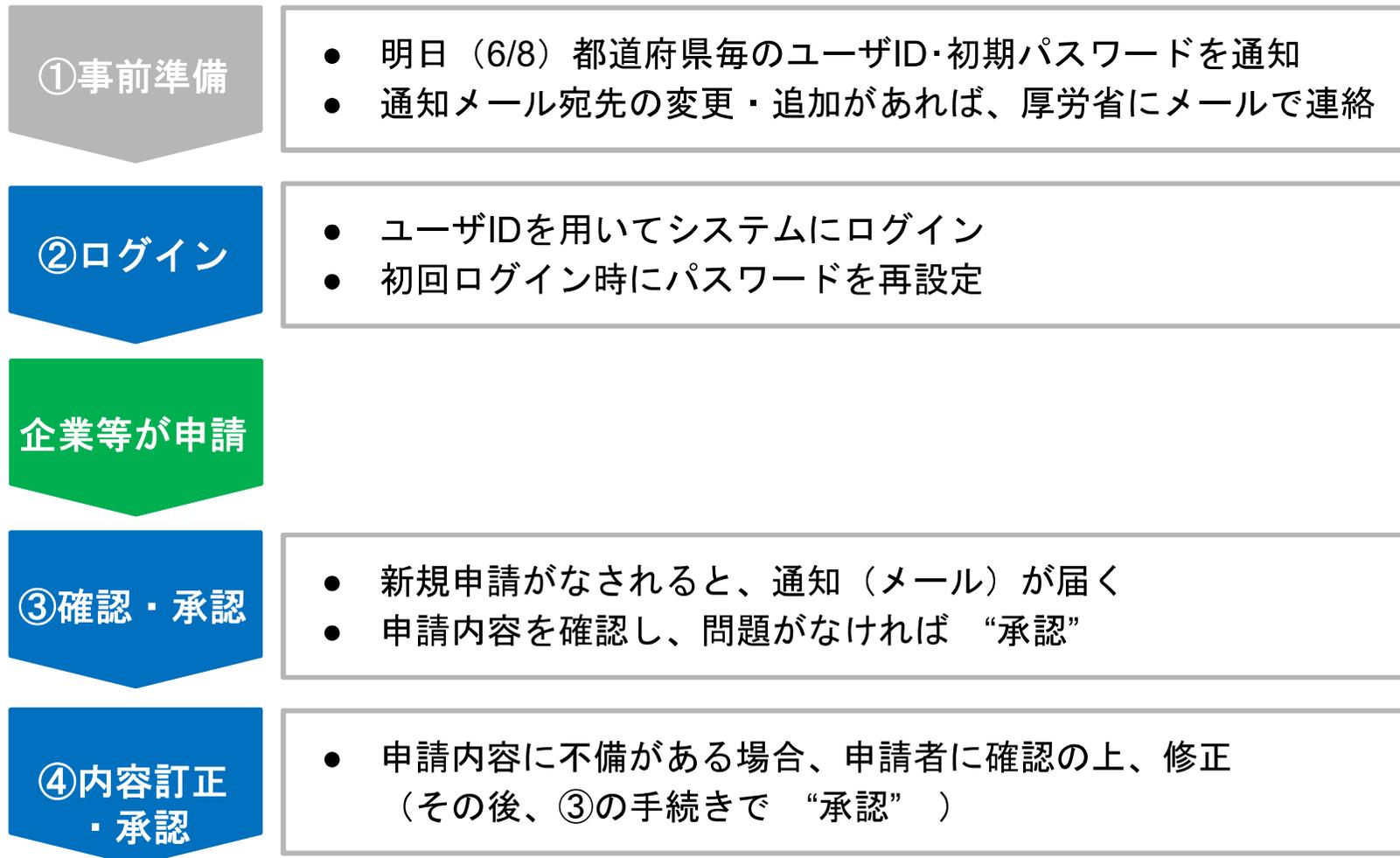
配送

Step5

接種開始

都道府県における作業手順

都道府県における申請確認の流れは以下の通りです。



※首相官邸ホームページより抜粋



ツイート

新型コロナワクチンの職域接種の総合窓口

- ・ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため、令和3年6月21日から、企業や大学等において、職域（学校等を含む）単位でワクチンの接種を開始することを可能とすることとします。高齢者への接種が早期に完了する見込みである自治体においては、自治体の判断で、さらに時期を前倒しすることも可能とします。
- ・職域接種に当たっては、モデルナ社製ワクチンを使用し、接種に必要な医療従事者や会場などは、自治体による高齢者等への接種に影響を与えないよう、企業や大学等が自ら確保することとします。
- ・中小企業が商工会議所等を通じて共同で実施すること、企業が下請け企業など取引先も対象に含めて実施すること、大学等が学生も対象に含めて実施することも可能とします。なお、職域接種を実施するに当たっては、その対象者の中で、接種の優先順位を踏まえて、高齢者や基礎疾患を有する者が優先的に接種できる機会を設けていただくこととします。
- ・一般接種の対象者の中で、企業や大学等の協力により職域を通じて接種を受けていただく方が増えてくることで、市町村が実施する一般接種もより受けやすくなり、接種が加速化することが期待されます。
- ・政府としては、希望する全ての国民の皆さんに安全で有効な新型コロナワクチンを一日も早くお届けできるよう、引き続き、自治体と連携して、全力を挙げて取り組んでまいります。

- ・職域接種の概要・手続については以下の資料をご覧ください。
(順次、関係資料を掲載します。)

- [新型コロナウイルスの職域接種の開始について（事務連絡）](#)

- ・職域接種を開始する際の申請フォーム
(準備中)

- ・職域接種に関する業界別照会窓口は[こちら](#)

- ・職域接種に関する各都道府県の窓口は[こちら](#)
(準備中)

- ・詳細については、以下の各省庁のHPもご参照ください。

- **【厚生労働省】**
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html
- **【経済産業省】**
<https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210604009/20210604009.html>
- **【農林水産省】**
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html

お問い合わせは[こちら](#)。

各省庁照会窓口一覧(令和3年6月7日時点)

照会内容	府省庁	部局・課室	電話番号
総合窓口	内閣官房	河野大臣室	03-6257-1734 03-6257-1735
予防接種の制度全般、 厚生労働省全般	厚生労働省	健康局予防接種室	03-6812-7814
経済産業省全般	経済産業省	生活物資等供給確保戦略室	03-3501-1538
製造(自動車・自動車部品、機械・電機 電子、化学、ガラス、セメント、鉄・金 属、金属加工、製紙繊維、日用品、化 粧品等)			
エネルギー(電力、ガス、石油等)			
貿易(商社等)			
情報(半導体、エレクトロニクス、出版・ 印刷、コンテンツ、ゲーム、データ、広 告代理店等)			
流通(スーパー、コンビニ、百貨店等)			
警察庁全般	警察庁	長官官房企画課	03-3581-0141
警備		生活安全企画課	03-3581-0141
総務省全般	総務省	大臣官房企画課	03-5253-5111
郵政		情報流通行政局 郵政行政部企画課	03-5253-5111
放送(TV、ラジオ)		情報流通行政局総務課	03-5253-5111
通信(NTT、携帯、ネット)		総合通信基盤局総務課 事業政策課	03-5253-5111
財務省全般	財務省	大臣官房総合政策課 政策推進室	03-3581-4111 (内線: 5162)
たばこ、塩		理財局総務課たばこ塩事業室	03-3581-4111 (内線: 2259)
酒類業団体、法人会、税理士会		国税庁総務課	03-3581-4161 (内線: 3445)
通関業		関税局総務課	03-3581-4111 (内線: 2466)
金融庁全般	金融庁	総合政策局 総務課	03-3506-6000 (内線: 3180、2793)
銀行・信用金庫・信用組合・ 保険会社・証券会社・貸金業		監督局総務課監督調査室	03-3506-6000 (内線: 3312、3889)
資金移動業者 前払式支払手段発行者		総合政策局 フィンテックモニタリング室	03-3506-6000 (内線: 2828)
暗号資産交換業者		総合政策局 フィンテックモニタリング室	03-3506-6000 (内線: 2828)
取引所		企画市場局市場課	03-3506-6000 (内線: 3612)
公認会計士		企画市場局 企業開示課	03-3506-6000 (内線: 3810、3657)

文部科学省全般	文部科学省	大臣官房総務課	03-6734-2156
大学・高等専門学校		高等教育局高等教育企画課	03-6734-3149
教育委員会		初等中等教育局 健康教育・食育課	03-6734-2918
学校法人		高等教育局私学部私学行政課	03-6734-2527
文化芸術団体・文化施設		文化庁政策課	03-6734-2896
新聞 (新聞流通業除く)		文化庁国語課	03-6734-2840
農林水産省全般	農林水産省	大臣官房地方課 災害総合対策室	03-6744-2142
農協		経営局協同組織課	03-6744-2164
食品		食料産業局企画課	03-6744-2064
国土交通省全般	国土交通省	大臣官房危機管理室	03-5253-8974
公共交通(鉄道)		鉄道局総務課危機管理室	03-4416-5119
公共交通(バス、タクシー)		自動車局安全政策課	03-5253-8565
運輸(トラック)		航空局総務課危機管理室	03-5253-8700
公共交通(航空)		海事局安全政策課 危機管理室	03-5253-8616
海事全般(公共交通(船舶)、造船等)		港湾局海岸・防災課 危機管理室	03-5253-8070
港湾		観光庁総務課	03-5253-8321
宿泊・旅行		不動産・建設経済局建設業課	03-5253-8277
建設		住宅局総務課	03-5253-8501
住宅		水管理・国土保全局下水道部 下水道企画課	03-5253-8427
下水道		不動産・建設経済局 不動産業課	03-5253-8287
不動産		総合政策局 参事官(物流産業)室	03-5253-8298
倉庫業、貨物利用運送事業、 トラックターミナル事業			
環境省全般	環境省	大臣官房総務課 危機管理・災害対策室	03-5512-5010
廃棄物処理(一般廃棄物)		環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課	03-5501-3154
廃棄物処理(産業廃棄物)		環境再生・資源循環局 廃棄物規制課	03-5501-3156
浄化槽		環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室	03-5501-3155
ペット		自然環境局総務課 動物愛護管理室	03-3581-3351
アロマ		水・大気環境局大気環境課 大気生活環境室	03-5521-8299

新型コロナウイルスのある生活のための
岐阜市総合対策(第 7 版)(案)

令和 3 年月日

岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部

目次

1 市民の皆様・事業者の皆様への周知・啓発

- (1) 市民の皆様への周知・啓発
- (2) 事業者の皆様への協力依頼

2 イベント、市有施設等の対応方針

- (1) イベント等の取り扱い
- (2) 市有施設の利用

3 オール岐阜市役所での感染防止対策

- (1) 学校等の感染防止対策等
- (2) 保育所、放課後児童クラブ等の感染防止対策
- (3) 社会福祉施設等における感染防止対策
- (4) 市民窓口等における感染防止対策
- (5) 職員の感染防止対策
- (6) 自然災害発生時の感染症対策の強化
- (7) 市民病院の診療体制

4 医療・予防体制の充実

- (1) 保健所の体制
- (2) 検査体制の拡充
- (3) 宿泊療養施設の設置
- (4) 患者の搬送
- (5) ワクチン接種

5 社会経済活動の支援

- (1) 市民生活の支援
- (2) 経済・就労支援

6 ポストコロナ社会への対応

- (1) デジタルトランスフォーメーションの推進
- (2) 新しい生活様式への対応

7 令和3年度総合対策の事業体系

参考1 令和2年度の緊急対策事業

参考2 岐阜市における主な対応状況

参考3 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部 令和2年5月15日策定(令和3年5月29日変更)
「コロナ社会を生き抜く行動指針」

※各章に記載の事業の内、予算承認前の事業については、議会の承認を経て決定する。

Ⅰ 市民の皆様・事業者の皆様への周知・啓発

(1) 市民の皆様への周知・啓発

① 新しい生活様式の徹底等の呼びかけ

市民に向けて

- ・ 「3密の回避」や「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめ、感染状況に応じた感染防止対策や「新しい生活様式」、「感染リスクが高まる『5つの場面』の回避」等を市の広報媒体のほか、テレビやラジオ等、多様な媒体を活用し、広く市民へ周知

【活用する媒体等】

広報ぎふ、市公式ホームページ、Facebook、Twitter、LINE、YouTube、防災行政無線、防災情報メール、テレビ、ラジオ、地域情報誌、市有施設等でのポスター掲示、市庁舎のライトアップ

- ・ 患者の発生状況、感染対策のお願いを記載した文書を、自治会に定期配布

外国人市民に向けて

- ・ 市有施設において、消毒、手洗いなど感染防止対策の多言語での文書を掲示
- ・ ぎふメディアコスモス 多文化交流プラザの相談窓口に来られない外国人市民のために、Skype を活用した生活相談を継続

- ◇ 英語 日～木 10:00～12:00、13:00～16:00
金 9:00～12:00、13:00～15:00
- ◇ 中国語 火、木、土 10:00～12:00、13:00～16:00
- ◇ タガログ語 日～木 10:00～12:00、13:00～16:00
金 9:00～12:00、13:00～15:00
- ◇ ポルトガル語 月 10:00～12:00、13:00～16:00
- ◇ ベトナム語 日 10:00～12:00、13:00～16:00

- ・ 市ホームページ等にて、国・県から提供される多言語情報や周知が必要な市の情報を多言語に翻訳し掲載

② 誹謗中傷や差別防止に向けた啓発

- ・ 市ホームページの「新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について」を随時更新
- ・ 啓発資料「守ろう人権住みよい岐阜市号外」を、市内小中特別支援学校及び市立幼稚園、市岐商、児童生徒が出入りする公共施設（体育館、青少年会館、中央図書館等）へ配布及び設置
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見等の防止、いわゆるストップ!「コロナ・ハラスメント」の実効性を高めるため、広報ぎふ、ラジオ、

パネル等の媒体を活用するほか、地域の人権教育や出前講座の実施等、あらゆる機会を捉え、新型コロナウイルス感染症に関連した人権教育や人権啓発に粘り強く取り組む

ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言

ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言

1 「コロナ・ハラスメント」？

新型コロナウイルスは人類未知のウイルスであり、誰も怖いものです。
この病気に対する恐怖心、誤解や偏見により、知らず知らず誰かを排除したり、差別をしていませんか？ 身近なところで以下のようなこと（コロナ・ハラスメント）が起こっていませんか？

- ・ 退院した感染者が、お店の方から「帰れ」と言われた。
- ・ 会社に復帰する際に「陰性証明を持ってこい」と言われた。
- ・ 感染者が、退院後にデイサービスを断られた。
- ・ インターネットで感染者を名指しするような書き込みがあった。
- ・ 感染者の子どもが、学校でコロナのことでいじめられ、泣きながら帰ってきた。
- ・ 感染者が発生した地域で、嫌がらせのビラが配られた。
- ・ 飲食店が、感染者が発生したという噂により、風評被害にあった。
- ・ 医療従事者の子どもが、保育所で受け入れ拒否やいじめを受けた。
- ・ 感染が多発している県のナンバーの自動車に対し、嫌がらせのビラが貼られた。
- ・ 子どもが学校を休むと、同級生にコロナに感染したと言われた。
- ・ 感染者が出ている学校の学生が、アルバイト先から解雇された。

○ ご相談・お問い合わせは、以下まで。

- ・ 岐阜県人権啓発センター(058-272-8252)
- ・ 岐阜市人権啓発センター(058-214-6119)

2 「思いやり」と「感謝」を

新型コロナは、誰でも感染する可能性があり、私たちが闘っている相手は、人ではなくウイルスです。

感染した方を「思いやり」、その立場を守ります。また、最前線で治療や社会生活維持にあたる医療従事者や関係者の方々に「感謝」します。
このように人との絆を大切に、この難局を乗り越えましょう。

- 患者、濃厚接触者、医療従事者、外国人の方々、他地域からの来訪者、そして、それらのご家族や特定の店舗などへの差別的扱い、非難を絶対になくしましょう。
- 不確かな感染情報（デマ）の拡散は許されることはありません。SNSに書き込むなど安易に広げることは、かえって人に不安を与えるだけです。
- 医療従事者をはじめ、新型コロナ対策に携わる関係者の方々、あるいは食品流通業務や、生活安全業務など、私たちの暮らしを支える方々に改めて感謝しましょう。



<「コロナ社会」での生活について>

- 「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」「3密の回避」の習慣化
 - 人との距離の確保
 - ・ 職場や外出先でのイスや行列等では、人との距離を確保（できるだけ2m。最低1m）
 - ・ 在宅勤務や時差出勤を活用
 - ・ 外出時の予約の活用
 - マスクの着用
 - ・ 仕事や買い物などで外出するときは、熱中症に注意しつつマスクを着用
 - 手洗いの励行
 - ・ 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手洗い
 - ・ 自らの体調管理の徹底・検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しない。
 - 3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）だけでなく、1密でも回避
 - 感染リスクの高まる「5つの場面」を回避する。
- 感染リスクの高い場や行動は避ける
 - ・ 閉め切った空間、大人数での酒類を伴う飲食・会食・カラオケ、マスクを外しての人との接触などは避ける。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
 - 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

出典：新型コロナウイルス感染症専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）6月19日一部変更

感染リスクが高まる「5つの場面」

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に数回などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご場では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイク口飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の流れや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休館室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



出典：新型コロナウイルス感染症対策分科会

「分科会から政府への提言」(令和2年10月23日)

静かなマスク会食を!

静かなマスク会食を!

Please wear a mask any time you speak when eating out!

飲む・食するときだけマスクを外し、話すときにはマスクをつけよう
Only remove your mask when eating/drinking and keep it on while speaking.







お節にんずう ちょうじかん いんしよく さ
大人数や長時間におよぶ飲食は避けましょう
Avoid eating/drinking with large numbers of people entirely and only do so with small numbers of people for short periods of time.

しんがた かんせんしやうたいさく さやうりよく
新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください
Please cooperate with countermeasures to prevent the spread of COVID-19.

岐阜市
(令和2年12月)

(2) 事業者の皆様への協力依頼

① 業種別ガイドライン、岐阜県行動指針の徹底等

各職場において、感染防止の担当者（ぎふコロナガード）を設置し、業種別ガイドラインや県の「コロナ社会を生き抜く行動指針」[参考3](#)に基づき、岐阜市 with コロナあんしん追跡サービス等も活用しながら感染防止対策を実行されるよう、あらゆる機会を用いて周知する。

また、感染防止対策を実施した店舗では、「with コロナステッカー」や「新型コロナ対策実施中！ステッカー」を掲示し、感染防止の徹底の自己宣言と利用者への注意喚起を行うよう、呼びかけていく。



見本

with コロナステッカー



見本

新型コロナ対策実施中！ステッカー

② 働き方の新しいスタイルの実践

国の専門家会議で示された『「新しい生活様式」の実践例』を参考に、これまでの働き方から、「コロナ社会」での働き方へ見直されるよう、あらゆる機会を用いて周知する。

<「コロナ社会」での働き方について>

- 仕事場は密にならないよう一人ひとりの間隔を保持。また、頻繁に換気を実施
- 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等パーテーションを設置するなど遮断する措置を取る。
- 徹底した清掃・消毒を行う、ごみは密閉して廃棄するなど仕事場の衛生対策に努める。
- 従業員のマスク着用、手指消毒の徹底
- 毎日、従業員の健康チェックの徹底
- 在宅勤務や時差出勤を取り入れる。また、オンライン会議を活用
- 来客等入場者には、マスク着用の徹底を求めるとともに、発熱や風邪症状がある方には入場を控えていただくよう感染防止対策を徹底

2 イベント、市有施設等の対応方針

(1) イベント等の取り扱い

5月24日(月)から6月20日(日)までの間に開催する市主催、共催及び指定管理者が行うイベント、各種講座については、原則、中止又は延期とする。

なお、民間団体等イベント主催者に対しては、イベント等の開催にあたり、県の指針^{参考3}に基づいた感染防止対策を徹底するよう要請していく。

<参考>これまでのイベント等の取り扱い(第4波拡大期間)

●4月25日の対策本部会議決定

市が単独で実施するイベントは、実施の必要性を判断した上で、開催にあたっては、県の指針に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、各種講座の開催にあたっては、引き続き県の指針に基づいた感染防止対策を徹底する。

市が関与する実行委員会等主催者や民間団体等イベント主催者に対しては、イベント等の開催にあたり、県の指針に基づいた感染防止対策を徹底するよう要請していく。

なお、4月26日(月)から5月11日(火)までの間に開催するイベント等については、原則、以下の取り扱いとする。

<スポーツ大会>

・参加者は選手、役員及びチーム関係者のみとし、無観客で実施

<文化イベント>

・市、指定管理者が主催するイベントは、中止又は延期

●5月8日の対策本部会議決定

市が単独で実施するイベントは、実施の必要性を判断した上で、開催にあたっては、県の指針に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、各種講座の開催にあたっては、引き続き県の指針に基づいた感染防止対策を徹底する。

市が関与する実行委員会等主催者や民間団体等イベント主催者に対しては、イベント等の開催にあたり、県の指針に基づいた感染防止対策を徹底するよう要請していく。

なお、5月9日(日)から5月31日(月)までの間に開催する市主催、共催及び指定管理者が行うイベントについては、原則、中止又は延期とする。

(2) 市有施設の取り扱い

すべての市有施設は、「新型コロナウイルス感染症流行時における岐阜市行政機能の確保に関する行動計画」に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、市の催事施設は、県の指針^{参考3}に基づいた感染防止対策を徹底する。

ただし、5月24日(月)から6月20日(日)の間は、これ以上感染を拡大させないため、下記市有施設について、原則休館、利用停止とし、既に予約されている分については、中止等を要請することとし、利用される場合に当たっては、感染防止対策を徹底するよう要請する。

【休館、利用停止とする施設】

○観光施設

岐阜城、道の駅柳津交流センター、鶺鴒観覧船造船所、観光案内所 等

○文化施設

歴史博物館、長良川うかいミュージアム、加藤栄三・東一記念美術館、図書館 等

○貸館施設等

みんなの森 ぎふメディアコスモス、市民活動交流センター、公民館(50)、
市民会館、コミュニティセンター(8)、文化センター、長良川国際会議場、
じゅうろくプラザ、サンライフ岐阜 等

○運動施設

テニスコートや野球場等の運動施設、体育館(10)、岐阜市スポーツ交流センター、
長良川健康ステーション 等

○児童施設

児童館(13)、科学館、青少年会館(5) 等

○福祉施設

老人福祉センター 等

なお、期間中に窓口等で6月21日以降の予約受付は可能。

また、図書館については、予約貸し出しは利用可能。

そのほか、放課後児童クラブで使用している施設については、使用可能。

<参考>これまでの市有施設取り扱い(第4波拡大期間)

●4月25日の対策本部会議決定(5月8日の対策本部会議で期間延長)

すべての市有施設は、「新型コロナウイルス感染症流行時における岐阜市行政機能の確保に関する行動計画」に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、市の催事施設は、県の指針に基づいた感染防止対策を徹底する。

なお、4月26日(月)から5月31日(月)までの間は、県有施設の対応方針に沿って、以下の取り扱いとする。

●開館時間は20時まで

●人数上限5,000人、かつ収容率要件50%以下

※対象となる市有施設は、運動施設、競技場、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、ホテル又は旅館(集会の用に供するものに限る。)、遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けない施設)に該当又は類似する市有施設

【開館時間を20時までとする主な市有施設】

○みんなの森 ぎふメディアコスモス、コミュニティセンター、公民館、市民会館、文化センター、長良川国際会議場、体育館、科学館、長良川うかいミュージアム、図書館分館、少年自然の家

(3) キャンセルに伴う使用料の返還方針

新型コロナウイルス感染症を理由に自粛したイベントや講座、市有施設の閉鎖により開催できなくなったイベント等に関する使用料については、基本的に徴収しない。

【対象期間】令和3年4月26日(月)~令和3年6月20日(日)

3 オール岐阜市役所での感染防止対策

(1) 学校等の感染防止対策等

- ・ 各施設において、手洗い・マスク着用の徹底を含め、十分な感染防止対策を実施するとともに必要な物品（消毒液や保健衛生用品等）を整備

市立小学校、中学校

- ・ 健康チェックカード（土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載）を校舎に入る前に確認、また家庭で検温を行っていない児童生徒には、校舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、教職員等が消毒を実施、スクール・サポート・スタッフを雇用し、教室内の換気や消毒など、感染症対策に関する業務支援を実施
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための消毒作業等を担うスクール・サポート・スタッフを、全小中学校に配置
- ・ 発熱等の症状がある児童生徒については、保健室とは別に待機する場所を確保
- ・ 水泳の授業は6月20日まで休止する。
- ・ 6月20日までは、部活動を平日4日、2時間以内とし、土日は原則実施しない。ただし、次につながる大会・コンクールがある場合のみ、土日のいずれか1日、3時間以内とする。

岐阜特別支援学校（小学部・中学部・高等部）

- ・ スクールバス車内での3密を避けるため、スクールバス4台を増便
- ・ 健康チェックカード（土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載）を校舎に入る前に確認（スクールバス利用者はバス乗車前に確認）、また家庭で検温を行っていない児童生徒には、校舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、教職員等が消毒を実施、スクール・サポート・スタッフ（小学部、中学部、高等部）を雇用し、教室内の換気や消毒など、感染症対策に関する業務支援を実施
- ・ 発熱等の症状がある児童生徒については、保健室とは別に待機する場所を確保
- ・ 水泳の授業は7月20日まで休止する。

市立幼稚園

- ・ 登園時の健康チェック、手洗い・うがいの励行、室内の換気、玩具等の小まめな消毒の実施などの感染予防対策を実施
- ・ 健康チェックカード(土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載)を園舎に入る前に確認、また家庭で検温を行っていない園児には、園舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど園児等が利用する場所のうち、多くの園児等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、教職員等が消毒を実施
- ・ 滅菌庫を導入し衛生環境を整備
- ・ プール遊びは6月20日まで休止する。

岐阜商業高等学校

- ・ 健康チェックカード(土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載)を校舎に入る前に確認、また家庭で検温を行っていない生徒には、校舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど生徒等が利用する場所のうち、多くの生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、教職員が消毒を実施、教員業務支援員を雇用し、教室内の換気や消毒など、感染症対策に関する業務支援を実施
- ・ 水泳の授業は6月20日まで休止する。
- ・ 6月20日までは、部活動を平日4日、2時間以内とし、次につながる大会・コンクールがある場合のみ、土日のいずれか1日、3時間以内とする。

女子短期大学

- ・ 通学前の毎日の検温による体調管理の徹底と、通学時のバス内の混雑を避けるため、時差授業を実施
- ・ 手洗い・マスク着用・手指消毒を徹底し、講義室内では格子状に座らせるほか、各講義室や廊下に感染予防のチェックシートを掲示し、教員、学生が随時確認を行う。また、パソコン教室や学生ホールのテーブルにパーティションを設置
- ・ 不要不急の外出・移動の自粛
- ・ サークル活動は、平日2時間以内とし、他大学との交流や合宿、懇親会を行わない

薬科大学

- ・ 学生に日々の体調等を「健康管理カード」に記録させ、体調の自己管理の徹底
- ・ 部活動に関しては、「安全な部活動のためのガイドライン」を定め、活動時間の短縮や部員の健康管理の徹底を図るとともに、学生自ら感染防止対策を講じた安全な活動方法を考え、自律的に活動するよう、毎月「活動実施計画書」の作成及び提出を徹底
- ・ まん延防止等重点措置区域の指定を踏まえ、5月12日以降において、部活動は活動停止
- ・ 対面授業は、学生間の間隔を十分に確保して実施するため、1授業について2つの教室を使用し、一方の教室での授業の様子を別の教室に配信し、学生が分散して受講する体制にて実施
- ・ 実習は、授業内容に応じ、マスクに加え、教員及び学生がフェイスシールドを併用して複数の実習室に分散して実施

市立看護専門学校

- ・ 講義は講堂や広い教室を活用して学生間や教員との距離を保ち、演習やグループワークなどではマスク着用に加え、フェイスシールドやアイシールドなどの着用を義務づけて実施
- ・ 臨地実習では、実習前2週間の体調および行動歴を紙面にて報告させて事前に安全性を確認し、その都度実習先に連絡して了解を得ている。
- ・ 学生、教員、来校者には、玄関で体温測定ならびに本人と家族の体調チェックを行った上で入館を許可し、昼休みにも体温測定ならびに体調チェックを実施
- ・ 休憩時間には実習室等を開放して、学生が利用できる洗面場所を増やし、手洗いやうがいを徹底させている。また、マイクやパソコン等講義に使用した物品は毎回、ドアノブ等複数人が触れる場所は定期的に消毒を実施
- ・ 実習以外でも手指消毒薬を携行し、励行を周知
- ・ うがいや歯磨きの際は、学生同士の距離をおいて、会話を禁じることを徹底
- ・ 食事の際は、各学生の机に飛沫防止用の衝立を設置、黙食を徹底
- ・ 高等教育の修学支援新制度の対象外である学生が、家計急変に伴い授業料等の納付が困難になった場合の支援として、学校独自に授業料等を減免

(2) 保育所、放課後児童クラブ等の感染防止対策

- ・ 受け入れ体制の整備や利用料への財政負担については、全面的支援を県に求める。
- ・ 保育所、放課後児童クラブでの様々なリスク低減に向けた取組として、登園時、登会時の健康チェック、手洗い・うがいの励行、室内の換気など衛生管理の基本となる対策を継続して実施。保護者が安心して子どもを預けることができる環境を確保
- ・ 「健康チェックカード【改訂版】」(8月5日)により、児童、職員の健康管理を徹底

(3) 社会福祉施設等における感染防止対策

- ・ 各施設等の判断による面会・外出制限の緩和に関する国通知等に基づき改正された「感染・まん延防止チェックリスト(県作成)」により、感染防止を徹底
- ・ 高齢者福祉施設等に対し、入浴介助サービス時におけるマスクの着用の徹底、入浴介助サービスの回数減や清拭への切り替えなどの検討、利用者の耳元で、大声で話す際は、マスクに加えフェイスシールド着用などを啓発

(4) 市民窓口等における感染防止対策

- ・ 3密の回避のため、市HPに行政窓口の混雑状況や呼出状況をリアルタイムでお知らせする情報サイト「岐阜市なう!」を配信
- ・ 住民票の発行などを行う各事務所において、自家用車内等で待機してもらうことができるよう、ワイヤレスコールを導入し、密にならない待合スペースの整備と、窓口の規格に合わせたアクリル板の設置による飛沫感染防止対策の徹底
- ・ 市庁舎などに、非接触式体温計を設置し、来訪者に検温を呼び掛ける。
- ・ エレベーター内での密回避を促すサインの掲示

(5) 職員の感染防止対策

勤務形態

① 在宅勤務

② 時差勤務

- ・ 12パターンから選択できる時差勤務

③ 勤務日の割振り

- ・ 勤務日の割振り変更により、週休日を土、日以外に設定

④ その他

- ・ 休憩時間の時差取得
(11時30分～12時30分)
- ・ 執務机の間に飛沫防止板を設置

職員の意識の徹底

- ・ 家族も含めた、日常生活における「新しい生活様式」(P4)の実践
※「人との距離の確保」、「マスク着用」、「手洗い」など
- ・ 出勤前の検温実施と体調がすぐれない場合の出勤停止
- ・ 所属長による所属職員の健康管理の徹底
- ・ 職員の健康自己チェックシートの作成及び所属における健康自己チェック済み確認表の作成
- ・ 職員の行動歴シートの作成
- ・ 職場の清掃・消毒及び換気の徹底
- ・ 「ぎふコロナガード」による感染防止対策ポイントのチェック、声かけの徹底

(6) 自然災害発生時の感染症対策の強化

- ・ 避難所運営マニュアル(新型コロナウイルス感染症対策編)の市民(自主防災組織)への周知及び訓練の実施
- ・ 避難所における感染症対策実施のための備蓄の充実
- ・ 避難所としてのホテル・旅館等の民間施設の活用

(7) 市民病院の診療体制

新型コロナウイルス感染症対策を引き続き継続しながら

- ・ 病院内への入館規制を引き続き行う
- ・ 外来は、過密対策を行いつつ実施
- ・ 入院は、面会禁止としたうえで実施
- ・ 手術、各種検査は、飛沫予防策を含む感染症対策を徹底したうえで実施
- ・ 健康管理センター(健診事業)は、一部検査の制限を行いつつ実施

4 医療・予防体制の充実

(1) 保健所の体制

① 岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部の設置

- ・ 本市でクラスターが発生した際には、引き続き岐阜県と合同で積極的疫学調査を実施し、早期終息を目指す

② 感染症対策課の設置

- ・ 令和2年8月3日付で新設した「感染症対策課」において感染症対策に係る施策を総合的・専門的に実施

③ 受診・相談センターの設置

- ・ 発熱等の症状のある方で、相談する医療機関に迷う場合の電話相談窓口を設置

● 平日窓口

TEL058-252-0393(平日午前9時～午後5時)

● 休日・夜間窓口

TEL058-272-8860(平日午後5時～翌午前9時、土日祝日(終日))

④ 新型コロナウイルスワクチン接種係の設置

- ・ 令和3年1月4日付で新型コロナウイルスワクチン接種対策チームを設置。また、ワクチン接種の実施を全庁横断的に取り組むため、3月10日付で、新型コロナウイルス感染症対策本部内に、ワクチン接種対策検討会を設置。その後、4月1日付で新型コロナウイルスワクチン接種係を設置し、市民への早期かつ安全なワクチン接種を実施

(2) 検査体制の拡充等

① 衛生試験所の検査体制

- ・ 1日あたり最大60検体のPCR検査を実施
- ・ 今後の検体の増加に対応できるよう必要な検査試薬を確保

② 医療機関内検査の拡大

- ・ 診療、検査ができる医療機関を県が「診療・検査医療機関」に指定
- ・ PCR法等を用いた検査を実施

③ 市医師会との連携による「地域外来・検査センター」の設置

- ・ 岐阜市医師会と連携し設置した「岐阜市地域外来・検査センター」(令和2年6月15日～)にて、週5日、1日当たり20件程度の検査を実施

④ 高齢者施設等に対する予防的検査事業

- ・ 国の基本的対処方針(令和3年3月18日変更)に基づき、高齢者施設等の従事者の検査を実施

- ・ PCR 法等を用いた検査を実施

※令和3年度の高齢者施設等従事者 PCR 検査事業の実績(6/7 時点)

対象施設 268施設のうち 167施設が受検

⑤ 妊婦の新型コロナウイルス検査事業

- ・ 強い不安を抱えている、又は基礎疾患を有している出産予定が 2 週間以内の妊婦に対し、新型コロナウイルス感染症の検査に必要な費用を助成

(3) 宿泊療養施設の設置

- ・ 岐阜県が、岐阜圏域では、羽島市の「HOTEL KOYO」に402室、「アパホテル岐阜羽島駅前」に146室を確保。患者搬送の際は、必要に応じて県保健所等が保有する移送車を利用し、スタッフとして本市職員が対応

(4) 患者の搬送

- ・ 患者の搬送には、保健所の要請により消防本部の救急車を必要時に利用

(5) ワクチン接種

① コンセプト

- ・ いつでも、近くで、安心のワクチン接種

② 方針

- ・ 市民が安心し、ワクチンを無駄なく効率的に接種できるよう公共施設や病院での集団接種と地域のかかりつけ医での個別接種を組み合わせたハイブリット方式で接種を進める。

③ 接種体制

- ・ 公共施設等での集団接種
 - ◇ 南・北保健センター、市役所新庁舎、小中学校体育館、会場として提供された医療機関
 - ◇ 主に土曜・日曜に実施
- ・ 医療機関での個別接種
 - ◇ 約 220 か所の医療機関で、主に診療日に実施
- ・ 大規模接種(岐阜県)
 - ◇ 岐阜産業会館で、主に土曜・日曜に実施

④ 接種順位

- ・ 次の順に接種を実施
 1. 医療従事者等
 2. 高齢者（高齢者施設等従事者は施設で高齢者と同時接種も可能）
 3. 基礎疾患を有する者、高齢者施設従事者、60歳～64歳の者
 4. それ以外の者
- ・ それ以外の者の接種については、県が示す接種の優先順位等を踏まえ、人との接触が多い職種等（教職員や幼稚園教諭、保育士等）を優先対象とする方向で検討を実施

⑤ 65歳以上の高齢者へのワクチン接種スケジュール

- ・ 岐阜市内の65歳以上の高齢者（約123,000人）のうち接種を希望される方に対し、7月末までの接種完了を目指す。

対象者	予約受付	接種開始時期
高齢者施設5施設の約1,000人 （従事者約500人を含む）	個別調整	4/12
上記以外の約250の高齢者施設・ 療養型医療施設の約13,000人 （従事者約5,000人を含む）	個別調整	5/10
施設入所以外の高齢者 約114,500人	5/14から	公共施設:5/22 医療機関:5/24

- ・ 65歳以上の高齢者のうち約34%が1回目の接種完了（6/8時点）

⑥ 広報

- ・ 接種開始時期や接種可能施設の一覧を掲載した「新型コロナウイルスワクチン接種のご案内」を市内の全戸に配布
- ・ 市公式ホームページに接種開始時期や接種可能施設の一覧を掲載
- ・ SNS や防災行政無線、防災情報メール、地域情報誌等を活用し、広く市民へ周知

⑦ 7月末までの65歳以上の高齢者への接種完了に向けた方策

- ・ 公共施設での集団接種を拡充するなど、時間外・休日の接種における医療従事者等の確保のための対策を講じる。
 - ◇ 市の実施する集団接種へ、時間外・休日に医師・看護師等を派遣した医療機関に対して協力金を支給

- ◇ 時間外・休日に自施設を集団接種のための会場として提供した医療機関に協力金を支給(1日当たり100人以上に接種を行う医療機関に限る)
- ◇ 時間外・休日に個別接種を実施する医療機関へ協力金を支給
- ・ 接種会場までの交通手段として、コミュニティバスを利用した場合の運賃を無料とする。(全20路線を対象)

<参考>高齢者へのワクチン接種シミュレーション

● 接種対象者数のシミュレーション

岐阜市の高齢者人口	約 123,000 人
⇒接種想定人数(人口の8割)	約 98,400 人
⇒施設入所の高齢者の人数(4/12~)	約 8,500 人 [※]
⇒一般の高齢者の人数(5/22~)	約 89,900 人

※施設入所の高齢者に加え、施設従事者(約5,500人)への接種を同時に実施

● 5/22からの公共施設での集団接種と、医療機関での接種の人数シミュレーション

公共施設	医療機関	合計接種人数
約 14,500 人	約 75,400 人	約 89,900 人

5 社会経済活動の支援

(1) 市民生活の支援

○住居確保給付金

- ・ 離職や廃業により住居を失った又は失うおそれがある場合に支給される住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける方に支給

○子ども見守り宅食支援事業

- ・ 学校等の休業や外出自粛など子どもの見守り機会が減少することで児童虐待のリスクが高まる中、食材料や弁当を配達しながら子どもの見守りを行う NPO 法人等に対し、その経費を支援

○要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金

- ・ 経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒や就学予定者の保護者に対し、義務教育の円滑な実施のため学用品費等を援助

○高齢者世帯エアコン購入費等助成

- ・ 夏の猛暑に加え、コロナ禍により、外出自粛やマスク着用等で、熱中症リスクが高まる中、特に危険な状況にある高齢者のうち、経済的事情で自宅にエアコンがない高齢者世帯を対象に購入費用等を助成

○子育て世帯生活支援特別給付金

- ・ 新型コロナウイルスによる影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給

◇ ひとり親世帯分

児童扶養手当を受給するひとり親世帯等の児童について、児童 1 人あたり 5 万円を支給。

令和 3 年 4 月分の児童扶養手当受給者については、申請不要で 5 月 11 日に支給済み。(2,623 世帯／支払額 190,250 千円)

新型コロナウイルスの影響により収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となった家計急変者等の要申請者の受付期間は、令和 3 年 5 月 10 日から令和 4 年 2 月 28 日まで

◇ ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分(6 月補正、7 月実施予定)

ひとり親世帯以外の住民税非課税の子育て世帯の児童について、児童 1 人あたり 5 万円を支給。

令和 3 年 4 月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けており、令和 3 年度の住民税均等割が非課税である方については申請不要で 7 月末までに支給予定。その他の要申請者の申請受付期間は、7 月中旬以降から令和 4 年 2 月 28 日(予定)まで

(2) 経済再生・就労支援

○ぎふし伴走型特別資金

- ・ 中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が継続的な伴走型での支援を実施することにより、中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的とした融資制度を令和3年4月1日から創設。併せて融資に要する原資も増額

○広告宣伝支援事業補助金

- ・ 売り上げが減少している中小企業等に対し、販売促進等のために実施する広告宣伝に対し、10万円を上限に支援

○キャッシュレス決済を活用した地域経済活性化事業

- ・ 市内店舗等での消費を促進するため、非接触型QRコード等によるキャッシュレス決済を利用した方に対し、利用額の一定割合をポイント還元する。

○オンライン旅行会社を活用した観光促進事業

- ・ オンライン旅行会社が運営する宿泊予約サイトにおいて、本市の魅力を特集した広告を掲出することにより、市内への宿泊を誘導し、落ち込んだ観光需要の喚起を図る。

○宿泊割引助成による観光誘客促進事業

- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、市内宿泊施設を対象とした宿泊割引キャンペーンを行い、観光需要の喚起を図る。

○農作物の売上減少等への支援

- ・ 岐阜市農業再生協議会(事務局:農林課内)が高収益作物次期作支援交付金(国)の事業実施主体のひとつとなり、国への申請の取りまとめ等を随時実施

○畜産業者等への助言指導

- ・ 畜産業者等の従事者に対して、感染防止に係る指導助言を実施

○離職又は内定を取り消された方を対象とした職員採用試験の実施

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で離職又は内定を取り消された方を対象に、雇用創出として、求職活動をしやすい、パートタイムの会計年度任用職員の採用試験を随時実施

○求職者・雇用者支援セミナーの実施

- ・ 求職者を対象とした、スキルアップや就職活動に資する「求職者支援セミナー」や雇用者を対象とした、人材確保や人材定着に資する「雇用者支援セミナー」を実施

○WEB 版の合同企業説明会（ぎふ仕事フェア）の開催

- ・ 市主催の WEB での合同企業説明会を令和 2 年度に引き続き開催

6 ポストコロナ社会への対応

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

○電子図書館サービス事業

- ・ 利用者への図書サービスの充実と読書の推進を図るため、電子図書館サービスを引き続き提供

○私立保育所等 ICT 化支援

- ・ 私立保育所等が保育士の業務負担軽減のため、ICT システム等を導入するために要した費用の一部を支援

○路線バス利用環境整備

- ・ キャッシュレス化を推進するため、市内バス路線の全国交通系 IC カードの導入を見据えて、交通事業者が実施する自動運賃収受システムの導入に対し、国の補助と合わせて支援

(庁内事務関連・市民向け)

○キャッシュレス決済

- ・ 現金に触れずに済むキャッシュレス決済を市の窓口や観光・文化・スポーツ施設等に導入

○スマートフォン等を活用した市税等の納付

- ・ キャッシュレス化の普及促進と納付方法の多様化による利便性の向上のため、スマートフォン等を使ったクレジットカード及びスマホ決済の促進

○AI チャット総合案内サービス

- ・ 行政手続きに関する問い合わせに対し、職員に代わり AI がチャット形式で 24 時間自動応答するサービスを提供

○岐阜市オンライン申請総合窓口

- ・ 来庁せずに各種申請や届け出ができるオンライン申請の総合窓口を市ホームページに開設

(庁内事務関連・職員向け)

○テレワーク環境

- ・ 庁内ネットワークに接続できるパソコン(100台)による勤務

○Web 会議

- ・ 出先機関の職員、在宅勤務の職員、外部機関のメンバー等との会議が円滑に測れるよう、Web 会議の利用促進

(教育のデジタル化)

市立小学校、中学校

- ・ 岐阜市オンライン学習サービス「e ライブラリアドバンス」を活用し、自宅の端末からドリル学習に取り組み、学習内容の定着が図れるようにする。
- ・ 学校の授業や家庭での学習を通して、個別最適化された学びの実現を図るため、全児童生徒及び教員分のタブレット端末を導入し、オンライン学習等の環境を整備、通常授業でも積極的に活用
- ・ 臨時休業の際も、タブレット端末を積極的に活用。カリキュラムを編成してオンライン学習支援を実施し、学びを保証する。

岐阜特別支援学校(小学部・中学部・高等部)

- ・ 学校の授業や家庭での学習を通して、個別最適化された学びの実現を図るため、全児童生徒及び教員分のタブレット端末を導入し、オンライン学習等の環境を整備、通常授業でも積極的に活用
- ・ 臨時休業の際も、タブレット端末を積極的に活用。カリキュラムを編成してオンライン学習支援を実施し、学びを保証する。

市立幼稚園

- ・ 私立を含む市内の幼稚園、子育て支援団体、大学等の協力を得て、家庭での“学びにつながる遊び”を「YouTube」岐阜市公式チャンネルで配信

岐阜商業高等学校

- ・ 学校の授業や家庭での学習を通して、個別最適化された学びの実現を図るため、全生徒及び教員分のタブレット端末を導入し、オンライン学習等の環境を整備、通常授業でも積極的に活用
- ・ 臨時休業の際も、タブレット端末を積極的に活用。オンライン学習支援を実施し、学びを保証する。

女子短期大学

- ・ 遠隔授業(オンライン講義)と対面授業の併用割合を概ね半分ずつとす

る。

- ・ 遠隔授業（オンライン講義）における学修環境を整えるため、経済的理由で、パソコンを準備できず、機能制限のあるスマートフォンで受講する学生に対して、ノートパソコンを貸し出す。
- ・ 受講者の多い対面授業の3密を避けるため、学内に無線LANのアクセスポイントを整備し、複数講義室で受講を可能とするとともに、遠隔授業ソフトの機能を活用した対面授業を実施

薬科大学

- ・ 対面授業を基本としつつ、感染拡大状況によっては、速やかに遠隔授業（オンライン講義）に移行できる体制を整備
- ・ 遠隔授業（オンライン講義）に移行した際、学修環境の整わない学生に対しては、ノートパソコンの貸出しや学内での遠隔授業（オンライン講義）の受講を認めるなどして対応

市立看護専門学校

- ・ 現在は3密とならない体制を整え、対面授業を行っているが、感染症拡大状況に合わせ、遠隔授業（オンライン授業）も実施できる体制を整備
- ・ 学生が、陽性者や濃厚接触者となった場合には、療養先もしくは待機先で、オンラインによる遠隔授業を受けられる体制や授業の様子を撮影したDVDの視聴ができる体制を整備し、単位修得に向けて支援
- ・ 遠隔授業に移行した際、学習環境の整わない学生に対しては、学内での遠隔授業（オンライン講義）の受講を認めるなどして対応

(2) 新しい生活様式への対応

○文化芸術活動支援補助金

- ・ 文化芸術活動の発表の場である公演等の中止・延期を余儀なくされた団体・個人を支援するとともに、市民の文化芸術鑑賞機会の増加を図るため、公演等の動画撮影・配信に対して補助を実施

○オンライン上の見本市等への出展補助

- ・ インターネット上で開催される見本市等に自社製品を出展する事業者に対して、出展費用を補助。中小企業の販路開拓を支援

○テレワークの推進事業

- ・ テレワークの導入は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のほか、働く人のワーク・ライフ・バランスの実現、多様な人材の社会参画、企業の生産性の向上など様々な課題を解決できることが期待されている。テレワークの推進のため、テレワークプランとして日中に客室を利用するプランを提供するホテル・旅館に対して補助を実施、市民はテレワークプランを利用することで、利用料金の割引を受けられるよう対応した。
- ・ 市の認定を受けたホテルが令和2年8月1日より実施し、プランを提供中
- ・ 岐阜市リモートオフィス(Neo work-Gifu)を活用し、市内中小企業のテレワークを推進

○オンラインパパママ学級

- ・ 妊婦とその配偶者に対し、オンラインにて妊娠、出産、育児に関する情報提供や保健指導を実施

7 令和3年度総合対策の事業体系

これまで、緊急対策（令和2年4月27日発表）、withコロナ総合対策（同年5月17日発表）に基づき、感染拡大フェーズに応じた各種対策事業を実施してきた。

こうした中、国においては、感染症の拡大防止策や、ポストコロナに向けた経済構造の転換などを柱とした「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を同年12月8日に閣議決定するとともに、これに基づく令和2年度第3次補正予算が1月28日に成立し、令和3年度予算とあわせ、「15カ月予算」として切れ目のない対策を講ずるものとされている。

こうした状況を踏まえ、岐阜市の令和2年度3月補正及び3年度当初予算の対策事業の体系として、以下4つの柱を事業規模とともに示したものである。



（※令和3年度にわたる事業規模総額：約164億円）

1. 感染拡大防止対策（事業規模：約7億円・予備費含む）

公共・民間施設や市実施事業等において、消毒液等の衛生対策物品配備（支援）や、3密を避けるための体制確保などにより、感染拡大防止対策に努める。

また、感染症拡大や物品の流通状況などに鑑み、必要に応じ予備費を活用するなど、迅速に対応する。

(1) 市民・事業者への感染拡大防止対策

- ・私立保育所等感染症対策支援事業、店舗における感染状況通知システム運用 など

(2) 市有施設・市事業における感染拡大防止対策

- ・学校、庁舎等市有施設衛生用品整備、特別支援学校スクールバス増便、市立保育所屋外遮光ネット取付対応工事、検診・イベント等におけるかかり増し経費 など

2. 医療・予防体制の充実強化（事業規模：約26億円）

国・県の対策とあわせ、ワクチン接種、行政検査、医療機関における検査手数料や入院費の公費負担など、医療提供体制や予防・検査体制の充実強化を図る。

- ・新型コロナウイルスワクチン接種、行政検査、地域外来・検査センター運営、医療機関における検査手数料・入院費自己負担相当分の公費負担、妊婦等を対象とした PCR 検査及び罹患後支援 など

3. 社会経済活動支援（事業規模：約130億円）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、所得や収益の減少等により、生活や事業活動に影響を受けている市民・事業者に対する支援を行う。

(1) 市民生活の支援

- ・住居確保給付金支給、要保護準要保護児童生徒援助（所得認定基準の緩和）、子ども見守り宅食支援、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（仮称） など

(2) 事業者の支援

- ・中小企業融資対策（貸付金、保証料補填、利子補給等）、キャッシュレス決済を活用した地域経済活性化、広告宣伝支援、宿泊割引助成 など

4. 「新たな日常」の構築等推進（事業規模：約3億円）

ポストコロナ社会における新たな日常への転換を図るため、デジタルトランスフォーメーションの推進や、対面を前提とするなどの既存生活様式からの変革を促す観点に立った事業実施を進める。

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

- ・庁内事務における働き方改革対応システム構築、RPA・AI-OCR 等デジタルツールの活用、行政手続のオンライン申請対応、市税・使用料等のキャッシュレス決済の導入 など

(2) 新しい生活様式への対応

- ・働き方改革のための次期コミュニケーション基盤整備、テレワーク推進助成、各種講座等の Web 開催、大学等の遠隔授業対応 など

上記に記載した事業のほか、感染症の状況に応じ、予備費の活用等も含め、迅速な対策を図るなど、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を最優先事項として取り組むものとする。

参考 | 令和2年度の緊急対策事業

(1) 「非常事態」総合対策(R2.5.6改定)における対策

新型コロナウイルス感染症 岐阜市緊急対策 (R2.4.27発表)

① 緊急支援フェーズ

一般会計規模 45,732,324千円
 特別会計規模 10,000千円

1 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化

(1) 検査体制の強化
・PCR検査機器の整備支援

(2) 感染拡大防止支援
・医療機関への衛生用品配布等の支援(ふるさと納税等の活用)
・福祉施設等における衛生用品の購入支援等

(3) 病床の確保
・入院病床確保のための空床補償

(4) その他
・小中学校等における非接触型体温計の配備
・放課後児童クラブ
(小学校臨時休業等に伴う開校時間延長対応)
・ICT教育推進(オンライン学習環境導入)

2 市民生活及び事業者への緊急支援

(1) 市民生活への支援
・特別定額給付金(4/27一部専決)
・子育て世帯への支援
・就学援助
・住居確保給付金
・傷病手当金の給付

(2) 事業者への支援
・実質無利子無担保融資制度の創設(4/27専決)
・県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金
・雇用調整支援金

(3) その他
・市税及び国民健康保険料等の猶予、減免

② 予備費執行による緊急対策

- ・テイクアウト応援サイトの開設
- ・薬科大学オンライン講義環境整備
- ・感染症検査機器、患者移送用資機材配備
- ・ワンストップ経営相談窓口の設置
- ・庁舎等相談窓口等の環境整備
(アクリルパーテーション、電話回線増設等)
- ・サテライトオフィス、テレワークに係る事務用品の購入等

約0.9億円

回復フェーズ

1 消費需要の喚起

- ・観光キャンペーンの実施(R2.3補正 4,000万円)

現在 検討中

(2) “with コロナ”総合対策(R2.5.17~)

新型コロナウイルス感染症 岐阜市総合対策

***緊急対策* (R2.4.27発表)**

1 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化

(1) 検査体制の強化
・PCR検査機器の整備支援

(2) 感染拡大防止支援
・医療機関への衛生用品配布等の支援(ふるさと納税等の活用)
・福祉施設等における衛生用品の購入支援等

(3) 病床の確保
・入院病床確保のための空床補償

(4) その他
・小中学校等における非接触型体温計の配備
・放課後児童クラブの時間延長
・ICT教育推進(オンライン学習環境導入)

薬科大学、女子短期大学オンライン講義環境整備
・テレワーク等の実施

庁舎等相談窓口等の環境整備
・情報発信のための広報の拡大

***withコロナ*総合対策(R2.5.17~)**

1 社会経済活動と感染拡大防止対策

(1) 市民・事業者への感染拡大防止対策支援
・事業者への感染拡大防止対策促進支援金
・私立保育園、子育て支援施設等への感染拡大防止対策助成
・介護サービス事業所等への事業継続支援、施設整備支援
・路線バスの交通系ICカード導入への支援
・経産省の感染予防支援(予備費)、感染状況通知サービス運用(予備費)

(2) 市民・事業者への新しい生活様式の定着
・リーフレットの作成・配布
・テレビ、ラジオを活用した周知
・テレワーク等への支援

(3) 市有施設の感染拡大防止対策
・保育所、児童施設、図書館、公民館、観光文化施設における整備等
・海防所におけるテント等の配備(予備費)
・市立学校における衛生用品の購入、業務支援員等の配置、ICT教育の推進
・特別支援学校スクールバスの拡大
・救急車両内除染装置整備(予備費)

(4) その他
・給食調理室等の環境整備等
・ひとり暮らし等相談体制の強化
・市税等クレジット収納の導入

2 市民生活及び事業者への緊急支援

(1) 市民生活への支援
・特別定額給付金
・子育て世帯への支援(臨時特別給付金、ひとり暮らし世帯等応援金)
・就学援助
・住居確保給付金
・傷病手当金

(2) 事業者への支援
・実質無利子無担保融資制度
・雇用調整支援金
・県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金
・テイクアウト応援サイト
・ワンストップ経営相談窓口の設置

(3) その他
・市税及び国民健康保険料等の猶予、減免

2 医療提供体制の充実・強化

(1) 検査体制の強化等
・地域外発・検査センターの設置(専決)
・PCR検査手数料自己負担分の実償
・医療従事者への感染予防の提供

(2) 市民病気の医療提供体制の強化
・院内感染防止対策、高度医療機器整備
・医療従事者への慰労金の支給

参考 2 岐阜市における主な対応状況

令和 2 年	
1 月 27 日	保健所地域保健課に相談窓口を設置
28 日	第 1 回「新型コロナウイルス肺炎警戒本部会議」開催
2 月 3 日	中・南・北市民健康センターに相談窓口を設置 岐阜市衛生試験所において新型コロナウイルスの検査開始
13 日	第 1 回「新型コロナウイルス肺炎警戒本部幹事会」開催
26 日	第 1 回「岐阜市対策本部会議」開催(2 月 21 日設置) 県内で初の陽性患者が発生
27 日	第 2 回「岐阜市対策本部会議」開催(イベント等の開催方針)
28 日	第 3 回「岐阜市対策本部会議」開催(幼稚園、市立学校等の対応) 保健所地域保健課の相談受付時間を変更(土日祝日も実施)
29 日	第 4 回「岐阜市対策本部会議」開催(市有施設の休館・一部停止)
3 月 12 日	第 5 回「岐阜市対策本部会議」開催
17 日	第 6 回「岐阜市対策本部会議」開催(感染症対策アクションプラン) 岐阜市で 1 例目の感染者
18 日	第 7 回「岐阜市対策本部会議」開催
23 日	第 8 回「岐阜市対策本部会議」開催
24 日	第 9 回「岐阜市対策本部会議」開催
31 日	第 10 回「岐阜市対策本部会議」開催
4 月 2 日	第 11 回「岐阜市対策本部会議」開催
3 日	第 12 回「岐阜市対策本部会議」開催 第 3 回「岐阜県対策協議会」、第 3 回「岐阜県対策本部」 県による「ストップ 新型コロナ 2 週間作戦」の発信
6 日	第 13 回「岐阜市対策本部会議」開催 (推進体制「感染症対策チームの設置」)
7 日	政府が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を发出 (5 月 6 日まで: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県)
8 日	第 1 回「岐阜市対策本部会議」開催(特別措置法に基づく本部会議の開催)
10 日	第 2 回「岐阜市対策本部会議」開催(岐阜市[非常事態]総合対策) 岐阜県、岐阜市が「非常事態宣言」発令 ※別添 1
11 日	市内感染者が 50 例目を超える
13 日	第 3 回「岐阜市対策本部会議」開催 「岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部」設置
14 日	第 4 回「岐阜市対策本部会議」開催
16 日	政府が特措法に基づく緊急事態宣言の対象区域に岐阜県を指定(特定警戒都道府県)
17 日	第 5 回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「政府の緊急事態宣言を受けて」を发出 ※別添 2
20 日	第 6 回「岐阜市対策本部会議」開催
23 日	感染症軽症者の宿泊療養施設利用開始(HOTEL KOYO)
24 日	第 7 回「岐阜市対策本部会議」開催(岐阜市[非常事態]総合対策の見直し)
27 日	第 8 回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルス感染症緊急対策) 市長メッセージ发出(市民の皆様へ、こどもたちのみなさんへ)
28 日	市長メッセージ发出(大型連休に向けて)
5 月 1 日	第 9 回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金の受付開始
4 日	政府が 5 月 31 日までの緊急事態宣言の延長を決定
6 日	第 10 回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「政府の緊急事態宣言の延長を受けて」を发出 ※別添 3
14 日	政府が緊急事態宣言の対象区域を全都道府県から 8 都道府県に変更、岐阜

	県は対象区域から外れる
16日	第11回「岐阜市対策本部会議」開催（新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策の決定） 新型コロナウイルス感染症非常事態宣言を解除 市長メッセージ「コロナ社会を生き抜くための皆様へのお願い」を发出※別添4
25日	政府が緊急事態解除宣言（全国）
26日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催（特措法に基づく対策本部から、任意設置の対策本部に変更）
6月5日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催（経済対策チームの設置、新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策（第2版））
15日	「岐阜市地域外来・検査センター」を開設
22日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催 「岐阜市 with コロナあんしん追跡サービス」を開始
7月22日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「4連休を迎えるにあたって皆様へのお願い」を发出※別添5
27日	市内感染者が100例目を超える
31日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜県が第2波の非常事態を发出 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 第2波非常事態緊急対策も「基本の徹底」」を发出 ※別添6
8月3日	「感染症対策課」を設置
6日	市内感染者が150例目を超える
7日	第6回「岐阜市対策本部会議」 市長メッセージ「今年の夏休み、お盆は新しいスタイルで過ごそう!」を发出 ※別添7
9月1日	岐阜県が第2波の非常事態を解除 岐阜県知事、県下全ての市町村長より「ストップ『コロナ・ハラスメント』宣言」 第7回「岐阜市対策本部会議」開催（新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策（第3版）） 市長メッセージ「STOP!コロナ・ハラスメント」、「新型コロナウイルス感染防止のために『基本を徹底』しよう」を发出※別添8
23日	市内感染者が200例目を超える
10月14日	新たな診療・検査体制の開始 「帰国者・接触者相談センター」から「受診・相談センター」に変更
11月2日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催
16日	受診・相談センター（休日・夜間電話相談窓口）を開設
25日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催（新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策（第4版）） 市長メッセージ「年末年始は第3波の本格的な到来に最大限警戒を!感染防止対策を徹底しよう!」を发出 ※別添9
12月14日	岐阜県が第3波「年末年始」集中緊急対策を発令
15日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催
22日	市内感染者が500例目を超える
25日	岐阜県が新型コロナ「医療危機事態宣言」発令
31日	岐阜県が「在宅年末年始の徹底」を発令
令和3年	
1月7日	政府が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を发出 （期間：1月8日～2月7日まで 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）
9日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜県が県独自の非常事態宣言を発令 市長メッセージ「新型コロナウイルス非常事態 うつらない、うつさないための外出自粛の徹底を!」を发出 ※別添10
13日	政府が特措法に基づく緊急事態宣言の対象区域に岐阜県を指定 （期間：1月14日～2月7日）
14日	岐阜県が緊急事態対策を発令 第2回「岐阜市対策本部会議」開催

16日	市内感染者が1,000例目を超える
22日	岐阜県知事・岐阜市長合同記者会見 ※別添11
2月2日	政府が3月7日までの緊急事態宣言延長を決定
4日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催
26日	政府が3月1日以降の、緊急事態宣言の対象区域を1都3県に変更。岐阜県は対象区域から外れる
27日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催
3月2日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第5版))
5日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「感染の再拡大を防ぐため with コロナの対策徹底を!」を发出 ※別添12
21日	政府が緊急事態解除宣言(全国)
23日	第1回「岐阜市対策本部会議」
4月1日	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置を发出 (期間:4月5日~5月5日まで 宮崎県、大阪府、兵庫県)
9日	第2回「岐阜市対策本部会議」(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第6版)) 市長メッセージ「第4波拡大阻止の対策徹底を!」※別添13 政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置に京都府、沖縄県、東京都を追加
16日	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置に埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を追加
23日	第3回「岐阜市対策本部会議」 政府が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を发出 (期間:4月25日~5月11日まで 東京都、京都府、大阪府、兵庫県) 政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更 (期間:4月5日~5月5日まで 宮崎県) (期間:4月12日~5月5日まで 沖縄県) (期間:4月20日~5月11日まで 埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県) (期間:4月25日~5月11日まで 愛媛県)
25日	第1回「岐阜市対策本部会議」 市長メッセージ「岐阜県『第4波非常事態宣言』~変異株の脅威から皆様を守るために~」※別添14
28日	市内感染者が1,500例目を超える
5月8日	第2回「岐阜市対策本部会議」 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症蔓延防止等重点措置 オール岐阜でこの難局を乗り切ろう」※別添15
15日	第3回「岐阜市対策本部会議」
17日	市内感染者が2,000例目を超える
20日	第4回「岐阜市対策本部会議」
23日	第5回「岐阜市対策本部会議」 岐阜市独自の緊急事態宣言を发出(期間:5月24日~5月31日)
28日	政府が6月20日までの緊急事態宣言の延長を決定 (対象都道府県:北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県) 政府が6月20日までの特措法に基づくまん延防止等重点措置の延長を決定 (対象県:埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県)
29日	第6回「岐阜市対策本部会議」 岐阜市独自の緊急事態宣言の延長(期間:5月24日~6月20日)
6月9日	第7回「岐阜市対策本部会議」(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第7版)(案))

<別添1>

令和2年4月10日

新型コロナウイルス感染症 非常事態宣言

岐阜市では4月以降、新型コロナウイルスの感染が急激に拡大し、感染を伴う飲食店（ナイトクラブ）及び料飲店において2件のクラスター（集団感染）が発生しています。先よ、感染拡大に強い味を抑制の取組は行っており、状況は極めて深刻です。こうした状況に加え、本日、岐阜市において「新型コロナウイルス感染症 非常事態宣言」がなされましたが、岐阜市においても「**新型コロナウイルス感染症 非常事態**」を宣言します。

岐阜市長としての責務は、すべての市民の健康、命の尊厳、市民団体の協力を基盤とし、「オール岐阜市」で新型コロナウイルスと戦わなければならない。確信のご理解、ご協力をお願いします。

<市民の皆様へお願い>

○外出を自粛してください

- ・医療機関への通院、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、職務への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、平日・週末、早朝・夜・夜・深夜問わず、外出を自粛してください。

○人との距離を保ってください

- ・高齢リスクがらまる3つの条件（高齢者群・密集場所・密接集会）が揃う場（感染を伴う飲食店（ナイトクラブ）、料飲店、スポーツジム、カラオケ、ライブハウス等）非接触型に切换してください。
- ・人と接する場合は、常時でなければ2メートル程度の距離を保ってください。
- ・友人の集まりであっても、密着やマスク着用、換気といった感染防止対策が徹底できない場合は取りやめください。

○国の緊急事態宣言対象区域への往来は自粛してください

- ・国の緊急事態宣言対象区域への往来は自粛するとともに、当該区域に在住の方についても不要不急の移動や出張、集会等を控えてください。

<企業の皆様へお願い>

○感染拡大防止にご協力をお願いします

- ・ネットワークを積極的に活用し、できる限り在宅勤務を行うなど、通勤を最小限に留めてください。
- ・従業員（勤）の健康チェック及び感染検出アライズ等を実施し、該当者・濃厚接触者との接触を断絶し、感染の拡大を防止してください。
- ・市内でクラスターが発生している状況を踏まえ、店舗の滞在時間の短縮、密着の防止、休業などにご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

<別添2>

令和2年4月17日

政府の緊急事態宣言を受けて

4月16日に政府より全道政府に対し**緊急事態宣言**が発令されました。対象期間は、5月6日（水）までです。

特に、岐阜県は、「**特定警戒都道府県**」に位置付けられました。

すべての市民の皆様、事業者の皆様は、岐阜県より要請される次の事項に従い感染拡大防止を徹底いただきますようお願いいたします。

「オール岐阜市」で新型コロナウイルスと戦わなければならない。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

岐阜県における緊急措置等

<県民向け>

○徹底した外出自粛の要請（法第45条第1項）

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

<事業者向け>

○施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（法第24条第9項）

- ・特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼
- ・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

<別添3>

令和2年5月6日

政府の緊急事態宣言の延長を受けて

5月4日に政府は、全道政府を対象とした**緊急事態宣言**の対象期間の延長を決定しました。

引き続き、岐阜県は、「**特定警戒都道府県**」に位置付けられています。

すべての市民の皆様、事業者の皆様は、岐阜県より要請される次の事項に従い感染拡大防止を徹底いただきますようお願いいたします。

「オール岐阜市」で新型コロナウイルスと戦わなければならない。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

岐阜県における緊急措置等

<県民向け>

○徹底した外出自粛の要請（法第45条第1項）

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

<事業者向け>

○施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（法第24条第9項）

- ・特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼
- ・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

<別添4>

令和2年5月16日

コロナ社会を生き抜くための皆様へのお願い

皆様には、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に最大限のご協力をいただくなど、オール岐阜市として戦っていただいていることに改めて感謝を申し上げます。

政府は、岐阜県を**特定警戒地域・緊急事態宣言区域**から解除了しましたが、引き続き**感染防止**に取り組むよう求めており、本市においても**油断できない状況**が続いています。

新型コロナウイルス**感染症との戦い**は、ワクチンが開発されるまで**長期戦**です。

あらゆる経済活動や市民生活において、感染防止を主眼に置く**"with コロナ"**の考え方の下、**感染防止を徹底**していただきますようお願いいたします。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。
岐阜市長 柴橋 正直

市民の皆様へのお願い

○「新しい生活様式」の徹底

- ・感染防止の基本である「身体的距離の確保・マスクの着用・手洗い」の実践
- ・感染が流行している地域への移動の自粛など移動に関する感染対策の実践
- ・日常生活を営む上での基本的な生活様式（手洗い・手指消毒、3密の回避（密集・密接・密閉）など）の実践

事業者の皆様へのお願い

○感染防止対策の徹底

- ・お客様や従業員の方々、なにより、皆さんの事業を守るため、手洗い・消毒、3密の回避、従業員の健康チェックなどの感染防止対策（運営マニュアルの作成・遵守）の徹底
- ・新しいスタイルの働き方（テレワークやローテーション勤務、時差勤務など）の実践

<別添5>

4連休を迎えるにあたって皆様へのお願い

◆ **本市の現状は第2波の入り口**

- 7月以降**15人の感染者**（県立高校クラスター7人、他県由来6人）
- 15人のうちの**13人は、10代、20代の若い人達**
- 明日からの4連休、夏休み、お盆、GoToキャンペーンの開始など**感染拡大が懸念**

◆ **市民の皆様へ**

- 「**人との距離の確保**」、「**外出時のマスクの着用**」、「**手洗い**」、「**3密を避ける**」など、**感染防止対策の徹底**を！
- 飲食店などでマスクを外して長時間会話するなど**感染リスクが高い行動は避ける**
- **感染拡大エリアへの往來は避ける**
- **感染リスクの高い場所へ行くことはやめる**

◆ **事業者の皆様へ**

- サービス提供にあたって、**感染防止対策を改めて徹底**を！

<別添6>

新型コロナウイルス感染症 第2波非常事態緊急対策も「基本の徹底」

市民の皆様へ

- 「**人との距離の確保**」、「**マスクの着用**」、「**手洗い**」、「**3密を避ける**」
- **感染リスクの高い場所と行動を避ける**
- **NO!** マスクを外しての人との接触など
- **感染拡大エリアへの往來を避ける**
- **NO!** 愛知県、特に名古屋市の繁華街のクラブなど酒類を伴う飲食店

事業者の皆様へ

- **感染防止対策の再徹底** 業種別ガイドライン、県行動指針の遵守
- **お客様を守る、従業員を守る、自らの事業を守る**
- **withコロナステッカーを貼って注意喚起**

令和2年7月31日 岐阜市長 柴橋 正直

<別添7>

**今年の夏休み、お盆は
新しいスタイルで過ごそう！**

市民の皆様へ

- 「**人との距離の確保**」、「**マスクの着用**」、「**手洗い**」、「**3密を避ける**」

NO! 体調不良の時は、“**帰省しない**”、“**旅行しない**”、“**外出しない**”

NO! 感染リスクの高い場や行動は、“**避ける**”

- ☞ 大人数での会食や、バーベキュー、カラオケなど
- ☞ マスクを外しての人との接触など
- ☞ 特に名古屋市の繁華街のクラブなど酒類を伴う飲食店

事業者の皆様へ

- **感染防止対策の再徹底** 業種別ガイドライン、県行動指針の遵守
- **お客様を守る、従業員を守る、自らの事業を守る**
- **withコロナステッカーを貼って注意喚起**

令和2年8月7日 岐阜市長 柴橋 正直

<別添8>

STOP! コロナ・ハラスメント

- 新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。感染した方を「**思いやり**」、「**守り**」しましょう。
- 新型コロナウイルスに関わる全ての方、事業者等への**差別的扱い**、**非難**は、絶対にやめましょう。

**新型コロナウイルス感染防止のために
「基本を徹底」しよう!**

市民の皆様へ

- 「**人との距離の確保**」、「**マスクの着用**」、「**手洗い**」、「**3密を避ける**」
- **毎日の体調自己チェック!** 体調不良の時は、“**外出しない**”
- **感染リスクの高い場や行動は、“避ける”**

例：閉め切った場所、大人数での酒類を伴う飲食・会食・カラオケ、
マスクを外しての人との接触など

- **感染拡大エリアへの往來を“避ける”**

事業者の皆様へ

- **感染防止対策の再徹底** 業種別ガイドライン、県行動指針の遵守
- **お客様を守る、従業員を守る、自らの事業を守る**
- **withコロナステッカーを貼って注意喚起**

令和2年9月1日 岐阜市長 柴橋 正直

<別添9>

**年末年始は第3波の本格的な到来に
最大限警戒を!
感染防止対策を徹底しよう!**

市民の皆様へ

- 家庭にウイルスを持ち込まないための、基本の徹底!
- ⇒ 「**人との距離の確保**」、「**マスクの着用**」、「**手洗い**」、「**3密回避**」
- **毎日の体調自己チェック!** 体調不良の時は、“**外出しない**”
- 飲食を介した感染に要注意!
- ⇒ 「**大人数や長時間におよぶ飲食**」、「**飲酒を伴う懇親会等**」に注意
「**マスクなしでの会話**」は避ける

人が集まる季節の行事は、特に感染防止対策をして楽しみましょう!

クリスマス、大晦日、初日の出、初詣、年始の親戚との集まり、成人式^{など}

- 新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。感染した方を「**思いやり**」、「**守り**」、新型コロナウイルスに関わる全ての方、事業者等への**差別や非難**は、絶対にやめましょう。

事業者の皆様へ

- **職場・事業所内感染が増加中!**
- ⇒ **感染防止対策の再徹底**、業種別ガイドライン、県行動指針の遵守
- ⇒ **仕事の休憩時間、更衣室、喫煙所での行動、仕事後の会食**に注意!
- **お客様を守る、従業員を守る、自らの事業を守る**
- **Withコロナステッカーを貼って注意喚起**

令和2年11月25日 岐阜市長 柴橋 正直

<別添10>

新型コロナウイルス非常事態

うつらない、うつさないための外出自粛の徹底を！

飲食を伴った新型コロナウイルスの感染が職場や学校、家庭内など、日常のあらゆる場で、多発しています。

感染者の急増により、医療提供体制は逼迫し、現在、岐阜県を全土域で構成する、限られている医療の逼迫が懸念されています。このままでは、近い将来に大規模な医療崩壊が予想され、通常の医療サービスの提供が困難になってしまいます。つまり、誰もが必要な時に必要な医療を受けられない状況が、周辺に広がっているということです。

この非常事態では、高齢者は重症化・死のリスクが高く、若者においても、後遺症に苦しむケースが発生しています。

生命と生活を守るため、感染リスクの高い場所、行動を避けると、今一度、皆様ご自身の感染防止対策の徹底をお願いします。

令和3年11月9日 岐阜市長 柴崎 正哉

市民の皆様へ

- リスクを伴う飲食を自粛してください！
 - ・ 酒飲やパーティー以外でのマスク無しで会話を伴う飲食（ヒーティング、ランチ、夜の会食）等
- 不要不急の外出を自粛してください！（昼夜問わず、特に夜8時以降）
- 寒い時期ですが、常時換気を徹底し、3密を回避してください！
- 体調不良の時に無理をすることをやめてください！
- 外出しないことで多くの感染を防ぐことができます。
- 手洗い、手指消毒を徹底してください。特に、共用物に触れた時や、外から帰った時には、忘れずをお願いします。
- 人との距離を1m以上確保してください。
- 新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。感染した方で「思いやり」、「守り」、新型コロナウイルスに関わる全ての方、事業者等への差別や非難は、絶対にやめましょう。

事業者の皆様へ

- これまで以上のテレワークの推進をお願いします。
- 職場での新年会などの会食（昼も夜も）は、自粛してください。
- 感染防止対策の再徹底、業種別ガイドライン、県行動指針の遵守 特に、休憩時間や更衣室、喫煙所での行動に注意してください。

<別添11>

高齢者福祉施設等において、感染防止対策を徹底しよう！

～ オール岐阜市で取り組もう！ ～

高齢者福祉施設等の従事者の皆様へ

- ☑ 入浴介助サービスの際は、「マスクの着用」を徹底してください。また、必要に応じて、「入浴介助サービスの回数減」や「清拭（せいじき）への切り替え」などの検討をお願いします。
- ☑ 利用者の耳元で大きな声で話す必要がある場合は、「マスク+フェイスシールド」の着用をお願いします。
- ☑ 施設内の換気扇は24時間稼働して、「常時換気」の徹底をお願いします。
- ☑ 日常生活でも「マスクの着用」、「手洗い、手指消毒」、「3密の回避」の徹底をお願いします。
- ☑ 本市の「衛生用品等の購入費に係る補助金」を積極的に活用して、一層の感染防止対策をお願いします。

市民の皆様へ

- ☑ 高齢者は重症化リスクが高いため、「感染防止対策」の徹底をお願いします。
- ☑ 密接・密着が避けられない介護サービスを利用する際は、「マスクの着用」をお願いします。
- ☑ 入浴介助サービスにおけるリスク軽減にご理解、ご協力をお願いします。

令和3年11月22日 岐阜市長 柴崎 正哉

<別添12>

3月8日～4月上旬 感染の再拡大を防ぐため withコロナの対策徹底を！

11月から続いた第2波は、これまでの波とは比べものにならないほど大きく、感染増殖率はほぼ100%となりました。多くの命が奪われましたが、特に「不要不急の外出を控え感染防止対策を徹底し、飲食店の密接・密着への協力」により、2月末をもって、岐阜県への死者数はゼロとなりました。

これから社会経済活動を再開しようとする中、一番警戒しなければならないことは、感染のリスクです。感染リスクが高まっているからこそ、大規模な集まりや大人数の集まり、密接・密着が避けられない状況が、ワクチン接種をすすめて一定の補助的効果により、感染リスクを下げ、4月に、感染リスクを下げ、密接・密着を避ける人々の行動、多くの行動が変更となります。第1波が、終末日の発生に拡大したことを思い出し、感染防止対策を徹底し、社会経済活動を再立ち上げよう！

命と生活を守るため、引き続き感染防止対策を徹底し、社会経済活動を再立ち上げよう！

令和3年3月5日 岐阜市長 柴崎 正哉

市民の皆様へ

- 感染防止の基本を徹底してください！ 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い・手指消毒」、「3密の回避」、「体調不良の時は、外出しない」
- 感染リスクの高い「行事」、リスクを伴う「飲食」は、回避してください！
 - <感染リスクが高いと考えられる行事等> 歓送迎会、新歓コンパ、花見の宴会、飲食を伴う懇親会 等
 - <感染リスクが高いと考えられる飲食とは> マスク無しでの会話、長時間、大人数、大声を出す飲食、対策が不十分（換気が悪い、座席間の距離が近いなど）なお店を利用 等
- 卒業旅行（大規模会食の回避が徹底されないものは自粛・延期してください）
- 県をまたぐ移動は慎重に判断してください！
- 新型コロナウイルスに関わる全ての方への差別や非難は、絶対にやめましょう。

事業者及び学校等関係者の皆様へ

- 在宅勤務等の人との接触を減らす取組の継続をお願いします。
- 職場での歓送迎会などの会食（昼も夜も）は、回避してください。
- 社員の体調チェック、新入社員にも入社前から呼びかけをお願いします。
- 新入生への入学前からの感染防止対策の徹底や体調管理の呼びかけをお願いします。

<別添13>

4月12日～5月上旬

第4波拡大阻止の対策徹底を！

本市では、3月中旬から新型19コロナウイルスの感染が再増加し、全町2桁以上の感染が確認されています。感染のクラスターが顕著となり、感染拡大の再燃が懸念されています。市内では、変異株の感染が確認されており、現在は、すでに「第4波」に入った状態が確認されています。

全県では、感染拡大防止に重点が置かれている状況もあり、県の様々な感染防止対策が強化されています。本市においても一層、第4波の感染防止が懸念されています。これからゴールデンウィークを迎えるに当たり、第4波の感染拡大を阻止するための対策の徹底をお願いします。

マスクの着用が厳格化されていますが、命と生活を守るため、引き続き感染防止対策を徹底し、社会経済活動を立ち上げましょう！

令和3年4月9日 岐阜市長 柴崎正基

市民の皆様へ

- **感染防止の基本を徹底してください！**
「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い・手指消毒」
「3密の回避」、「体調不良の時は、外出しない」
- **県をまたぐ移動は慎重に！特にまん延防止等重点措置区域など、感染拡大地域への移動は、自粛、延期してください。**
- **外出は、すいた時間と場所を選んで！**
旅行は、大型連休に集中しない【分散型旅行】を！
- **感染リスクの高い行事、リスクを伴う飲食は、回避してください！**

<感染リスクが高いと考えられる行事とは>
解着した同級生や親戚同士の大勢の会食、成人式の2次会、バーベキュー、歓迎会、新歓コンパ、マスク無しのカラオケ等

<感染リスクが高いと考えられる飲食とは>
マスク無しの会話、長時間・大人数・大声での飲食、対策が不十分（換気が悪い、座席間の距離が近いなど）なお店を利用等

- **新型コロナウイルスに関わる全ての方への差別や非難は、絶対にやめましょう！**

事業者の皆様へ

- **在宅勤務等の人と人の接触を減らす取組をお願いします。**
- **職場での社員への体調チェックをお願いします。**
- **出張は、行先の状況を確認してその実施を含め、慎重に判断し、感染拡大地域への移動は、自粛、延期してください。**

<別添14>

4月26日(月)～5月14日(水)

岐阜県「第4波」非常事態宣言 ～変異株の脅威から皆様を守るために～

新型コロナウイルス感染症の第4波の感染が拡大しています。その最大の要因は、感染力が強く感染すると重症化リスクが高まるおそれのある変異株への感染です。

本府県では、感染症の予防や感染拡大の抑制が急務となっており、岐阜県においても、変異株の感染防止は、3月末から4月初旬にかけて感染が拡大したことから、そのまん延を抑制するべく、このままでは、人の移動が激化するゴールデンウィークに感染が拡大する恐れがあります。

感染者が増加すれば、重症や死亡のリスクが避けられなくなる危険性につながります。この感染は、重症や死亡のリスクが高く、重症のおそれがある状態にあり、まん延も再流行の懸念がある一層、適切な感染防止対策を講ずれば、感染を防ぐことができます。

非常事態宣言発出下のゴールデンウィークは、多くの皆様が感染防止対策を徹底し、第4波を抑制するに努めようとしていますが、リスクを伴う行事や、大勢の「ゴールデンウィーク」を伴う行事、感染リスクの高い場所、行動を避けるなど、感染防止対策の徹底をお願いします。

令和3年4月25日 岐阜市長 柴崎正基

市民の皆様へ

- **感染防止の基本的対策を徹底継続してください！**
「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い・手指消毒」
「3密の回避」、「体調不良の時は、外出しない」
- **外出は必要性和安全性を慎重に検討し、すいた時間と感染防止対策が徹底された場所を選んでください！**
- **県をまたぐ不要不急の移動は控え、関西、関東、愛知県など、感染拡大地域への移動は、自粛、延期をお願いします。**
- **感染リスクの高い飲食、行事は、徹底回避してください！**

<感染リスクが高いと考えられる飲食等>
友人や親戚同士の大勢の会食、バーベキュー（屋内含む）、大学のサークル活動、運動部の試合後や遠征時の大人数での飲食、路上や公園での集団による飲酒、マスク無しのカラオケ、長時間・大人数・大声での飲食、飲食時のマスク無しの会話、対策が不十分なお店（換気が悪い、座席間の距離が近いなど）の利用等

- **新型コロナウイルスに関わる全ての方への差別や非難は、絶対にやめましょう！**

事業者の皆様へ

- **出勤者7割、20時以降の勤務抑制など具体的な対策をお願いします！**
- **テレワークや時差出勤などの人と人の接触を減らす取組を推進してください。**
- **職場における「ぎふコロナカード」を活用して感染防止対策を徹底してください。**
- **出張は、行先の状況を確認してその実施を含め、慎重に判断し、感染拡大地域への移動は、自粛、延期してください。**

<別添15>

5月9日(日)～5月31日(月)

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置 オール岐阜でこの難局を乗り切ろう

5月7日に岐阜県は、まん延防止等重点措置の発令を受けました。対策期間は、5月9日(日)から5月31日(月)までで、岐阜市を含む市内10市町が、重点措置の対象となります。

岐阜市内の感染状況は、岐阜市の感染対策による効果が見られ、5月7日には1日ゼロ人、そして感染拡大のペースが鈍り、またピークが見えなくなりました。

また感染経路としては、濃厚な密接での感染が目立ち、ゴールデンウィーク期間中に、大人数でのバーベキューなど、家で家で濃厚な密接での感染が確認されています。

県外から感染が確認して、一歩も歩まずに、感染拡大地域へ入りかけて出た。など、感染リスクが高い行動による感染が多くみられており、今後第3波のように、岐阜市へ感染が広がることが懸念されています。

この以上感染を抑制するために、感染防止対策の徹底は不可欠です。感染リスクの高い場所、行動を避けるなど、引き続き、市民の皆様が感染防止対策の徹底をお願いします。

令和3年5月8日 岐阜市長 柴崎正基

市民の皆様・事業者の皆様へ

- **感染防止の基本的対策を徹底継続**
 - 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い・手指消毒」
 - 「3密の回避」、「体調不良の時は、外出しない」
- **飲食店等に対する営業時間の短縮**
 - 5月9日から5月31日まで、営業時間を5時から20時までに短縮してください！
 - 終日、酒類は提供しないでください（協力金支給要件）
 - カラオケ等は利用を自粛してください（協力金支給要件）
- **昼夜問わず「飲食」「外出」「県をまたぐ移動」に関する自粛**
 - 自宅を含め、大人数・長時間での飲食は自粛してください！
 - 営業時間短縮の対象に当てはまらない飲食店等の利用は自粛してください！
 - 河川敷等におけるバーベキューはやめましょう！
 - 昼夜問わず、不要不急の外出・移動を自粛してください！
 - 特に、まん延防止等重点措置区域との往来は、自粛してください！
- **イベント等の開催制限**
 - イベント等の催事については、以下のとおり主催者に対して要請します
 - ・ 飲食部について、大声での歓声・声援がある場合50%以内
 - ・ 参加人数について、5,000人を超えない

5月30日(日)～
6月20日(日)

新型コロナウイルス感染症 まん延防止等重点措置及び 岐阜市緊急事態宣言の継続

5月28日付「岐阜県」に対するまん延防止等重点措置の延長が決定しました。
 期間は、5月31日(日)までで、岐阜市(岐阜市)を含む岐阜県全域に適用されています。
 市内の感染状況は、5月中旬をピークに新規感染者は減少傾向にあるものの、日々70人程度の
 感染者が確認されており、5月28日の10万人当たりの新規感染者数(1日1回移動平均)は、
 5月15万人当たりの感染者数(1日1回移動平均)より、減少傾向が続いています。
 感染力の強い変異株の蔓延は、「飲食」や「職場」で発生し、「家庭内」へ拡大するケース
 が多く、通勤通学活動もクラスターが拡大発生しており、感染のより、若い世代から高齢
 者に感染が広がっています。また、岐阜市の施設使用率は従来として高い状況が続いてお
 り、特に岐阜県域では、感染を拡大して急激な感染拡大が心配されています。
 全県をあげ、一人ひとりの感染防止対策に力が注ぎられ、感染拡大が拡大し、岐阜県内
 において一層警戒と上回りの感染の拡大が懸念されています。感染拡大を防止するため、
 のような状況から、岐阜市独自の緊急事態宣言は、6月20日(日)まで延長すること
 といたしました。
 皆さま一人ひとりの感染防止対策の徹底をお願いします。
 令和3年5月29日 岐阜市長 柴崎 正武

市民の皆様・事業者の皆様へ

- 感染防止の基本的対策を徹底継続
 - ✓ 「人との距離(できる限り2メートル、最低1メートル)の確保」「マスクの着用」
「手洗い(手指消毒)」「3密(密閉・密集・密着)」を避け、1箇でも満足し、
「体調不良時は、全ての行動(出勤、通学)をストップ」
 - ✓ ワクチンを接種した方も、感染予防効果は高いものの100%ではないため決して油断
せずに、上記の基本的な感染防止対策の徹底を!
- 飲食店等に対する営業時間の短縮
 - ✓ 6月20日まで、営業時間を5時から20時までに短縮してください!
 - ✓ 終日、表外は提供しないでください(酒類の店内持ち込み含む)
 - ✓ カラオケ設備は利用を自粛してください!
- 昼夜問わず「外出」「車をまたぐ移動」「飲食」に関する自粛
 - ✓ 昼夜問わず、不要不急の外出・移動を自粛してください!
 - ✓ 特に、認知症をはじめ、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域との
往来を自粛してください!
 - ✓ 自宅を含め、大人数・長時間での飲食は自粛してください!
 - ✓ 定気候観望の要請に応じていない飲食店等の利用は自粛してください!
 - ✓ 同僚等におけるバーベキューはやめましょう!
- 公共施設の休館
 - ✓ 市施設(みんなの森、ぎふメディアコスモス、岐阜城、歴史博物館等)及び岐阜市内
の県施設(美術館、図書館、木造駅等)を原則休館、利用禁止とします
一部に予約のうえに利用可能な、中止を要するものが、利用目的の趣向に当たっては、
要請中止を要する場合があります。
- イベント等の開催制限
 - ✓ 市及び岐阜市内の民間のイベント、講座の原則中止または短縮
 - ✓ イベント等の催事については、以下のとおり主催者に対して要請します
 - ・ 観客数について、大所での歌声・声援がある場合50%以内
 - ・ 参加人数について、5,000人を上限

参考3

コロナ社会を生き抜く行動指針

令和3年 5月29日 変更

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

はじめに

- 岐阜県は、新型コロナウイルス感染症対策に当たり、発生した複数のクラスター（集団感染）の終息など、これまで様々な経験を積み重ねてきた。
- 岐阜県は、5月14日より特定警戒県及び緊急事態宣言指定区域の対象から除外されたが、新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底は、皆さんにとって、ご自身及びご家族を守り、皆さんの事業、お客様や従業員を守る、極めて大切なことである。
- 今後、第2波、第3波も予想されるコロナとの闘いは、長期戦に亘る可能性が高い。したがって、これからは「コロナとともにある（with corona）新しい日常（new normal）」、すなわち「コロナ社会」を生き抜いていかなければならない。
本指針は、そのための方向づけとなるものである。

令和2年5月15日

【 参考：緊急事態措置等に関する経緯 】

令和2年4月16日

「緊急事態措置を実施すべき区域（特定警戒県）」に指定

令和2年5月14日

上記区域からの除外

令和3年1月14日

「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定

令和3年3月1日

上記区域からの除外

令和3年5月9日

「まん延防止等重点措置」区域に指定

1 県民の皆さん

- あらゆる機会に、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、一人ひとりが基本的な感染対策の習慣を身に着け、緩みなく日々を過ごしましょう。
- 「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」「自らの体調管理の徹底」の4つの習慣を
- 人との距離の確保
 - 職場や外出先でのイスや行列等では、人との間隔を取りましょう。(できるだけ2m。最低1m)
 - 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。
 - できる限り予約を取って外出しましょう。
 - マスクの着用
 - 熱中症等の対策が必要な場合を除き、仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを着用しましょう。(フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可) 特に飲食店やカラオケ店においても、マスクの着用等により、飛沫対策は万全にしましょう。
 - 手洗いの励行
 - 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。
 - 自らの体調管理の徹底
 - 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。
 - 同居家族が陽性の場合、濃厚接触者としてPCR検査の対象となり、その場合自身のPCR検査の結果が陰性であっても14日間の自宅待機・健康観察になります。(保健所の指示に従って対応してください。)
- 高感染リスクから遠ざかりましょう
- 3つの密(密閉空間・密集場所・密接場面)が揃う場(注)は特に感染リスクが高いですが、そのうちの1つの密でも注意が必要です。
(注) ナイトクラブ等接待を伴う飲食店、スポーツジムなど呼気が激しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所は特に注意しましょう。

2 事業所・店舗

- 本指針は、新型コロナウイルスの感染防止対策について、共通して実施していただくべき「共通事項」とともに、施設類型、業態ごとに特に留意する点を「個別事項」として示している。
- 今後、各事業者団体及び各事業者におかれては、この指針や各業界が定める業種別ガイドラインを参考として、具体的な「対策ガイドライン」や「運営マニュアル」を作成していただき、感染防止を徹底していただきたい。

(1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）

① 実施体制

防止対策	具体的な方法・注意点
実効性のある対策実施	<ul style="list-style-type: none">○ 各事業所や店舗において、感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」（＝ぎふコロナガード）を選任。○ 日々の感染対策確認のための「チェックシート」を用意。○ 発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ連絡先を把握。

② 密集対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密状態の回避	<ul style="list-style-type: none">○ 利用者同士の間隔確保（できるだけ2m。最低1m）<ul style="list-style-type: none">・ テーブル、イス等の削減等により確保。○ 行列の間隔確保（できるだけ2m。最低1m）<ul style="list-style-type: none">・ 会計時等における行列の間隔を確保する床サイン等を実施。
入場者の制限	<ul style="list-style-type: none">○ 入場制限<ul style="list-style-type: none">・ 予約制の導入等による入場人数の制限・コントロール

	ールや、営業時間の短縮等。
入場者の制限	○ 入場時の健康確認 ・ 発熱がある方その他風邪症状がある方は入場をお断りする（ポスター等により徹底）。
従業員の対策	○ 勤務体系・勤務場所の分散 ・ 在宅勤務、時差出勤等の徹底。 ・ 時間と場所を分散した休憩、食事等の徹底。 ・ 基礎疾患を有する従業員の配置に関する配慮（接客業務からの配置換え等）。

③ 密閉対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密閉対策	○ 頻繁な換気 ・ エアコンと独立した換気扇の常時稼働を原則とする。その設置がない場合は常に複数の窓や扉を開放しての通気の良い換気や扇風機やサーキュレーターの外部に向けた使用等を行う。 ※エアコンと独立した換気扇の設置がない場合は1時間に最低2回、1回につき5分以上の複数の窓や扉を開放しての通気の良い換気や扇風機やサーキュレーターの外部に向けた使用等を行う。

④ 密接対策

防止対策	具体的な方法・注意点
飛沫対策	○ 従業員のマスク着用（必須） （フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可） ○ 入場者のマスク着用（励行徹底） （フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可） ○ 対面場面の遮断措置 ・ 人と人が対面する場所や執務室は、アクリル板・透明ビニールカーテン等、パーティションで遮断。

	・会計時のキャッシュレス決済の積極的導入。
--	-----------------------

⑤ 衛生対策

防止対策	具体的な方法・注意点
手指の衛生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入口等での手指消毒等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入口及び施設内に、手指消毒設備を設置。 ・ 従業員及び入場者の手指消毒の徹底。 ・ 手指消毒設備設置場所にはポスターや張り紙等で使用促進を掲示。 ・ ペーパータオルの設置（トイレ等での共用のタオルの使用禁止）。
施設・物品の清掃・消毒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 徹底した清掃・消毒 <ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な清掃、特にトイレや不特定多数が頻繁に使用する場所の清掃・消毒を徹底（原則として、アルコールを含浸した不織布を使用する。便器等は次亜塩素酸ナトリウムの適正な希釈濃度での使用も可能。）。 ・ テーブル、イス、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタン、不特定多数が触れる部分は、消毒の重点対象。 〔消毒が困難な部分（キーボードなど）については、使用者の手指消毒を徹底。〕 ・ 不特定多数が触れる部分の周辺になるべく手指消毒設備を設置。
廃棄物対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 密閉して廃棄 <ul style="list-style-type: none"> ・ 鼻水、唾液等がついたごみは、ビニール袋に入れ、速やかに密閉して持ち帰り（ゴミ箱が用意できる場合は、しっかりと密閉して廃棄）。 ・ ごみの回収者は、必ずマスクや手袋を着用。 ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い。 ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すことを徹底。
従業員の対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎日、従業員の健康チェック（必要に応じ検温） <ul style="list-style-type: none"> ・ 体調不良（家族も含む）の場合は必ず休養。 ・ ユニフォームや衣服は毎日洗濯ないし交換。 ・ 日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底。

	<ul style="list-style-type: none"> ・同居家族が陽性の場合、濃厚接触者としてPCR検査の対象となり、その場合自身のPCR検査の結果が陰性であっても14日間の自宅待機・健康観察になります。(保健所の指示に従って対応してください。)
入場者の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入場者への周知徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・体調不良時の入場自粛。途中で体調が悪くなった場合は直ちに従業員に申し出。

(2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項
(個別事項)

① 飲食店（接待を伴う飲食以外。屋内外を問わない。）

- 従業員と利用者の接触機会が多い、食事をする際にマスクを外す（飛沫感染のリスクが高まる）、会話が多い等の飲食業の特性から、以下の感染防止対策を実施。
 - ・利用者に対して、可能な限りマスクの着用等により、飛沫防止対策の徹底を呼び掛ける。
 - ・テーブル間にパーティションを設置。テーブルでの会計実施。
 - ・テーブル上も可能な限りの飛沫防止対策を。
 - ・入場待ちの行列ができる店は、予約制、整理券等を導入し、入場をコントロール。家族利用に限定することも考えられる。
 - ・列の間隔を確保する床サイン等を実施。
 - ・酒類の提供時間の短縮やテレビ上映の停止等により、滞在時間を短縮。
 - ・個室など密閉した部屋は、換気を徹底。
 - ・入店時の手指消毒の徹底。
 - ・多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

- (例)
- ・チケット自動販売機のスイッチ
 - ・テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
 - ・水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
 - ・食器、コップ、箸、スプーン

(※ 使い捨て物品採用も検討)

- 新聞・雑誌の撤去、使い捨て物品の利用等、共用物品を最小化。
- 可能な限り大皿での取分け方式を控える。同様に、多数の人が共通の調理器具を使うビュッフェ方式（サラダバーを含む）も控える。
- 歌唱を伴うパフォーマンス等、店内イベントを控える。
- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例)

- 食事を終えたらマスクを着用しましょう
- 手指衛生を徹底しましょう。
- 空いている時間帯に食事をしましょう
- 長時間の滞在は控えましょう
- レジに並ぶ際は距離を保ちましょう
- 大声での会話は控えましょう
- 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）

○ 消費者が密集しやすくなる一方で、生活必需品を扱うケースが多く、事業継続が必要となる小売業の特性から、店舗の規模に応じながら、以下の感染防止対策を実施。

- 休憩スペースやフードコートがある場合、テーブル、イスの削減等により、間隔を確保（四方を空けた席配置等）。
- 高齢者、障がい者、妊婦の方等の優先スペース（テーブル、イス）を確保。また、混雑する場合、特定の時間帯を高齢者、障がい者、妊婦の方等に優先入店させる時間帯を設定。
- タイムセール等の際、密集が発生しないよう工夫。
- 入店時の手指消毒の徹底。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例)

- ショッピングカートの手すり
- 買い物かご
- セルフレジのタッチパネル
- レジテーブル
- 商品サンプル、展示商品

※ アパレル販売については、試着室を特に消毒対象とする

とともに、飛沫がついた場合は申し出ていただく。

- 試食コーナー、包装無し販売形式、従業員によるマイバッグへの詰め替えを取りやめること。
- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">▪ 必ずマスクを着用しましょう▪ 手指衛生を徹底しましょう▪ 買い物は少人数でしましょう▪ 空いている時間に買物をしましょう▪ 短時間で買物をしましょう▪ レジで並ぶ場合は距離を保ちましょう▪ 買いためや買い急ぎは控えましょう▪ 買い物の回数を減らしましょう▪ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

③ 観光業（宿泊施設、観光施設）

- 不特定多数の方々が各地から集まり、また、宿泊以外にも食事や懇親の場としての共有スペースが多い特性がある宿泊施設については、以下の感染防止対策を実施。
 - 宿泊予約人数の制限。
 - 人と人が対面する場所（受付等）や執務室は、距離を保つ又はアクリル板・ビニールカーテン等で飛沫感染を防止。
 - 浴場、ロビー等の共用スペースは、可能な限り宿泊者別の時間設定を行うなど、利用者をコントロール。
 - ナイトクラブやカラオケ、卓球等、これまでクラスター発生の経験がある施設やこれと同種の施設は、そのうちの「3密」の状態（そのうちの「1密」でも注意）を生じさせないよう格段の留意を払うとともに、開業する場合は、本指針の「1（2）④ 遊技施設等、⑤ 接待を伴う飲食店」部分の感染防止対策をさらに実施。
 - 浴場（サウナ含む）の消毒等管理徹底。
 - 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。
 - 特に特定多数の人が触れる環境表面を触った後は手指衛生を徹底するよう依頼。

- (例)
- ・ テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
 - ・ 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
 - ・ 食器、コップ、箸、スプーン
 - (※ 使い捨て物品採用も検討)
 - ・ 共同浴場のドアノブ、ロッカー、ドライヤー
 - ・ エレベーター内外のボタンや手すり等、ロビーのテーブル、カウンター
 - ・ 遊技設備（ゲーム等）のボタン、スイッチ
 - ・ 貸し出し器具
 - ・ 共同トイレのドアノブ、流水レバー
 - ・ 送迎バス等

- ・ 発熱がある方その他風邪症状がある方をチェックイン時に確認。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

- (例)
- ・ 宿泊室以外では必ずマスクを着用しましょう
 - ・ 丁寧かつ頻繁な手指消毒を徹底しましょう
 - ・ トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう

- ・ 観光施設については、「3 県の催事施設」に記載の入場制限や対策を実施。

④ 遊技施設等

<カラオケ店、ライブハウス>

○ 密集した状況で歌唱を行う特性のあるカラオケ店、ライブハウスについては、飛沫感染のリスクをできるだけ低減することが重要であり、以下の感染防止対策を実施。

- ・ 利用者に対して、マスクの着用等により、飛沫防止対策の徹底を呼び掛ける。
- ・ 入室人数を制限し、利用者間の距離を確保。カラオケ店の場合は、小部屋のイスの削減、家族限定の利用等を実施。
- ・ 受付カウンターの受付及び会計の列の間隔を確保するための床サイン等の実施。
- ・ 滞在時間短縮のため、酒類の提供時間を短縮。
- ・ カラオケ店の個室は30分に1回以上、数分間程度、扇風機活用により扉から換気。館内の換気にも特に留意。

- 歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控える。
- 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、一人一人の使用毎にアルコール含浸不織布などでの消毒を実施。

<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ カラオケ機のリモコン、マイク ▪ 食器、コップ、箸、スプーン、調味料等 (※ 使い捨て物品採用も検討) ▪ テーブル、イス、メニューブック、電話、水差し等 ▪ 個室に除菌シート等を配置し、リモコンやマイクの消毒を利用者に励行
--

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。
- 特に不特定多数の人が触れる環境表面に触れた後は手指衛生を徹底するよう依頼。

<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 歌唱中もマスクを着用しましょう ▪ 手指衛生を徹底しましょう ▪ 空いている時間帯に利用しましょう ▪ 長時間の滞在は控えましょう ▪ レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう ▪ 大声での会話は控えましょう ▪ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください
--

<パチンコ店、ゲームセンター等>

○ 基本的には一人又は少人数で行う遊技であるものの、密閉された空間の中で密集が生まれやすい施設の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- 利用できるパチンコ台を一つ置きにする、ゲーム機数を削減する、距離を開ける等、複数人が密接する状況を削減する。
- 自動ドアの常時開放等換気の徹底。
- 飲食の禁止。
- 大声で会話するリスクを避けるため、大音量でのBGMを控える。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ パチンコ台のハンドル等 ▪ スロット台のボタン、レバー等 ▪ 玉、玉貸機スイッチ

- ・メダル、メダル貸出機スイッチ
- ・ゲーム機操作レバー、ボタン等

- ・利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。
- ・特に不特定多数の人が触れる環境表面に触れた後は手指衛生を徹底するよう依頼。

- （例）
- ・遊技中もマスクを着用しましょう
 - ・手指衛生を徹底しましょう
 - ・空いている時間帯に利用しましょう
 - ・長時間の滞在は控えましょう
 - ・レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう
 - ・大声での会話は控えましょう
 - ・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）

- 接待を伴う飲食店では、全国的にクラスターが多く発生しており、徹底的な感染防止対策が求められる。
- そのため、「共通事項」に定められた感染防止対策をしっかりと実行することに加え、フィジカル・ディスタンス（物理的距離）の確保をはじめとする対策を実施する。
 - ・ 対面接待を避けるための席の配置の見直しや入場制限等、従業員と利用者間のフィジカル・ディスタンスの確保。
 - ・ 従業員及び利用者のマスク着用の徹底。
 - ・ 従業員、特に副業を有したり、派遣されている従業員については、健康チェックを徹底。
 - ・ カラオケの利用自粛、又はマスクを着用あるいはパーティションの設置の上で歌唱。
 - ・ 歌唱、ダンスを伴うパフォーマンス等、店内イベントの自粛。
 - ・ 大声での会話抑制のため、BGMの音量を控える。
 - ・ 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
 - ・ つまみ等の食事は取り分けて提供する等、多数の人が共用する大皿等の食事提供方法は控える。
 - ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

- （例）
- ・ テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル

- ・アイスペール、マドラー
- ・水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- ・食器、コップ、箸、スプーン
（※ 使い捨て物品採用も検討）
- ・カラオケ機のリモコン、マイク

- ・利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。
- ・特に不特定多数の人が触れる環境表面に触れた後は手指衛生を徹底するよう依頼。

- （例）
- ・必ずマスクを着用しましょう
 - ・手指衛生を徹底しましょう
 - ・長時間の滞在は控えましょう
 - ・大声での会話は控えましょう
 - ・できるだけマスクを着用しましょう
 - ・トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう
 - ・発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- ・仮にクラスターが発生してしまった場合に検査等の対策を迅速に実施できるようにするため、利用者の連絡先を把握。

⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、 合唱サークル、カラオケ教室等、マージャン店

<スポーツジム>

○ スポーツジムは県内でクラスターが発生した施設であるが、マシン等の利用後の懇談がクラスター発生の原因と指摘があった。そのため、マシンの消毒等に加え、利用方法についても特に注意が必要である。

- ・マシンや座席数の削減等により距離を確保。
- ・利用者同士の間隔が取れない場合等は、集団レッスンの中止も検討。
- ・更衣室、休憩室等の利用制限による懇談（茶話会）の制限。
- ・受付、会計等の列の間隔を確保する床サイン等の実施。
- ・多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

- （例）
- ・トレーニングマシン、トレッドミル
 - ・ジムエリア及びスタジオのフロア、マット、ダンベル等

- ・更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。

- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。
- ・ 特に不特定多数の人が触れる環境表面に触れた後は手指衛生を徹底するよう依頼。

- | |
|--|
| <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必ずマスクを着用しましょう ・ 手指衛生を徹底しましょう ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください ・ 長時間の滞在は控えましょう ・ 人と人との間隔を適切に保ちましょう ・ 大声での会話は控えましょう ・ 空いている時間帯に利用しましょう |
|--|

<マッサージ等>

- マッサージ等のサービスは、施術者と利用者の身体的な距離が近く、機器等の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。
 - ・ 施術者、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
 - ・ 施術が終了したあとのベッド等の消毒の実施、特に顔面が触れる部分の消毒の徹底、使い捨て物品の再利用の禁止の徹底、タオル等の施術ごとの交換、洗濯の徹底。
 - ・ 待合室での利用者間の距離の確保。

<理美容業>

- 理美容業は、利用者と顧客の身体的距離が近く、器具（はさみ等）の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。
 - ・ 従業員、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
 - ・ 待合室での利用者間の距離の確保。

<合唱サークル、カラオケ教室等>

- 合唱は、県内クラスターの原因となった行為であり、合唱サークルやカラオケ教室等については、歌唱の際、特に留意が必要である。
 - ・ 大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行うこと。
 - ・ 歌唱者同士、又は歌唱者とそれ以外の者との間隔を確保。（でき

るだけ2 m。最低1 m。)

- 円陣になりお互いに対面した歌唱、声援行為の禁止。
- 歌唱する者以外はマスク着用。
- エアコンと独立した換気扇の常時稼働を原則とする。その設置がない場合は常に複数の窓や扉を開放しての通気のよい換気や扇風機やサーキュレーターの外に向けた使用等を行う。
- レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけの時間を設けること。

<マーじゃん店>

- マーじゃん店は密状態になりやすく、複数の者がマーじゃん卓やマーじゃん牌などを触れる機会が多いため、特に留意が必要。
 - マーじゃん卓は、アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置し遮へいするなど工夫するとともに、マーじゃん卓の間隔を離して利用客の密集を防ぐこと。
 - サイドテーブルに消毒液を設置。(可能であればマーじゃん卓1台当たり2個)
 - マーじゃん牌、点棒等は定期的に消毒を実施。
 - 飲食に際しては、少人数で待ち席を利用するよう勧め、対局中にアクリル板等の遮へい物がないマーじゃん卓で飲食する場合は、会話を慎むよう指導。
 - プレイヤーはゲーム中、常にマスクを着用する。
 - 飲水以外の食事は原則避け、食事する場合は無言で終了後直ちにマスクを着用する。
 - 麻雀卓での喫煙は原則禁止。
 - エアコンと独立した換気扇の常時稼働を原則とする。その設置がない場合は常に複数の窓や扉を開放しての通気のよい換気や扇風機やサーキュレーターの外に向けた使用等を行う。

3 県の催事施設

市町村、民間の催事施設においても、以下を参考としていただきたい。
なお、各業界が定める業種別ガイドラインに則した感染防止策にも留意すること。

また、全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、当該イベント主催者とともに県に事前相談すること。

※ 共通する事項

- ・ 入場者数を制限し、滞在時間を短時間として管理運営。
- ・ 来場者の連絡先の登録、確認（来場者の感染を確認した場合、他の来場者に速やかにメール連絡する「岐阜県感染警戒 QR システム」を活用）。また、接触確認アプリの利用を周知。
- ・ 来場者の健康チェック（検温、マスク着用の確認）。
- ・ 発熱等の症状がある来場者の参加自粛要請（その場合の払い戻し措置等の規定）。
- ・ 可動席を使用する場合は、席と席の間隔を空けて設置し、固定席を使用する場合は、前後左右の隣接する席を空けて使用。
- ・ 入場券販売所、案内所、入場ゲート、物販コーナーの会計場所等において、列の間隔を確保するための床サイン等を実施。
- ・ 大声での発声、歌唱、声援又は近接した距離での会話が想定されるイベントについては、「(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント」による。
- ・ 多数の人が触れる場所は、消毒を重点実施。
- ・ 人と人の距離を安定して確保できない場合は、基本的に開催を控える。コンサートの立ち見等は控える。
- ・ 無人施設においては、3密回避（そのうちの1密でも注意）、手洗い・マスク着用を看板掲示や職員巡回等により呼びかけ。
- ・ 主催者や来場者に対し、適切な感染防止対策を踏まえた施設利用をするよう徹底（施設借上げ時の説明、チェックリストの提出等）。
- ・ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め3密回避（そのうちの1密でも注意）を徹底。
- ・ イベントの開催前後の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。

- イベントの規模要件（人数・収容率等）は以下のとおりとする（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。詳細は、令和3年5月28日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に準拠する。

収容率※3	人数上限※3
大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	5,000人

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち収容率は50%を超える場合がある。

※3 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

（注）必要な感染防止策（以下）が担保されることが前提。

（1）徹底した感染防止等：①マスク常時着用の担保、②大声を出さないことの担保

（2）基本的な感染防止等：③（1）①～②の奨励、④手洗、⑤消毒、⑥換気、⑦密集の回避、⑧身体的距離の確保、⑨飲食の制限、⑩参加者の制限、⑪参加者の把握、⑫演者の行動管理、⑬催物前後の行動管理、⑭ガイドライン遵守の旨の公表

（3）イベント開催の共通の前提：⑮入退場やエリア内の行動管理、⑯地域の感染状況に応じた対応

(1) 屋内の催事施設

- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

（例）

- 受付カウンター、待合イス、自動販売機のスイッチ
- 共用物（遊具、健康器具、アミューズメント系機器のボタン類、マイク等）

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 必ずマスクを着用しましょう
- 空いている時間帯に利用しましょう
- 手指衛生を徹底しましょう
- 長時間の滞在は控えましょう
- 受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
- 大声での会話は控えましょう
- 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 以下のようなイベントの開催は控える。

（例）

- グループ討論、ワークショップ方式の講座等
- 大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション

- 可能な場合、入口と出口とを分離、また、見学ルートを設定。

(2) 屋外の催事施設

- 遊具、アトラクションに関する感染防止対策（遊具等使用後の手洗いの励行周知、場合によっては使用制限等）を実施。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

（例）

- 自動販売機のスイッチ
- 屋外トイレのドアノブ、流水レバー、遊具等

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 必ずマスクを着用しましょう
- 空いている時間帯に利用しましょう
- 手指衛生を徹底しましょう
- 長時間の滞在は控えましょう
- 受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
- 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 屋内に比べて不特定多数が集まることが想定されるため、会場整理を行う職員を十分に配置。
- 以下のようなイベントの開催は控える。

（例）

- 大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション

(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント

- 歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集まって密集する恐れがあるため、徹底した感染防止対策が求められる。
- 密閉空間で大声を発するもの等は、業界が策定したガイドラインによる厳格な対応を実施。

<主催者・会場管理者>

- ・ 飛沫防止のため、ステージと観客席との間に十分な距離を確保。
- ・ 観客の入退場時の密集回避。
- ・ 出演者と観客が接触するような演出や企画はなるべく避けること。
(例：握手会など)

<ステージ出演者（歌唱者、演奏者など）>

- ・ 出演者同士の間隔を確保。(できるだけ2m。最低1m。)
- ・ マイクは使い回しを禁止。また適宜消毒を実施。
- ・ 特に管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- ・ 観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止。
- ・ 楽屋などでの3密回避(そのうちの1密でも注意)。

<観客>

- ・ ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。
- ・ ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止。

<ステージ出演者所属事務所>

- ・ 所属タレント等、事務所関係者の、日頃の行動制限(3密などのリスクがある場所への移動を控える等)を徹底。
- ・ 毎日、所属タレント等、事務所関係者の健康チェック(検温、体調確認)。

- 体調不良者を、ステージ本番、稽古、リハーサル、打合せ等へ参加させないよう徹底。
- 稽古、リハーサル、打合せ、移動、休憩等、あらゆる場面（出演時を除く）でのマスク着用、手指消毒、3密回避（そのうちの1密でも注意）の徹底。
- 稽古場、リハーサル会場、打合せ場所、移動中車内、楽屋等の換気、清掃、消毒の徹底。
- 出演に際し、適切な感染防止対策が整っているイベントであるか事前に十分検討し、感染防止対策が不十分なイベントへは所属タレントを派遣しない。
- 事務所スタッフや出演者家族等、関係者の帯同や立会いは必要最低限の人数とする。
- ステージ衣装や小道具等は、使用の都度、洗濯ないしは交換。
- 共同生活の場合における、手指消毒や3密回避（そのうちの1密でも注意）等、基本的な感染防止対策の徹底。